

第6期 多摩区地域福祉計画

多様な主体と多世代がつながる
支え合いのまち多摩区



令和3(2021)年3月
川崎市 多摩区

はじめに



本市では、子どもから高齢者まですべての市民を対象に、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域をめざした「地域包括ケアシステムの構築」に向けて取り組んでおります。

全国的には人口減少とともに高齢化が進展している中、本市の人口は増加の一途をたどっており、全国平均に比べると市民の平均年齢が若い都市ですが、今後、本市においても確実に本格的な超高齢社会が到来します。

当面続くと見込まれる人口増加に対応しながら、超高齢社会の到来、その先に訪れる人口減少を見据え、来るべき将来に向けて、今なすべきことにしっかりと取り組んでいくことが重要であると考えています。

今回、策定いたしました「第6期川崎市地域福祉計画」は、「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり」を基本理念に掲げ、地域包括ケアシステムの構築に向けて関連する行政計画と連携を図りながら、住民の視点による地域福祉を推進することをめざしております。また、各区におきましても地域福祉計画を策定しており、地域の実情に応じた施策の展開を図ってまいりたいと考えています。

本計画の推進には、相談や交流の場など「顔の見える関係づくり」が何より大切になりますが、今般の新型コロナウイルス感染症は、テレワークやオンライン会議など、デジタル化の急速な進展をもたらし、地域福祉の取組についても、新たな視点や発想が求められています。

今後におきましても、様々な工夫をしながら地域における顔の見える関係づくりを進め、コミュニティ分野や住宅・都市計画分野、教育分野など幅広い関連施策分野が連携した地域包括ケアシステムの構築につなげてまいりたいと考えておりますので、より一層の御理解・御協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、今回の川崎市・各区地域福祉計画の策定にあたり、多くの皆様から貴重な御意見をいただきましたことに、厚く御礼申し上げます。

令和3年3月

川崎市長

福田 紀彦

目次

序章 川崎市地域福祉計画について.....	1
1 計画の趣旨・期間.....	3
(1) 計画の趣旨.....	3
(2) 計画の期間.....	3
(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係.....	3
2 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づく取組の推進.....	5
(1) 社会環境の変化.....	5
(2) 地域包括ケアシステム推進ビジョン策定の背景.....	5
(3) 推進ビジョンの概要.....	6
(4) 地域包括ケアシステム構築に向けたロードマップ.....	8
3 地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進体制.....	9
(1) 地域みまもり支援センターによる取組.....	9
(2) 取組の推進イメージ.....	9
(3) 推進ビジョンと関連個別計画の関係性.....	10
4 第5期計画での取組と第6期計画への課題.....	11
5 令和7（2025）年を見据えためざすべき姿.....	12
(1) 地域福祉とは.....	12
(2) 地域福祉の対象者と担い手.....	12
(3) 令和7（2025）年に向けて想定される課題とめざす姿.....	13
6 第6期計画期間における施策の方向性.....	15
(1) 計画の基本理念・目標.....	15
(2) 計画推進における圏域の考え方.....	17
7 第6期計画の実施状況の点検・見直し.....	18
第6期川崎市地域福祉計画の施策体系図.....	21
第1章 多摩区地域福祉計画策定にあたって.....	23
1 多摩区地域福祉計画とは.....	25
(1) 多摩区地域福祉計画策定の趣旨.....	25
(2) 地域福祉の推進とコミュニティ施策.....	25
(3) 多摩区社会福祉協議会との連携.....	26
2 多摩区の地域の特色.....	27
(1) 多摩区の概況.....	27
(2) 多摩区の現状.....	28
3 多摩区地域福祉施設マップ.....	37

4	地区の概況	39
	（1）登戸地区	40
	（2）菅地区	43
	（3）中野島地区	46
	（4）稲田地区	49
	（5）生田地区	52
5	区民の主な生活課題	55
	地域の生活課題に関する調査から見える課題	55
6	多摩区の地域包括ケアシステム推進の取組	62
7	第5期計画の振り返り	64
	基本目標1 多様な主体が参加する地域づくり	64
	基本目標2 多世代交流でつながる地域づくり	65
	基本目標3 見守り・支え合いのネットワークづくり	66
第2章 多摩区地域福祉計画の取組		67
1	理念・目標	69
	（1）基本理念	69
	（2）基本目標・基本方針	70
	（3）重点的な取組	72
2	計画の体系	74
3	事業一覧	75
4	具体的な取組	78
	基本目標1 区民一人ひとりが参加する地域づくり	78
	基本目標2 多世代交流でつながる地域づくり	86
	基本目標3 見守り・支え合いのネットワークづくり	91
5	地域福祉計画の進め方	100
資料編		103
	（1）第6期多摩区地域福祉計画策定の経過	105
	（2）多摩区支え合いのまちづくり推進会議運営要綱	106
	（3）多摩区地域福祉計画推進会議委員名簿	107
	（4）多摩区町丁別にみた地区組織	108
	（5）子ども・子育てに関する相談先	110
	（6）障害者相談支援センター（障害者の相談先）	112
	（7）地域包括支援センターの連絡先と担当地域（高齢者の相談先）	112
	（8）権利擁護に関する相談先	113
	（9）ボランティア・地域福祉活動に関する相談先	113

川崎市地域福祉計画について

序 章

1 計画の趣旨・期間

(1) 計画の趣旨

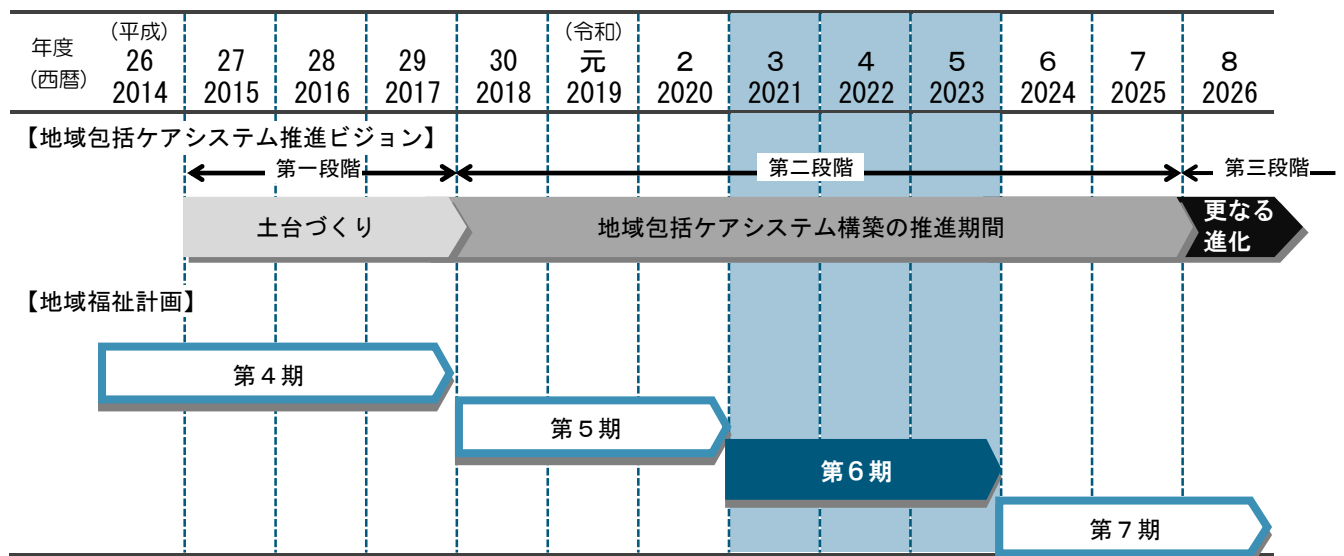
「地域福祉計画（以下、「計画」という。）」は、社会福祉法第 107 条に基づき、次の事項を一体的に定める計画です。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する共通的事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

本市では、平成 16(2004)年度に第 1 期計画がスタートし、今回は第 6 期となります。また、今回の第 6 期計画についても、市計画と区計画をそれぞれ策定しました。

(2) 計画の期間

第 6 期計画の計画期間は、令和 3（2021）年度から令和 5（2023）年度までの 3 年間で



(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉を推進するための計画としては、市町村が策定する「地域福祉計画」と共に、地域福祉の推進を図ることを目的として市町村社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」があります。

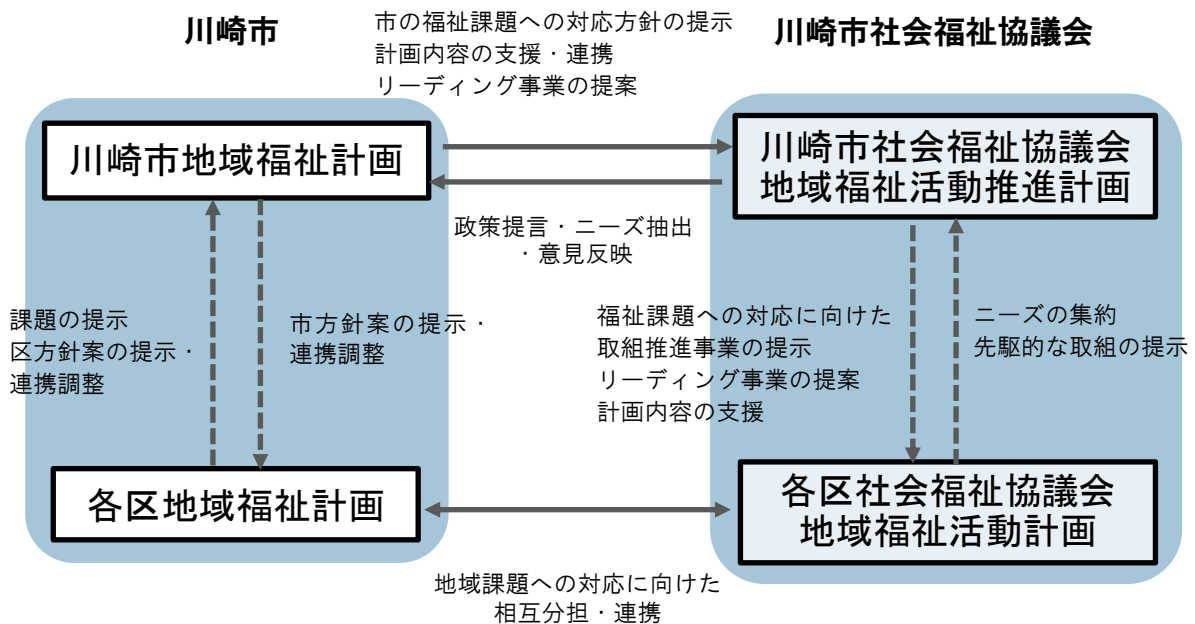
地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画が「地域福祉計画」であり、それを実行するための、市民の活動・行動のあり方を定める計画が「地域福祉活動計画」です。

本市では、各区が「地域福祉計画」を策定し、同様に区社会福祉協議会も「地域福祉活動計画」を策定していることから、両計画は、地域課題を共有し双方が補強、補完し合いながら連携した事業を展開していきます。

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条において地域福祉の推進を図ることを目的とした団体と位置付けられ、事業の企画・実施、住民参加の援助、調査・普及等の役割が求められています。

今般の計画策定にあたっては、「川崎市地域福祉計画」「各区地域福祉計画」及び川崎市社会福祉協議会の「川崎市地域福祉活動推進計画」がそれぞれ計画改定年であることから、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン（以下、「推進ビジョン」という。）」（次頁以降参照）の趣旨を踏まえ、相互に連携を図りながら、検討を進めました。

【川崎市地域福祉計画と川崎市社会福祉協議会地域福祉活動計画との関連性】



※市社会福祉協議会計画における人材育成、研修開催、災害への対応等、地域に対し全市的に取り組む事業については、各区地域福祉計画とも連携。

2 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づく取組の推進

少子高齢化とともに、昨今、家族・地域社会の変容などによるニーズの多様化・複雑化が進み、地域における生活課題の多様性が高まっていることから、本市では、高齢者に限らず、すべての地域住民を対象に、関連個別計画の上位概念として「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定しました。

(1) 社会環境の変化

社会環境の変化として、本市は比較的若い都市ですが、今後、高齢化率が21%を超え、超高齢社会が到来します。また、急速な高齢化の進展とともに、少子化が同時に進むことが予測されています。

少子高齢化の進展は、同時に、生産年齢人口の減少を伴い、社会・産業構造の変化、ケア人材の不足などが進んでいくことにつながります。

特に、今後、後期高齢者が増加することで、慢性疾患、さらには複数の疾患を抱えながら生活を送る高齢者が増加していき、疾病構造の変化が想定され、「治す医療」から「治し支える医療・介護」への転換が必要となっています。

(2) 地域包括ケアシステム推進ビジョン策定の背景

超高齢社会に突入し疾病構造などの社会環境の変化に対応していくため、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」に、高齢者を対象として、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保された体制づくりをめざす地域包括ケアシステムの構築について規定されています。

本市では、高齢者施策が、住宅施策等の関連施策との連携を図ることや、認知症の人を支える生活支援等、他の様々な施策と仕組みを共有できる部分が多いと考えられることから、そのようなシステムの汎用性に着目し、昨今の家族・地域社会の変容などに影響されるニーズの多様化・複雑化による地域での生活課題の多様性の高まりを踏まえて、高齢者に限らず、障害者や子ども、子育て中の親などを加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含め、すべての地域住民を対象に、平成27(2015)年3月、関連個別計画の上位概念として、「推進ビジョン」を策定しました。

また、地域包括ケアシステムの基幹的な取組としては、様々な医療・介護等の専門職による協働からはじめられましたが、まちづくりの側面も重要と考えられ、地域包括ケアシステムの構築に向けては、保健・医療・福祉分野に限らず、幅広い行政分野が総合的に取り組んでいくことをめざしています。

さらに、今日では、国においても、高齢者に限らず、多様な対象者が想定され、地域包括ケアシステムの普遍化に向け、「地域共生社会の実現」をめざし、まちづくりや地方創生などの取組との連携や、①本人・世帯の属性に関わらず受け止める相談支援としての「断ら

ない相談」、②狭間のニーズに対応できるように、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する「参加支援」、③地域社会からの孤立を防ぎ、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行うことが求められています。

【「地域共生社会」の実現に向けて】

◆制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係をを超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方



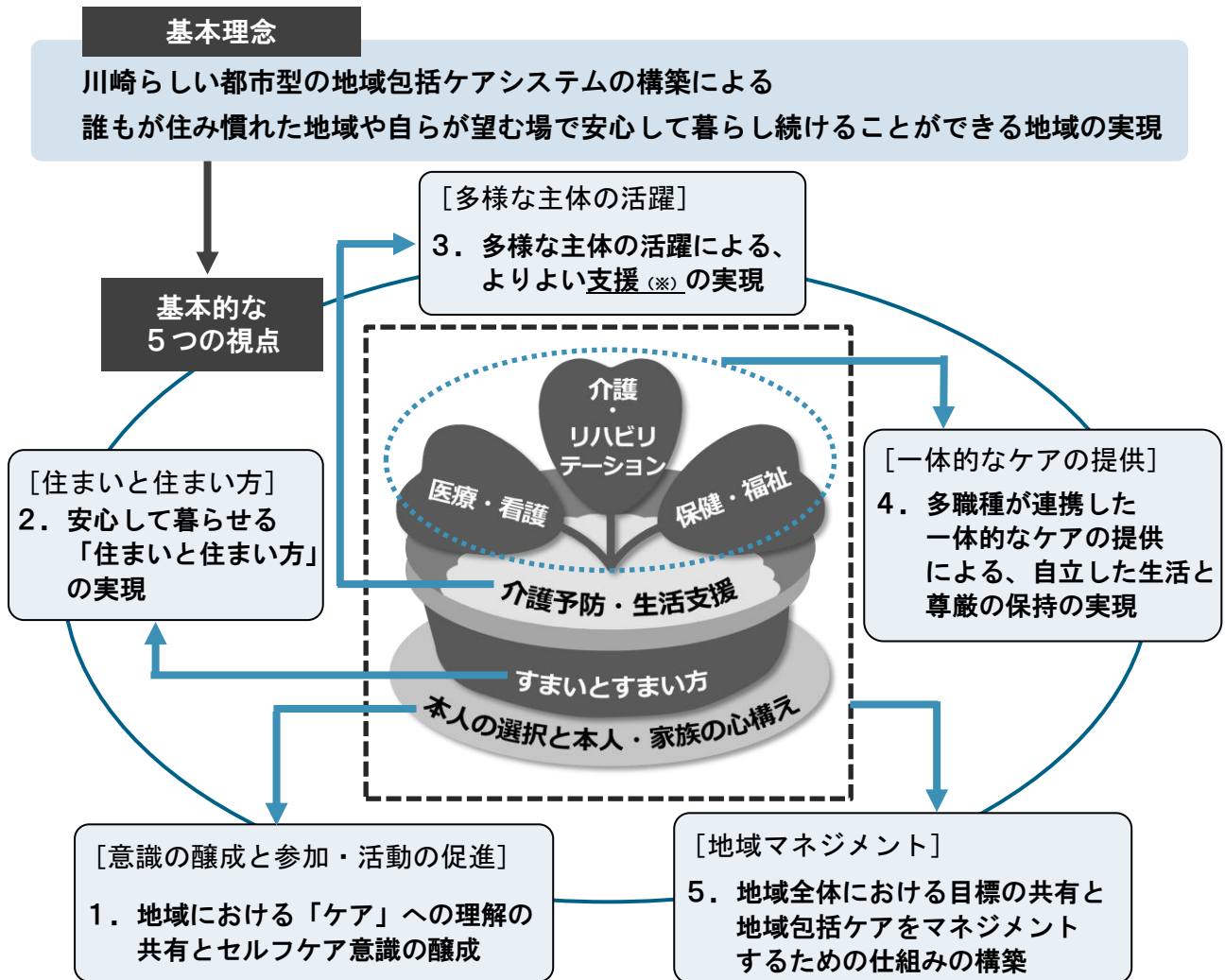
(3) 推進ビジョンの概要

推進ビジョンは、「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を基本理念とし、「①意識の醸成と参加・活動の促進」「②住まいと住まい方（地域コミュニティ等との関わり方）」「③多様な主体の活躍」「④一体的なケアの提供」「⑤地域マネジメント」の基本的な5つの視点で取り組むものです。

これらの取組を通じて、住み慣れた地域で自分らしさを発揮し、自立した日常生活を営むことができるように、生活に必要な要素が包括的に確保された体制づくりとして、地域包括ケアシステムの構築をめざしています。

【「地域包括ケアシステム推進ビジョン」における取組の視点】

～一生住み続けたい最幸のまち・川崎をめざして～



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

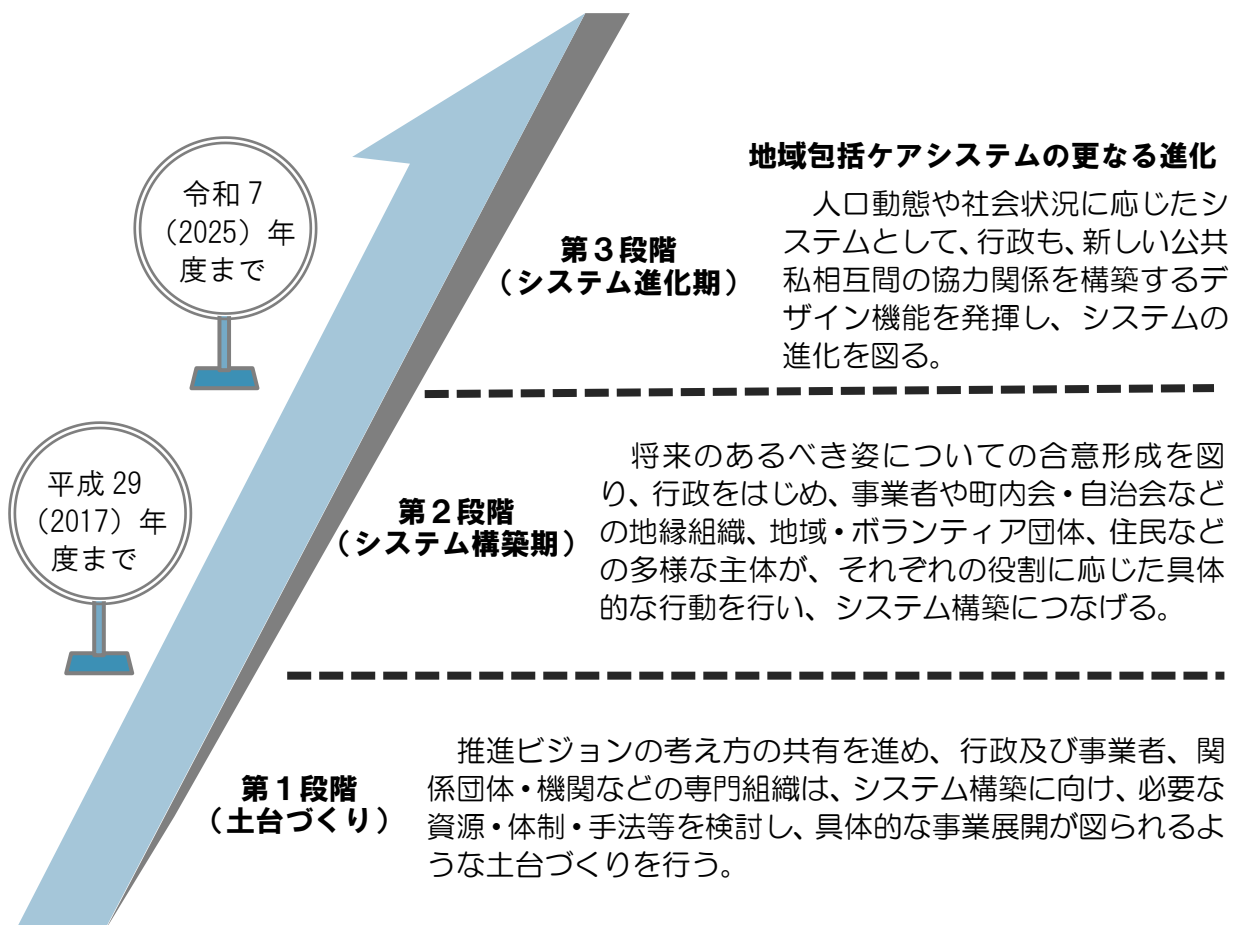
※「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会運営委員会」での議論を踏まえて、民間企業なども含めたより多様な主体の参画が進んでいることから、「3. 多様な主体の活躍による、よりよいケアの実現」の「ケア」を「支援」と読み替えて表記しています。

(4) 地域包括ケアシステム構築に向けたロードマップ

ロードマップとしては、「推進ビジョン」を策定した以降の平成 27（2015）年度から平成 29（2017）年度までを第 1 段階の「土台づくり」の期間として、平成 30（2018）年度から令和 7（2025）年度までを第 2 段階の「システム構築期」、令和 8（2026）年度以降を第 3 段階の「システム進化期」として、地域包括ケアシステムの構築をめざしています。

いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年（令和 22 年）[※]以降には、ひとり暮らし高齢者世帯、夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、医療・介護サービスの需要がさらに増加・多様化することが想定されています。

こうした中、令和 7（2025）年度までのシステム構築に向けた取組を着実に進めるとともに、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた「新しい生活様式」や、デジタル化・スマート化など新たな技術を取り入れた社会（Society 5.0）を意識しながら、安心できる社会保障の構築と包摂的な社会の実現に向けて令和 22（2040）年度を見据えた中長期的な視点で取組を推進します。



※2040 年：2040（令和 22）年には、いわゆる「団塊ジュニア世代」が 65 歳以上高齢者（前期高齢者）となり、総人口・現役世代が減少する中で、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い 85 歳以上人口が急速に増加することが見込まれています。

3 地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進体制

(1) 地域みまもり支援センターによる取組

「推進ビジョン」の策定に伴い、平成 28（2016）年 4 月には、「推進ビジョン」の具体的な推進に向けて、住民に身近な区役所で「個別支援の充実」と「地域力の向上」を図るとともに、専門職種のアウトリーチ機能を充実して連携を強化し、地域包括支援センターや障害者相談支援センター、児童家庭支援センターなどの専門相談支援機関をはじめとして、連携を推進するため、各区保健福祉センター内に「地域みまもり支援センター」を設置しました。

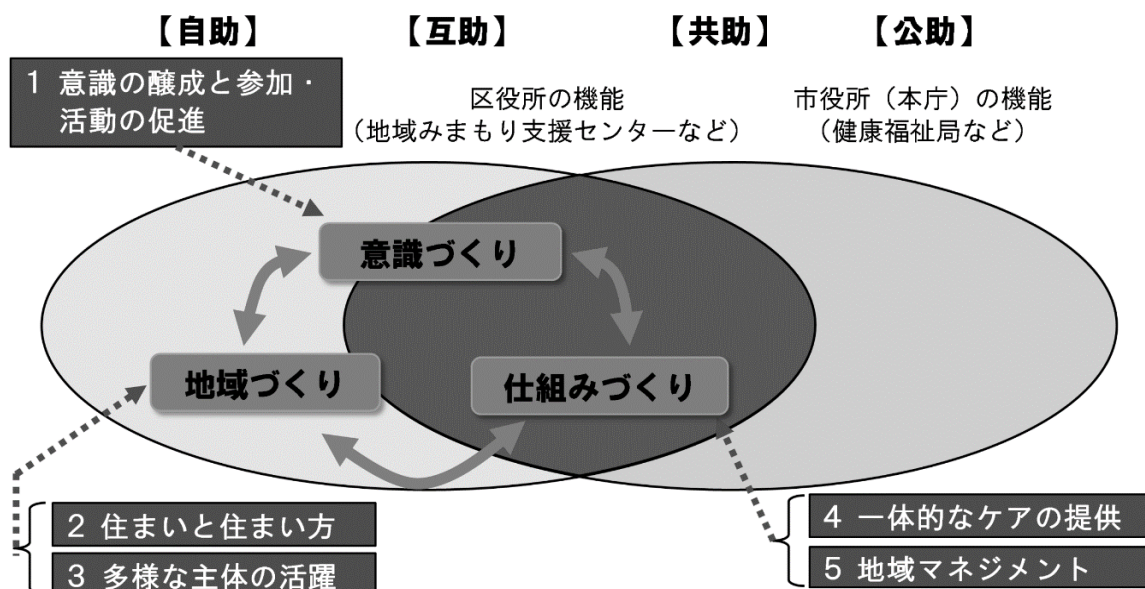
なお、地域みまもり支援センターについては、センター内での個々人へのケアを中心とした専門支援機能との連携の強化を図るため、平成 31（2019）年 4 月に、保健福祉センター全体を「地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）」と改称しました。

(2) 取組の推進イメージ

本市においては、住民に身近な区役所と市役所（本庁）が全市的な調整を図り調和のとれた施策を展開していることから、それぞれの適切な役割分担によって、一体的に取組を推進します。

その際に、基本的な視点として、①地域福祉に関する市民啓発を図るための「意識づくり」、②地域における人材養成や居場所づくりをはじめとした取組を推進する「地域づくり」、③「意識づくり」や「地域づくり」を専門多職種と共に、地域においてシステム化していくための「仕組みづくり」を3つの視点として、「自助」「互助」「共助」「公助」の組み合わせによるシステム構築をめざします。

【今後の地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進イメージ】



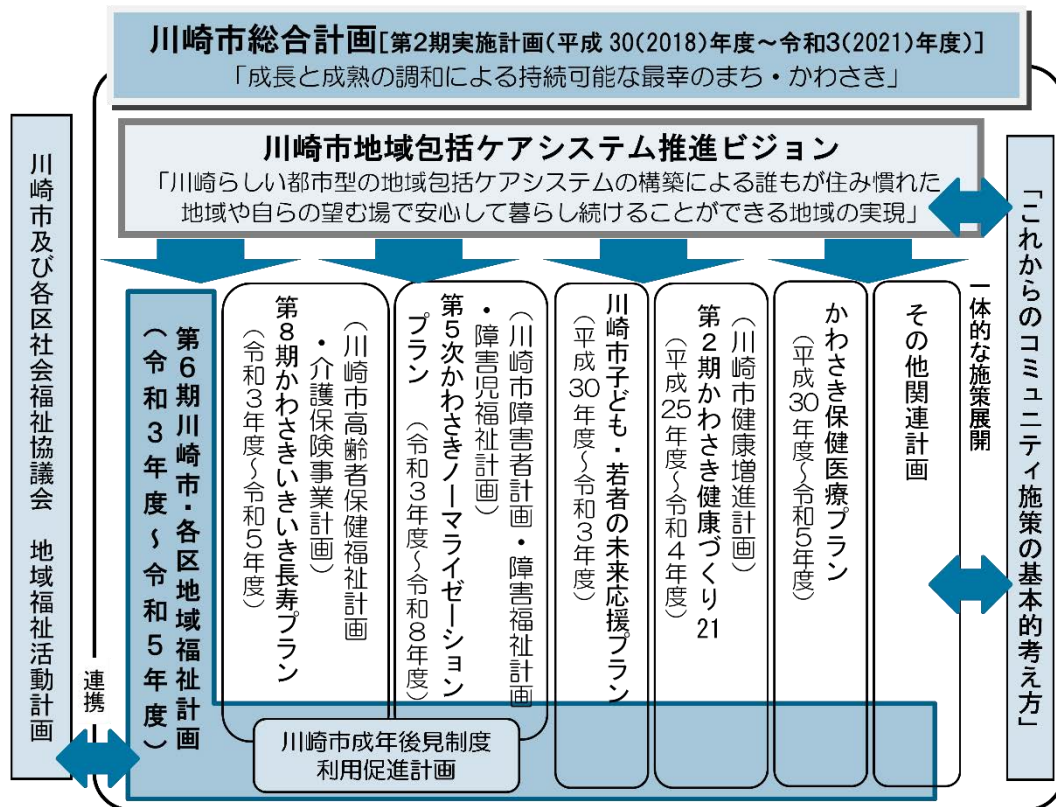
(3) 推進ビジョンと関連個別計画の関係性

地域包括ケアシステム構築に向けて、総合計画のもと、「推進ビジョン」を上位概念として、「かわさきいきいき長寿プラン」「かわさきノーマライゼーションプラン」「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」等の関連計画と連携を図りながら取組を推進してきました。

今般（令和2（2020）年度）の「第6期川崎市・各区地域福祉計画」の策定にあたっては、福祉に関する上位計画としての位置付け（社会福祉法第107条第1項第1号）に鑑み、「推進ビジョン」と地域福祉計画の関連性を強め、地域課題の解決を図るために、住民の視点から地域福祉を推進していくための行政計画の1つとして関連計画と連携を図りながら、地域包括ケアシステム構築につなげていきます。

なお、川崎市成年後見制度利用促進計画については、本計画に位置付けています。

【推進ビジョンと関連個別計画の関係性】



なお、地域包括ケアシステムの構築に向けて、令和元（2019）年度に、本市において開催した外部有識者による「超高齢社会の到来に向けた地域包括ケアシステムのあり方検討会議」での検討を踏まえ、市民一人ひとりを支える上での「個別支援の充実」と「地域力の向上」を不可分一体で進めていくこととし、個人へのアプローチにあたっては、一人ひとりが生活の中で築いている本人に由来する地域資源（本人資源）に着目した対応を図ることが重要であるとともに、家族機能をどのように捉えていくかに留意していく必要があります。

こうした視点を着実に施策推進の中で活かしていくために、①小地域ごとの特性に配慮した施策展開、②分野横断的な施策連携の実現、③民間企業なども含めた多様な主体の連携の手法開発などを取組の視座として、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

4 第5期計画での取組と第6期計画への課題

第5期計画での取組（平成30（2018）～令和2（2020）年度）

第5期計画における基本目標ごとの主な取組の成果と、次期計画への課題について、整理を行い、第6期計画策定につなげます。

【基本理念】「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり」
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム構築をめざして～

【基本目標】

- (1) 住民が主役の地域づくり
- (2) 住民本位の福祉サービスの提供
- (3) 支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり
- (4) 連携のとれた施策・活動の推進

第6期計画への課題

【基本目標1】

- 社会参加等を通じて、つながりや健康を維持できるよう地域ぐるみで働きかけをすること
- 市民活動の参加の裾野を広げ、新たな担い手を増やしていくこと
- 地域における活動と、活動の場づくりに向けた検討を進めること

【基本目標2】

- 高齢・障害・児童に関する相談対応について連携を進めること
- 保健・福祉人材の確保に向けた取組を進めること
- 成年後見制度に関する基本計画を策定し、周知を図ること

【基本目標3】

- 災害時の支援に向けて、連携の取れた仕組みづくりの検討を進めること
- 要援護者の日常の見守りの取組を進めること
- 従来の取組では把握が困難な対象者へ、地域で気づき・見守り・支援へとつながられる連動した仕組みづくりを進めること

【基本目標4】

- 保健・医療・福祉の円滑な連携が図れるよう、専門多職種連携を進めること
- 地域の主体的な取組をつなぐ横断的な仕組みづくりを進めること

5 令和7（2025）年を見据えためざすべき姿

（1）地域福祉とは

社会福祉の問題は、特別な問題ではありません。私たちが日常生活を送る上で誰もが抱える問題です。私たちは、生まれてから死を迎えるまでの生涯を通じて多かれ少なかれ、必要に応じて、他者からの支援を得て問題を解決しながら生きています。

その支援は、法律などによって制度化された公的なサービス、あるいは家族、友人、近隣住民などによる支援など様々ですが、私たちは自分以外の人から援助や支援を得て、問題を解決しながら生活を継続しています。

地域福祉の概念は、社会福祉法第4条に「地域福祉の推進」として位置付けられています。地域福祉とは、「**住み慣れた地域社会の中で、家族、知人、友人、近隣住民などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及び地域の一員として、日常生活を送ることができるような状態をつくっていくこと**」と考えられます。

そのためには、まずは社会の中のサービスを利用することも含めて自分でできることは自分でする「自助」、近隣の助け合いや、ボランティアなどの顔の見えるお互いの支え合いの取組としての「互助」、お互いの支え合いを基本として制度化されたもので、介護保険や医療保険に代表されるリスクを共有する人々で負担する取組としての「共助」、困窮など自助・互助・共助では対応が難しいことで公的な生活保障を税により取り組む「公助」の組み合わせによる取組が求められています。

（2）地域福祉の対象者と担い手

地域福祉の対象者は、年齢、性別、障害の有無などに関わりなく、地域で暮らす、すべての人々です。

地域福祉の担い手も、地域住民、町内会・自治会、学校、社会福祉協議会、NPO法人等関係団体、ボランティア、民生委員児童委員、社会福祉施設等の職員、福祉関係事業者、保健医療事業者、行政など、あらゆる人々が地域福祉の担い手です。

市民と行政との関係について、本市では「川崎市自治基本条例」を制定し、市民と議会と市長等が行うそれぞれの自治運営の役割と責務等を定めています。

(3) 令和7（2025）年に向けて想定される課題とめざす姿

本市における高齢化は今後急速に進み、現在、高齢者数は約31万人（令和元（2019）年10月1日現在）ですが、令和7（2025）年には34万人まで増加することが見込まれます。特に、75歳以上の後期高齢者については、16万8千人から、令和7（2025）年には20万5千人まで増加することが見込まれます。

さらに、人口動態と関連して、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加や、認知症高齢者の急増など、地域社会が変容していくものと考えられます。

こうした中で、本市においては「推進ビジョン」を策定し、令和7（2025）年を目標に、地域包括ケアシステム構築に向けて、各関連の行政計画において具体的な取組を進めています。それにあたり、令和7（2025）年に向けて、関連行政計画間の中長期的・横断的な課題とめざす姿について、計画横断的なテーマとして「地域の基盤」「安心・安全」「健康・予防」「権利擁護」「次世代育成」「社会参加」「地域資源の活用」という取組ごとに整理しました。

こうした考え方をもとに、各関連行政計画間で横断的に計画期間内に取り組んでいき、大枠として、令和7（2025）年の目標に向けて取組を推進していくこととします。

【令和7（2025）年に向けて想定される課題とめざす姿】

	現状の課題と令和7（2025）年に向けて想定される課題	令和7（2025）年に向けてめざす姿
地域の基盤	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「新しい生活様式」を踏まえた地域における新たな取組の推進が求められている。 ○人口構成や住環境、地域でのつながりなどについて、市内においても地域差が出てきており、担い手の確保など、地域におけるこれまでの取組を継続していくことが難しい状況になりつつある。 ○単身世帯・夫婦のみ世帯・ひとり親世帯・孤立している子育て世帯・介護世帯等の増加により、家族機能を補完する地域の機能がますます必要となってきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「新しい生活様式」による地域社会の変容を踏まえて、多くの地域で、地域の状況に応じた住民主体の課題解決に向けた取組が行われている。 ○高齢者は支えられる側という市民の意識が薄まり、様々な形態で高齢者世代の多くの方が地域の活性化に関わっているとともに、多世代の地域活動も多くみられている。 ○行政や社会福祉協議会などの公的サービスを提供する機関は、各地域の課題解決に向けた支援を行うことで、基本的な役割を担っている。
安心・安全	<ul style="list-style-type: none"> ○支援に結びつかない人を地域の中で気にかけて、必要に応じて、専門多職種による支援につなげ、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりが課題となっている。 ○近年、大規模災害が多発している状況を踏まえ、大規模災害に備えた自助、互助、共助、公助による取組の推進が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○困ったときに声をあげられる地域づくりが進むとともに、いざというときに、周囲に相談できる環境が作られている。 ○日頃からの見守り・支え合いの取組の充実を図り、災害時要援護者避難支援や防災を目的とした取組を進め、地域の安心・安全が広がっている。

	現状の課題と令和7（2025）年に向けて 想定される課題	令和7（2025）年に向けてめざす姿
健康・予防	○団塊の世代が後期高齢者に達し、要介護高齢者をはじめ、疾患を抱えている方が急増している。	○健康づくり・介護予防の取組が進み、健康寿命が延伸している。
権利擁護	○少子高齢化、世帯人員の減少などによって、地域で暮らす高齢者や障害者などへの権利擁護のニーズが増大している。身近で適時適切な支援が求められている。	○川崎市成年後見制度利用促進計画に基づき、権利擁護事業や成年後見制度への理解が進み、利用が促進されて、高齢者や障害者などが自己決定・自己実現できる環境が広がっている。
次世代育成	○子どもや若者が、地域の中で社会的孤立に陥らず、地域で暮らしていける環境づくりが必要となっている。	○次世代を対象とした地域でのつながりを育んでいくための取組が地域の多様な機関により取り組まれ、子どもや若者の地域への愛着が育まれている。
社会参加	○障害者や病気がある人も、住み慣れた地域や望む場で自立した生活を送れるように、障害や病気への理解、個々人に応じた社会参加がより必要となっている。	○障害や病気への市民の理解が進み、ともに支え合い、助け合う、地域社会づくりの意識が高まり、すべての市民の個々人に応じた社会参加が促されている。
地域資源の活用	○限られた資源を効率・効果的に活用していくための地域福祉におけるコーディネート機能の必要性が高まっている。	○既存の資源に関する情報を共有し、市民、事業者、行政など多様な主体が協働・連携し、地域の課題に対するきめ細やかな対応が図られている。

6 第6期計画期間における施策の方向性

(1) 計画の基本理念・目標

第6期計画では、第5期計画中の新たな課題や引き続き検討すべき課題、地域福祉実態調査のニーズ、さらに、国における「地域共生社会の実現」の考え方などを踏まえ、基本理念は第5期計画を踏襲し「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～」とします。

さらに、基本目標は①「住民が主役の地域づくり」、②「住民本位の福祉サービスの提供」、③「支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり」、④「連携のとれた施策・活動の推進」の4つを継続し、地域福祉の向上を推進します。

施策の展開にあたっては、本市は都市部特有の地域のつながり等について、希薄な一面もある一方で、①日常生活を送る上での地域資源が比較的集約されている地理的特徴、②ボランティア活動などの市民活動が盛んに行われてきたこと、③高い産業集積を持ち、魅力ある民間資源も多くあること、これらの強みを活かして、「推進ビジョン」に掲げる「誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」につなげられるように取組を推進します。

また、第6期計画においては、①地域包括ケアシステム構築に向けた基幹的な計画としての位置付けを高め、②小地域において、住民同士の「地域づくり」が進んでいくように、各区計画に、「地域ケア圏域」ごとの地域の概況を掲載するとともに、地区カルテを活用した地域マネジメントを推進します。さらに、③「個別支援の充実」と「地域力の向上」を不可分一体で進め、包括的な支援体制づくりにつなげます。

基本理念

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～

基本目標

- ①住民が主役の地域づくり
- ②住民本位の福祉サービスの提供
- ③支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり
- ④連携のとれた施策・活動の推進

① 住民が主役の地域づくり

地域で暮らす人々が相互に理解し、主体的に地域福祉活動等へ参加していくことで、人と人のつながりを持ち、助け合い、支え合うことができるような仕組みづくりが重要となっています。そのため、健康・生きがいつくりや、地域福祉の担い手づくり、活動・交流の場づくりを進め、すべての人が「生きがい」を持ち、心豊かな暮らしができるような活力ある地域づくりをめざします。

② 住民本位の福祉サービスの提供

何らかのケアが必要となった際に、保健・福祉サービスやその他の在宅生活を支えるサービスを効果的に組み合わせる利用することが必要と考えられます。そのため、高齢・障害・児童・母子等に対する保健福祉サービスを着実に提供していきます。さらに、地域包括ケアに関する情報提供や、相談支援のネットワークの包括化、サービスの質の向上、保健・福祉人材の確保及び育成、権利擁護に関する取組などを着実に推進します。

③ 支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり

災害時の福祉支援、一人暮らし高齢者等の見守りネットワークの構築、虐待への適切な対応、生活困窮者等の自立支援に向けた取組、引きこもりや自殺対策など、これまでの広く地域福祉を推進していく取組とともに、特化したテーマへの対応の重要性が増しており、地域力を活かしながら、こうした今日的な課題に対応した取組を推進します。

④ 連携のとれた施策・活動の推進

地域福祉の推進に向けては、まずは専門多職種による連携が必要です。そのため、保健・福祉・医療をはじめとした、様々な分野・職種間における連携を図り、「顔の見える関係づくり」を進めます。さらに、福祉・介護等サービスの基盤を整備しつつ、地域住民も加えたネットワークづくりを進めることを促し、こうした取組を通じて、様々な場面での連携を進めます。また、社会福祉協議会との協働・連携を推進するとともに、他分野と連携のとれた施策展開を図ります。

(2) 計画推進における圏域の考え方

人口 150 万人を超える本市においては、これまでの歴史や文化に根差した多様性があり、地域によって生活上の課題も異なることから、地域包括ケアシステムの構築に向けては、小地域ごとの特性に配慮した施策展開が重要です。

また、生活に身近な課題や問題を発見し、住民を中心とした地域福祉活動を展開するには、区、さらに地域の実情に応じたより小さな圏域を単位とすることが望ましいことから、「第5期川崎市地域福祉計画」においては、「区域」を第1層とし、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し地域づくりを進めてきた概ね中学校区を基本とする圏域を第2層として、「地域ケア圏域」としてきました。

今般、これまで行政が取組を推進してきた状況を踏まえ、「地域ケア圏域」を 44 圏域に分け、地区カルテ等を活用して、より多くの方々と共に地域の状況を共有していきます。なお、この圏域は、介護保険制度上の日常生活圏域としても位置付けます。

今後は、さらに地域の実情に応じて、より小規模な地域の状況把握や課題解決が重要となっていくことから、小地域を第3層としながら、「地域ケア圏域」については、より市民に身近な地域での様々な活動の展開をめざして、圏域の設定のあり方を検討していきます。

【地域福祉向上に向けた取組を推進する上での圏域】（令和2（2020）年5月1日現在）

	圏域	圏域の考え方
第3層	小地域 町内会・自治会（約 650） 小学校区（114 校区） など	（例示） <ul style="list-style-type: none"> 町内会・自治会の班（組）程度の日常的な支え合いを基本としながら、民生委員児童委員などが、地域の状況を把握し、見守りや日常の生活支援などを行う。 地域住民の生活課題の解決に向けて、見守りなど具体的に日常的な活動を行っていくことが求められる。 P T Aを中心に、子どもの健やかな成長ができる教育環境づくりを各学校と共に推進していく。など
第2層	地域ケア圏域（44 圏域） 人口平均 約 35,000 人 中学校区（51 校区） 地区社会福祉協議会（40 地区） 地区民生委員児童委員協議会（56 地区）	<ul style="list-style-type: none"> 身近な地域において、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し、地域づくりを進める。 地区社会福祉協議会や地区民生委員児童委員協議会を組織し、活動を推進している。
第1層	区域（7 区） 人口 17 万人～26 万人程度	<ul style="list-style-type: none"> 効果的なサービス提供を実現するために区社協、地域みまもり支援センターなどの公的機関があり、区役所が中心となって、地域課題を把握し、住民と共有しながら、各地域を支援する地域福祉を推進する。
第0層	市域 人口 約 154 万人	<ul style="list-style-type: none"> 市全体の調和を保ちながら地域福祉の向上を図るための取組を推進する。

7 第6期計画の実施状況の点検・見直し

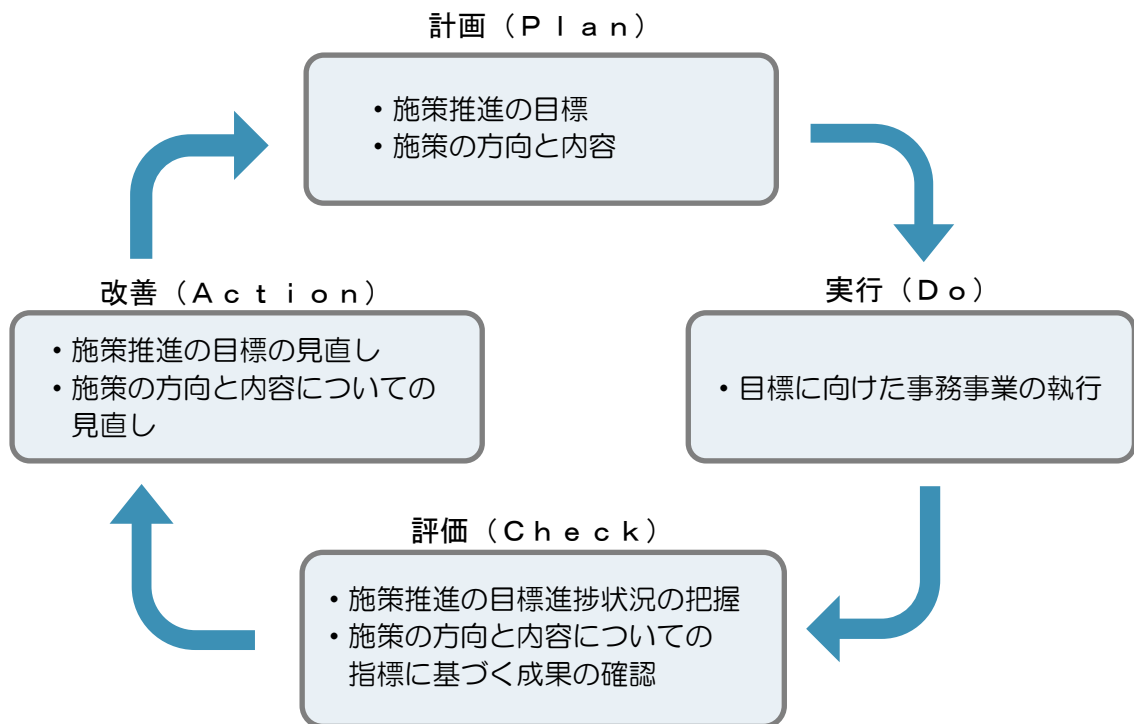
本市においては、学識経験者や、地縁組織・福祉関係団体の代表者等を委員とする「川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において、地域福祉に関する状況の把握や、市計画の策定・実施状況の評価・見直しを行ってきました。

あわせて、各区計画については、市計画を基本としながら、地域の実情に応じて、区独自の取組を中心に策定しており、主な取組を中心に各区地域福祉計画推進会議（会議名は、別名称となっている区もあります。）において、計画の策定・実施状況の点検・見直しを行ってきました。

第6期計画期間においても、各区地域福祉計画推進会議における区計画の点検も踏まえて、川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において計画の進捗状況を報告し、PDCAサイクルにより、地域福祉に関する状況把握、地域福祉施策の進行管理、課題の検討・評価等を行い、施策の一層の充実に努めます。

また、具体的な事務事業については、総合計画における事務事業点検を活用しながら、評価を行っていき、計画の進行管理を継続して行っていくことにより、次期計画（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）につなげます。

【PDCAサイクル】



【新型コロナウイルス感染症を踏まえた 今後の地域活動について】

新型コロナウイルス感染症によって、市民の間には様々な不安が広がり、これまでのような地域活動が展開しにくい状況が存在します。

本計画に位置付けられている様々な取組においては、相談や交流の場づくりなど、「顔の見える関係づくり」が重要といえます。一方で、「新しい生活様式」の下では、地域活動においても、3密（密閉、密集、密接）を避ける、ソーシャルディスタンスの確保など、対面や人が集まるような活動を控えることも考えなければなりません。

この相反する課題のもと、どのように地域福祉を推進していけばよいでしょうか？

これには、直ちに正解が得られるものではありませんが、次のような工夫した事例なども報告されています。

- * 高齢者の通いの場を提供していたボランティア団体が緊急事態宣言により通いの場を休止せざるをえなくなった。その代わりに、スタッフが手分けをして参加者に定期的に電話し、おしゃべりをしながら近況を伺ったことで、集まらなくてもつながりを保ち、見守りの機能を果たした。
- * テレワークや在宅勤務の普及によって、これまで地域活動にあまり関心のなかった世代が地元で過ごす時間が長くなったことから、地元の店舗を利用したり、地域の魅力を再発見することで、地域活動に取り組む気持ちが芽生えた。

これらの事例は、感染拡大防止への対応に模索し始めた令和2（2020）年度中のものですが、今後も新しい視点・発想による、「新しい生活様式」の下での「新しい地域活動」を市民の方々と一緒に作りあげていきたいと考えています。

※ 新型コロナウイルス感染症等の感染症については、川崎市及び厚生労働省のホームページで最新の情報を把握するよう心掛けてください。

第6期川崎市地域福祉計画の施策体系図

第6期川崎市地域福祉計画の施策体系図

基本理念

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～

施策の展開に向けた4つの基本目標

1 住民が主役の地域づくり

- (1) 誰もが参加できる健康・いきがづくり
- ①健康づくり事業
 - ②介護予防事業
 - ③生涯現役対策事業
 - ④生活習慣病対策事業
 - ⑤食育推進事業
- (2) 地域福祉活動への参加の促進
- ①民生委員児童委員活動育成等事業
 - ②老人クラブ育成事業
 - ③高齢者就労支援事業
 - ④青少年活動推進事業
 - ⑤地域における教育活動の推進事業
- (3) ボランティア・NPO活動等の支援
- ①市民活動支援事業
 - ②ボランティア活動振興センターの運営支援
 - ③NPO法人活動促進事業
 - ④地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業
 - ⑤地域振興事業
 - ⑥地域福祉コーディネート技術研修
- (4) 活動・交流の場づくり
- ①地域福祉施設の運営（総合福祉センター、福祉バル）
 - ②いきの家・いきいきセンターの運営
 - ③こども文化センター運営事業
 - ④地域の寺子屋事業

2 住民本位の福祉サービスの提供

- (1) 地域包括ケアに関する情報提供の充実
- ①地域子育て支援事業
 - ②老人福祉普及事業
 - ③福祉サービス第三者評価事業
 - ④地域福祉情報バンク事業
 - ⑤コミュニケーション支援事業
- (2) 包括的な相談支援ネットワークの充実
- ①地域包括支援センターの運営
 - ②障害者相談支援事業
 - ③児童生徒支援・相談事業
 - ④母子保健指導・相談事業
 - ⑤児童相談所運営事業
- (3) 保健・福祉人材等の育成
- ①福祉人材確保対策事業
 - ②看護師確保対策事業
 - ③保育士確保対策事業
- (4) 権利擁護の取組
- ①権利擁護事業
 - ・あんしんセンター運営の運営支援
 - ・成年後見制度推進事業
 - ②人権オンブズパーソン運営事業
 - ③女性保護事業
 - ④子どもの権利施策推進事業

3 支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり

- (1) 災害時の福祉支援体制の構築
- ①災害救助その他援護事業
 - ②地域防災推進事業
- (2) 見守りネットワークの推進
- ①地域見守りネットワーク事業
 - ②ひとり暮らし支援サービス事業
- (3) 虐待への適切な対応の推進
- ①高齢者虐待防止対策事業
 - ②障害者虐待防止対策事業
 - ③児童虐待防止対策事業
- (4) 様々な困難を抱えた人への自立支援の取組
- ①生活保護自立支援対策事業
 - ②生活困窮者自立支援事業
 - ③ひとり親家庭の生活支援事業
 - ④母子父子寡婦福祉資金貸付事業
 - ⑤子ども・若者支援推進事業
 - ⑥里親制度推進事業
 - ⑦児童養護施設等運営事業
 - ⑧更生保護事業
 - ⑨「キャリアサポートかわさき」における総合的な就業支援
- (5) ひきこもり対策等の推進
- ①社会的ひきこもり対策事業
 - ②自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業

4 連携のとれた施策・活動の推進

- (1) 保健・医療・福祉の連携
- ①がん検診等事業
 - ②妊婦・乳幼児健康診査事業
 - ③在宅医療連携推進事業
- (2) 福祉・介護等サービスの基盤整備等
- ①介護サービスの基盤整備事業
 - ②障害福祉サービスの基盤整備事業
 - ③公立保育所運営事業
 - ④認可保育所整備事業
 - ⑤市営住宅等ストック活用事業
- (3) 市民・事業者・行政の協働・連携
- ①地域包括ケアシステム推進事業
 - ②認知症高齢者対策事業
 - ③社会福祉審議会の運営
 - ④地域福祉計画推進事業
 - ⑤多様な主体による協働・連携推進事業
 - ⑥かわさき健幸福寿プロジェクト
 - ⑦健康リビング事業
 - ⑧居住支援協議会の運営
- (4) 社会福祉協議会との協働・連携
- ①社会福祉協議会との協働・連携
- (5) 総合的な施策展開に向けた連携体制
- ①川崎市地域包括ケアシステム庁内推進本部会議

**多摩区地域福祉計画
策定にあたって**

第1章

1 多摩区地域福祉計画とは

(1) 多摩区地域福祉計画策定の趣旨

多摩区地域福祉計画の策定の趣旨は、市よりも身近な生活圏域である多摩区において計画を策定し、明文化することで、区民、関係機関、団体等の多様な主体と行政が、将来のあるべき姿について合意形成を図りながら、それぞれの主体が、役割に応じた具体的な活動を行い、地域福祉を推進していくことにあります。また、この趣旨は、多摩区の地域包括ケアシステムの推進にもつながります。

区民が抱える生活課題の解決に向けて、自分でできることは自分で取り組む（自助）、町内会・自治会等の地縁組織や近所の人、ボランティア等による助け合い（互助）、医療サービスや介護保険サービス等の提供（共助）、行政が提供する公的な社会福祉等の支援（公助）がつながり、バランスよく機能するよう計画を策定し、取組を進めていきます。

(2) 地域福祉の推進とコミュニティ施策

地域社会の生活課題を解決していくためには、住民一人ひとりが、自分の状況に応じて、できることをできる範囲で取り組む姿勢、自分たちの手で何とかしようとする行動が不可欠です。こうした住民参加を通じた課題の解決に向けては、地域における福祉という範囲に収まるものではなく、まちづくりとしての広い視点も必要です。

市では、平成31（2019）年3月に、川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンの取組をコミュニティ施策の視点から支え、相互補完的に充実させる位置付けを持つ「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」（以下「基本的考え方」といいます。）を策定し、「市民創発」によるまちづくりの方向性を示しました。

基本的考え方では、多様な主体の連携により、市民創発によって課題解決する区域レベルの新たな仕組みとして、地域での様々な活動や価値を生み出し、社会変革を促す基盤（プラットフォーム）となり、地域の活動等の下支えや補完をしながら、各区の特性に応じた支援策を実施する「ソーシャルデザインセンター」を検討、創出することとされ、多摩区では区民が主体的に運営する「多摩区ソーシャルデザインセンター」が令和2（2020）年3月に開設されました。

(3) 多摩区社会福祉協議会との連携

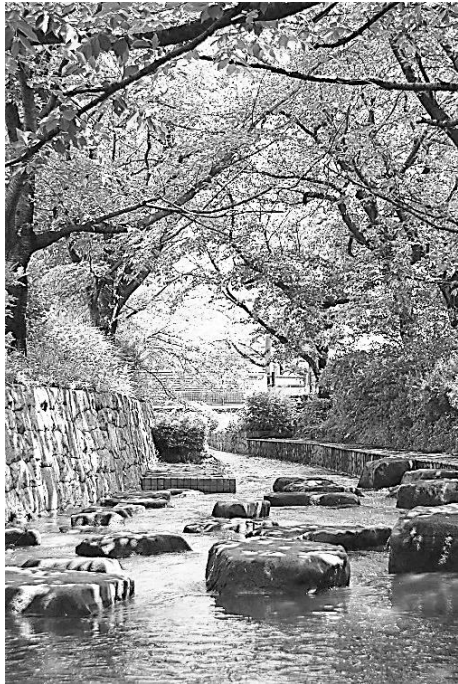
社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき設置された民間の社会活動を推進するための団体で、都道府県、市区町村ごとに設置されており、住民組織、ボランティア、福祉関係機関（行政も含めた）等が集まり組織されています。

多摩区社会福祉協議会では、「地域福祉活動計画」を策定し、地域の個人や団体の力を合わせることで安心して暮らせる多摩区の実現をめざしています。

区（行政）と多摩区社会福祉協議会が地域の課題や情報を共有し、連携して課題解決に取り組むことで、支え合いのまちづくりを進めていきます。



2 多摩区の地域の特徴



二ヶ領用水

(1) 多摩区の概況

多摩区は、昭和 47（1972）年に本市が政令指定都市に移行した際に誕生し、昭和 57（1982）年には、行政区再編により、区の西部が「麻生区」として分区されました。令和 4（2022）年には多摩区制 50 周年を迎えます。

北部に多摩川が流れ、南部には多摩丘陵が広がる多摩区は、都市部には貴重な「水と緑」に囲まれています。また、かつては「多摩川梨」の栽培が盛んだった農村地帯としての景観も随所にしのばれます。

首都圏を代表する緑豊かな自然環境を有する生田緑地には、「岡本太郎美術館」、「日本民家園」、「かわさき^{そら}と緑の科学館」、春と秋に開苑する「生田緑地ばら苑」、そして「藤子・F・不二雄ミュージアム」等の文化・教育施設があり、多くの人々が訪れる、市内有数の観光名所となっています。



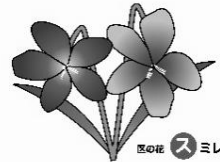
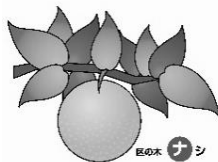
枳形山の桜

また、多摩区に立地するなど、ゆかりのある大学（専修大学、明治大学、日本女子大学）との連携によるまちづくり等も進めています。



日本民家園

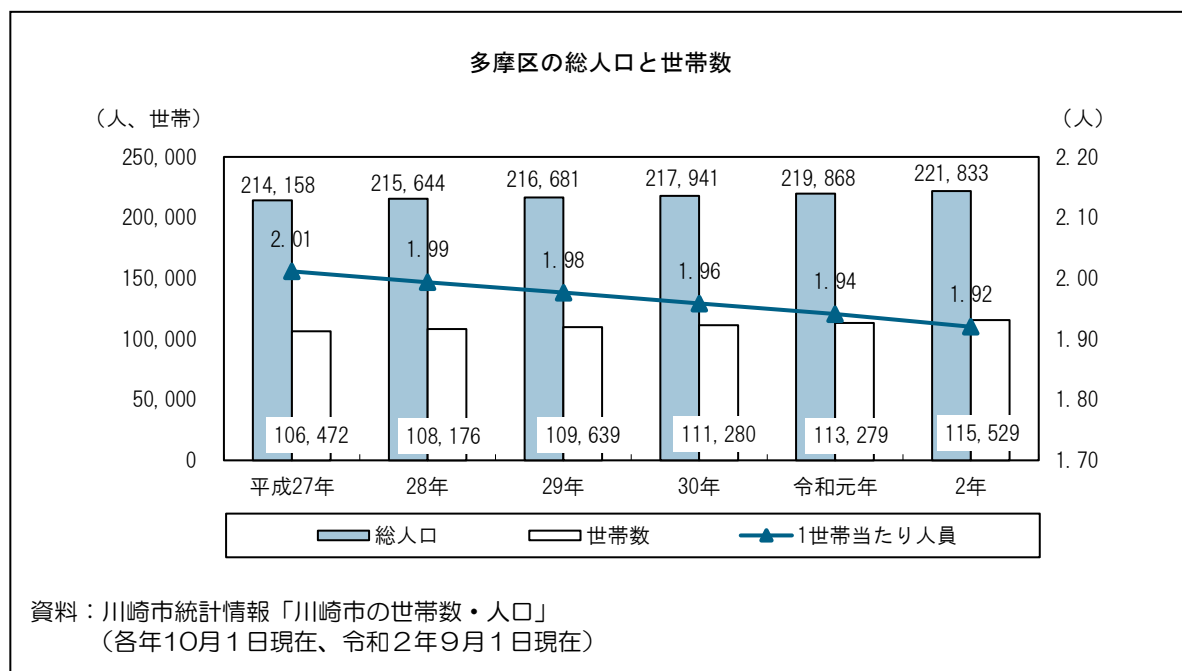
多摩区【区の木・区の花】



(2) 多摩区の現状

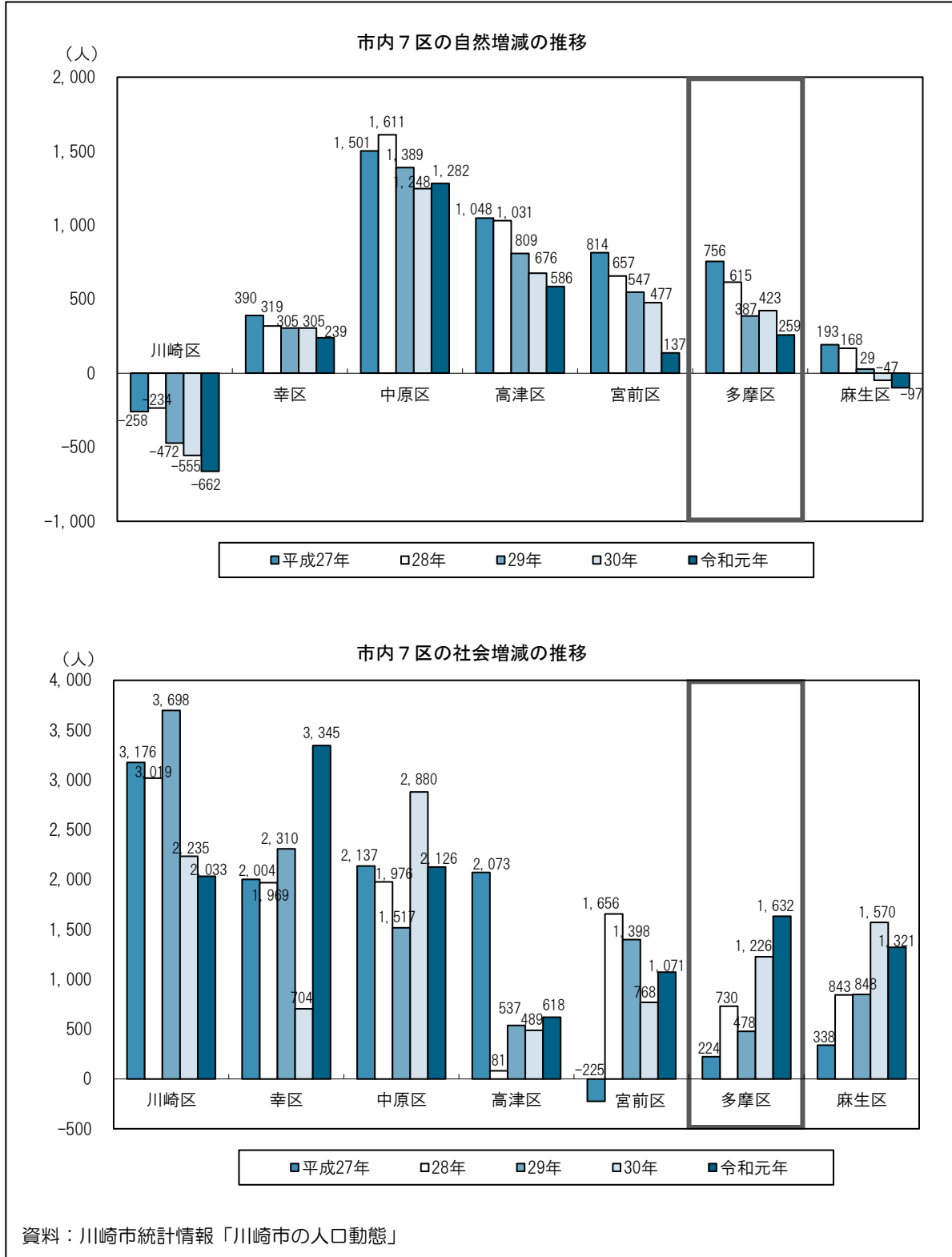
① 総人口と世帯数

多摩区の人口は、平成27(2015)年以降増加を続けており、令和2(2020)年9月1日現在で221,833人となっています。一方、1世帯当たりの人員は1.92人となっており、人口増加に対し減少傾向となっています。

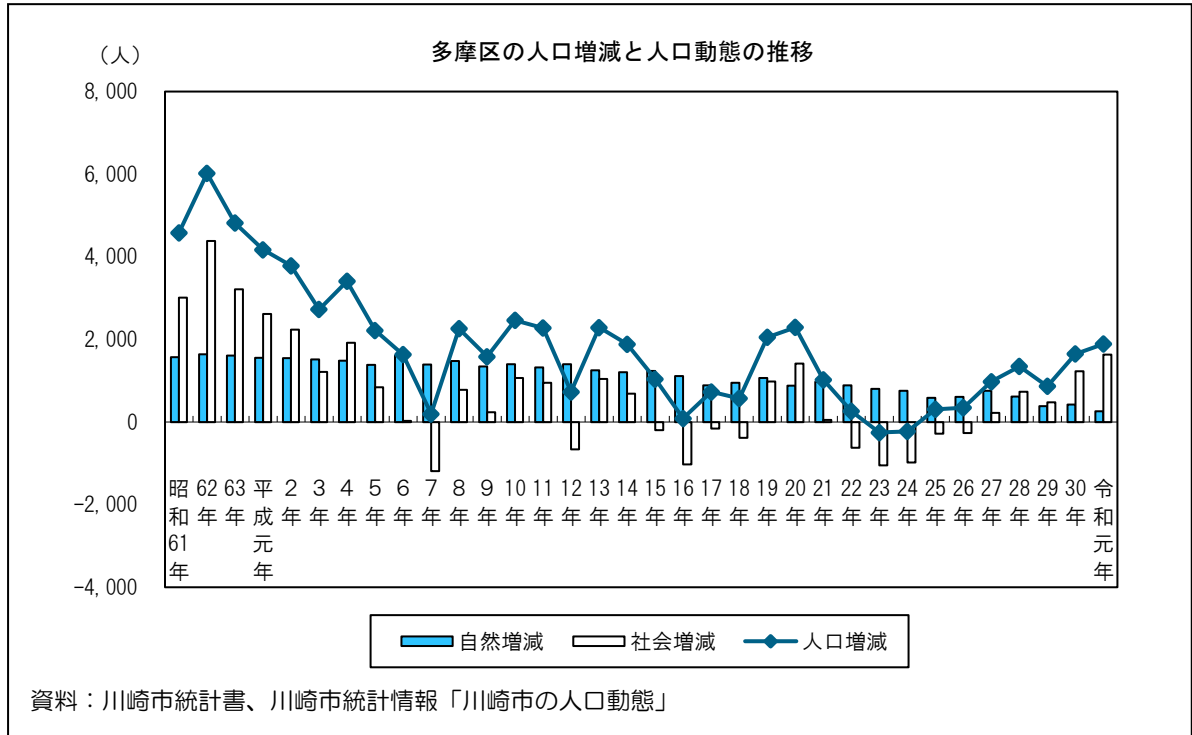


② 人口動態

自然増減の推移は、年々減少傾向にあります。社会増減の推移は、年々増加傾向にあり、令和元（2019）年には1,632人増となっています。

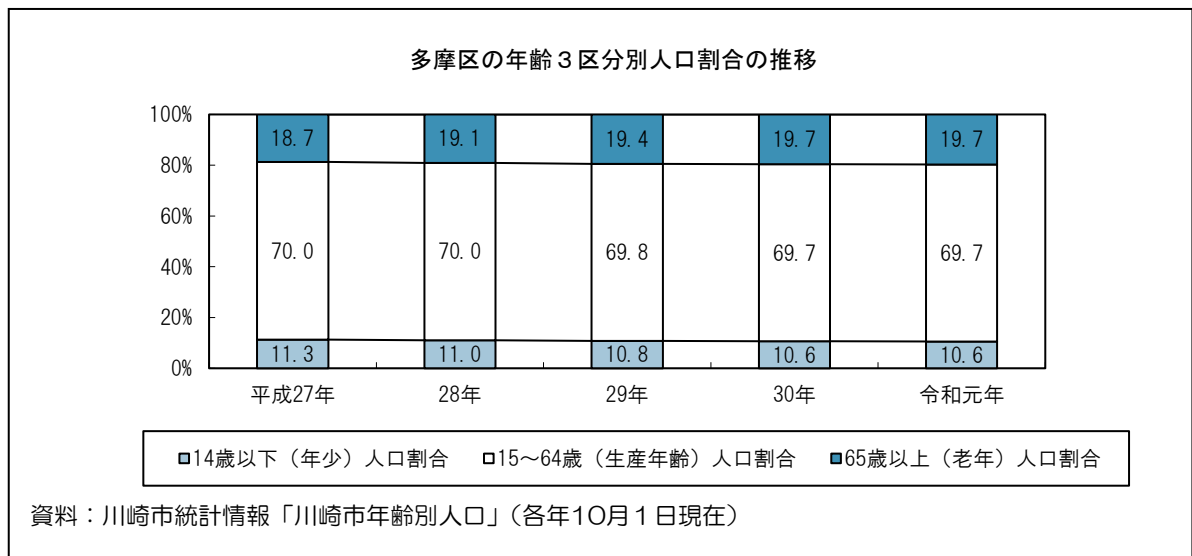


人口増減は、昭和 62（1987）年に 6,019 人増となったのをピークに増減をくり返し、平成 23（2011）年と 24（2012）年にはマイナスとなりましたが、25（2013）年以降再びプラスに転じ、増加傾向にあります。



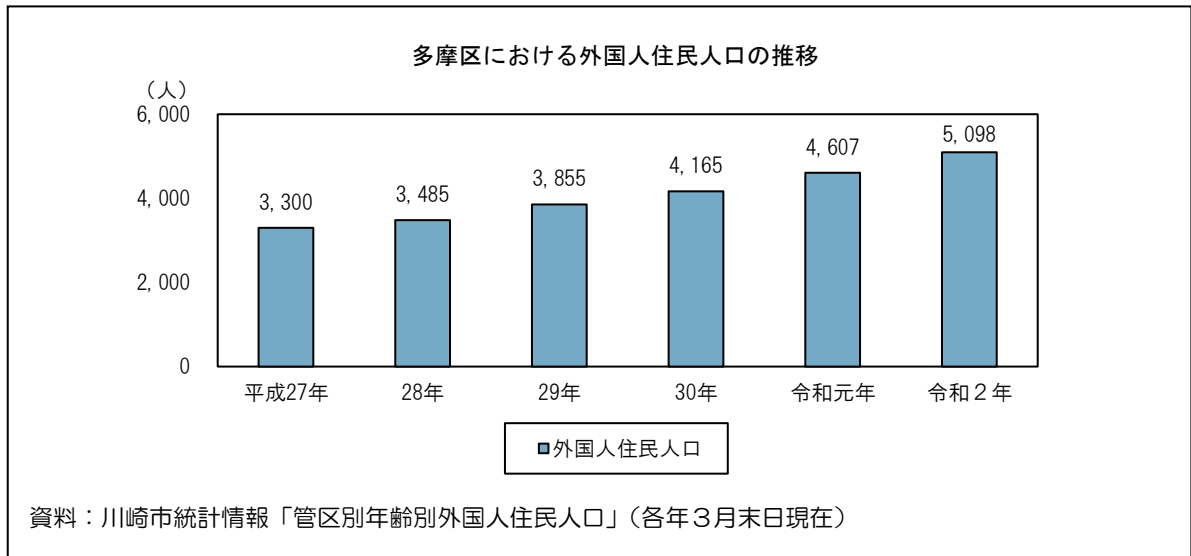
③ 年齢3区分別人口割合

令和元（2019）年の 65 歳以上の老年人口割合は 19.7%と、平成 27（2015）年に比べ 1.0 ポイント増加しています。年少人口割合は 10.6%と減少傾向にあります。



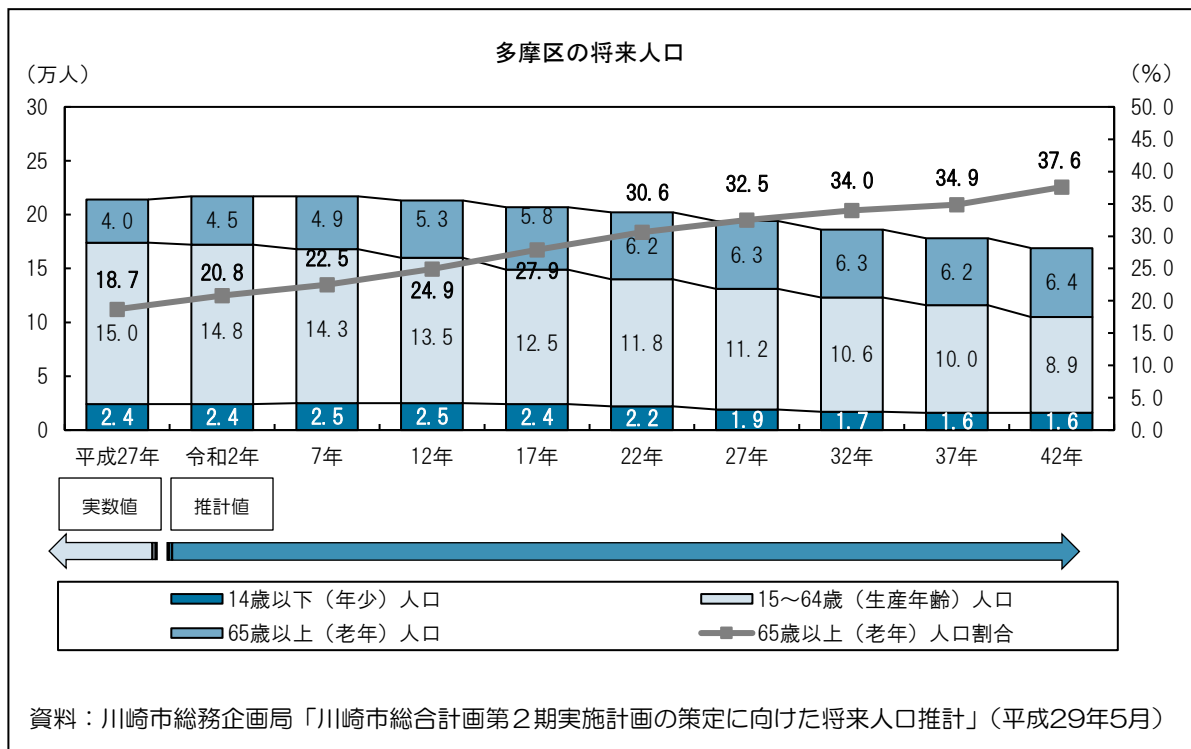
④ 外国人住民人口の推移

外国人住民人口は令和2（2020）年は5,098人と、年々増加傾向にあります。



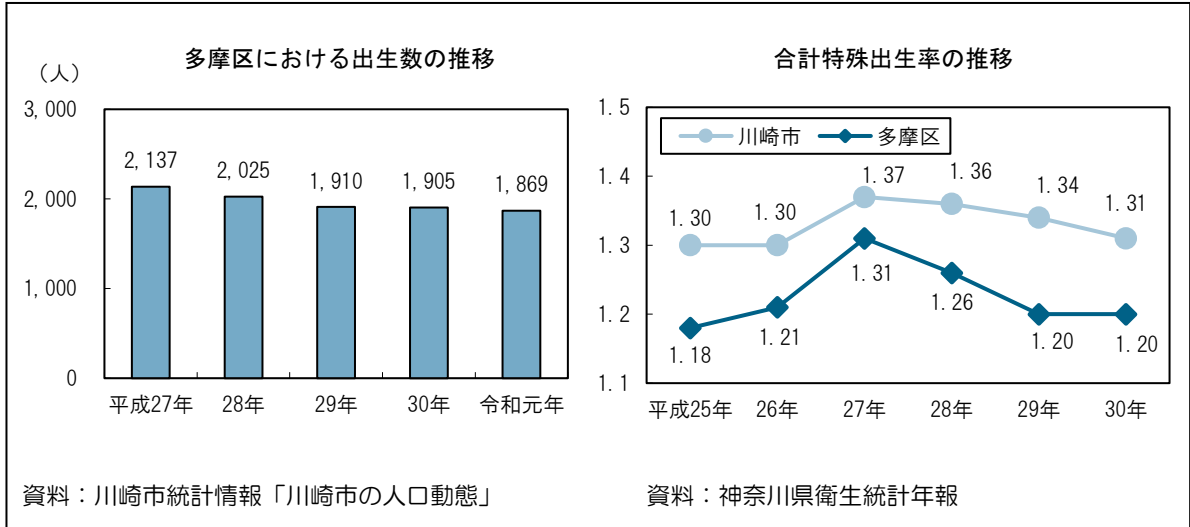
⑤ 将来人口推計

市内で最も早い令和2（2020）年に人口のピークを迎えるとされる多摩区は、生産年齢人口は既にピークを過ぎており、今後は減少傾向が続いていくと予想されます。さらに、令和7（2025）年には老年人口割合が21%を超え、超高齢社会の到来が想定されています。



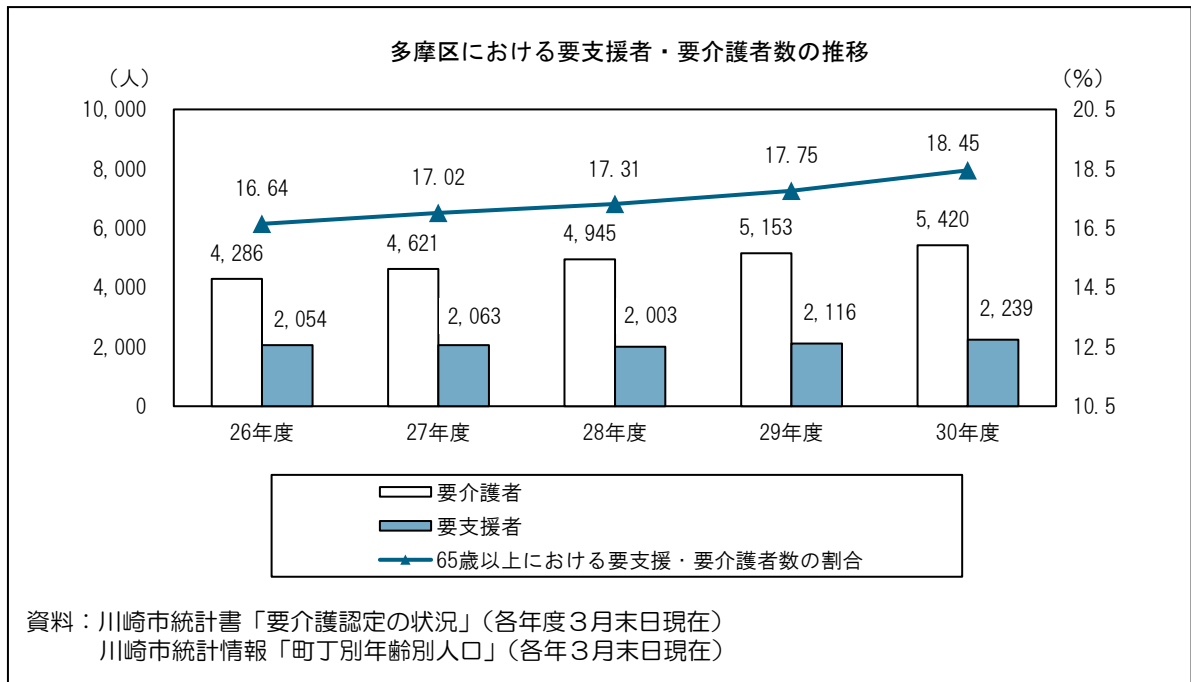
⑥ 出生数及び合計特殊出生率

出生数は減少傾向にあり、合計特殊出生率は平成27（2015）年をピークに低下しています。



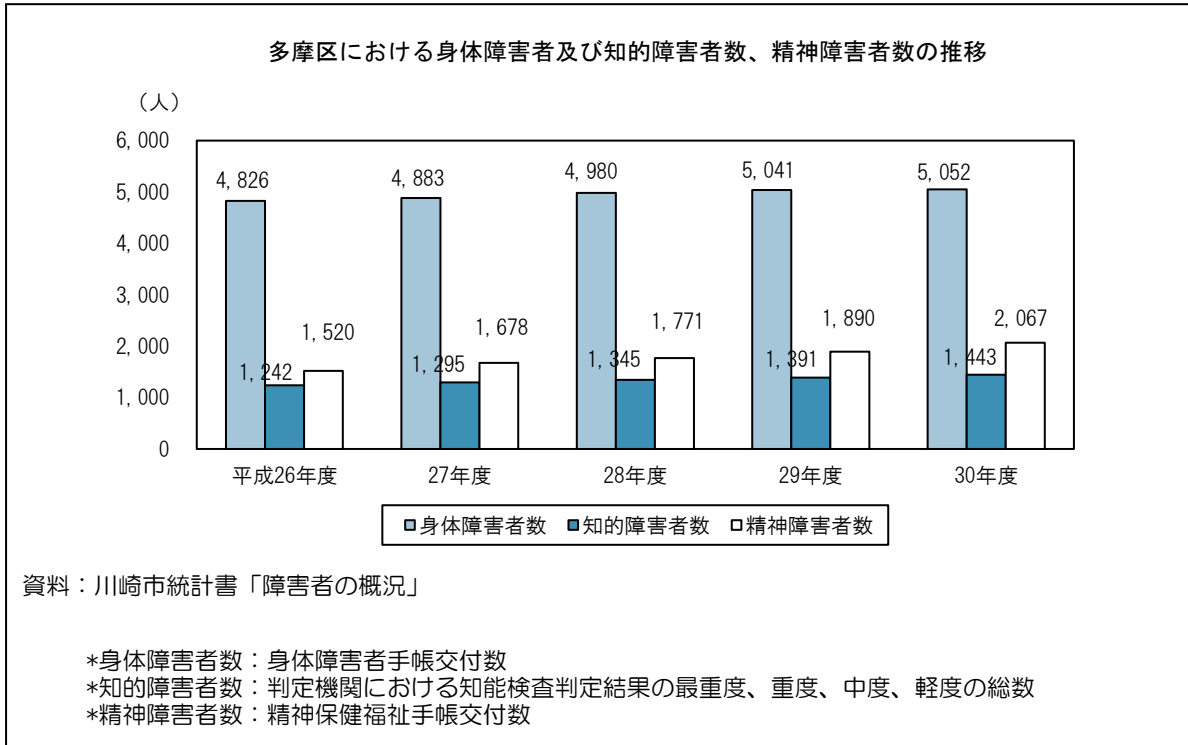
⑦ 要支援者・要介護者数（第1号被保険者）の推移

平成30（2018）年度は、要支援者は2,239人、要介護者は5,420人となっています。65歳以上における要支援・要介護者の割合は、18.45%とおおよそ6人に1人を超えています。



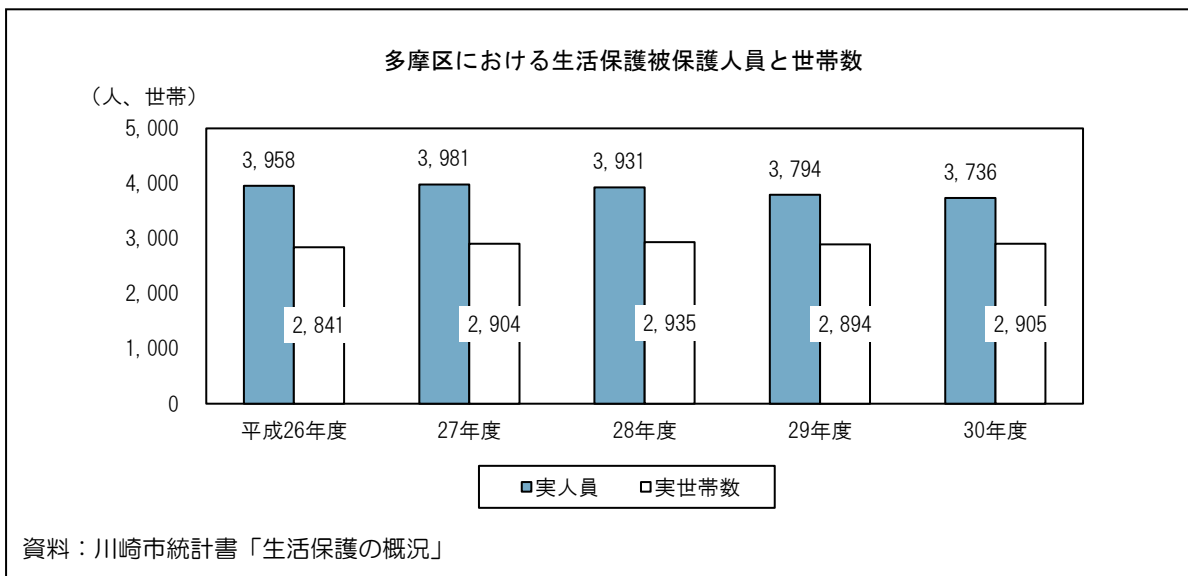
⑧ 身体障害者数・知的障害者数・精神障害者数

身体障害者数、知的障害者数、精神障害者数は増加傾向にあり、平成30（2018）年度は、身体障害者が5,052人、知的障害者が1,443人、精神障害者が2,067人となっています。



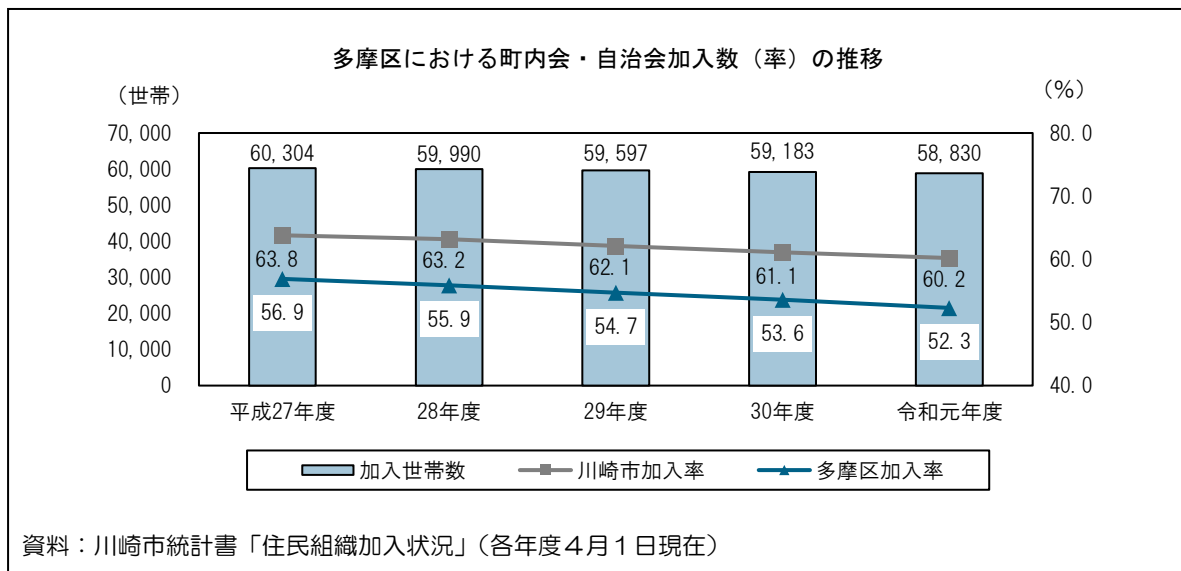
⑨ 生活保護被保護人員・世帯数

平成30（2018）年度は、実人員が3,736人、実世帯数が2,905世帯となっています。



⑩ 町内会・自治会への加入

町内会・自治会への加入世帯数は令和元(2019)年度は、58,830世帯、加入率52.3%となっています。加入率は、年々低下傾向となっています。



⑪ 医療施設

多摩区の医療施設の総数は、235か所と7区中4番目となっています。一方で、病床の総数は841床と7区中6番目となっています。

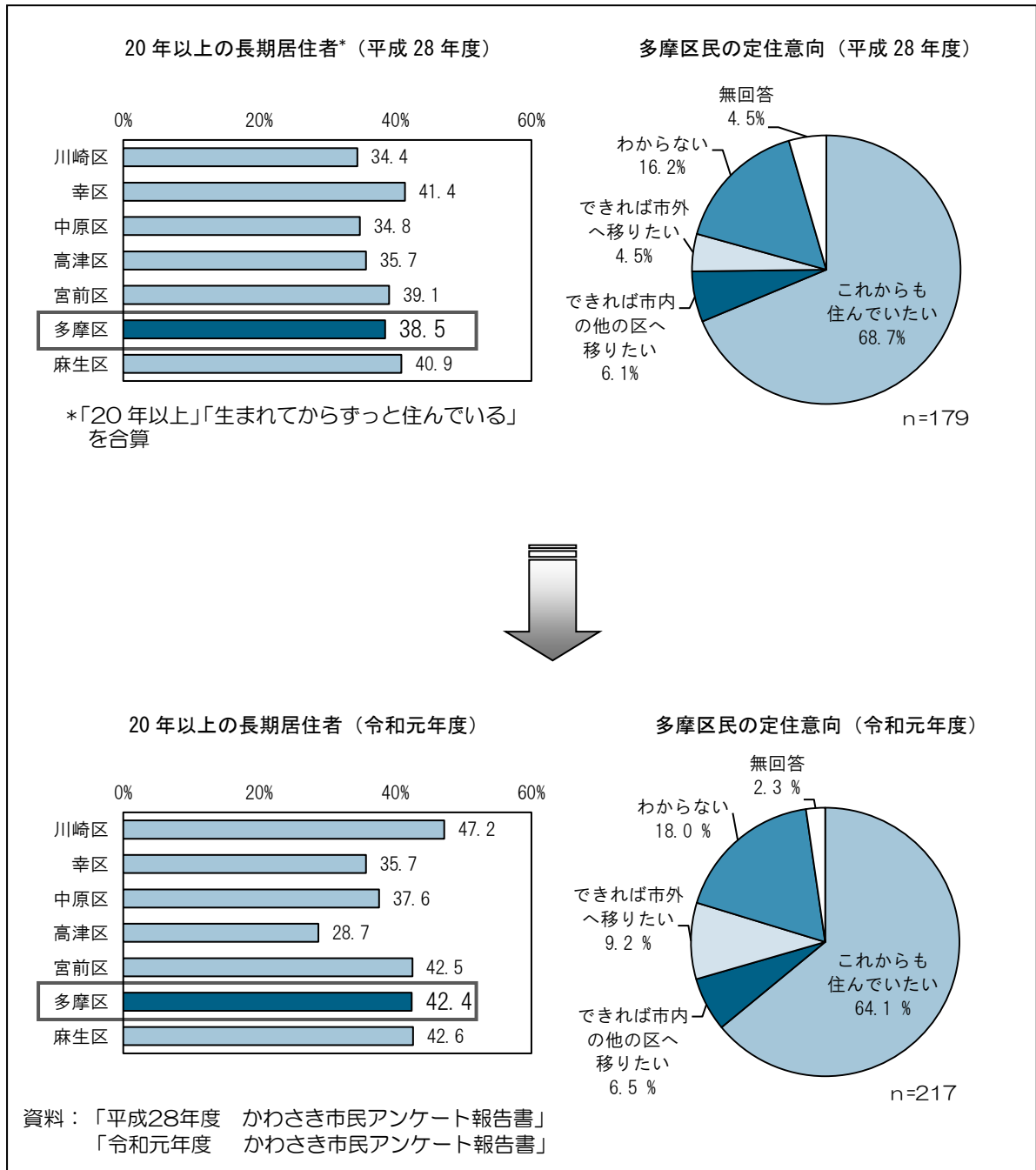
多摩区における医療施設数等(平成30年)

保健所別	総数		病院		施設総数	一般診療所			歯科診療所施設数
	施設数	病床数	施設数	病床数		有床		無床施設数	
						施設数	病床数		
川崎	302	2,712	10	2,686	161	5	26	156	131
幸	213	701	4	657	124	4	44	120	85
中原	379	1,742	5	1,687	197	4	55	193	177
高津	246	1,370	5	1,308	137	5	62	132	104
宮前	229	1,901	4	1,874	129	2	27	127	96
多摩	235	841	3	816	138	2	25	136	94
麻生	230	1,857	8	1,787	133	6	70	127	89

資料：川崎市統計書「医療施設」

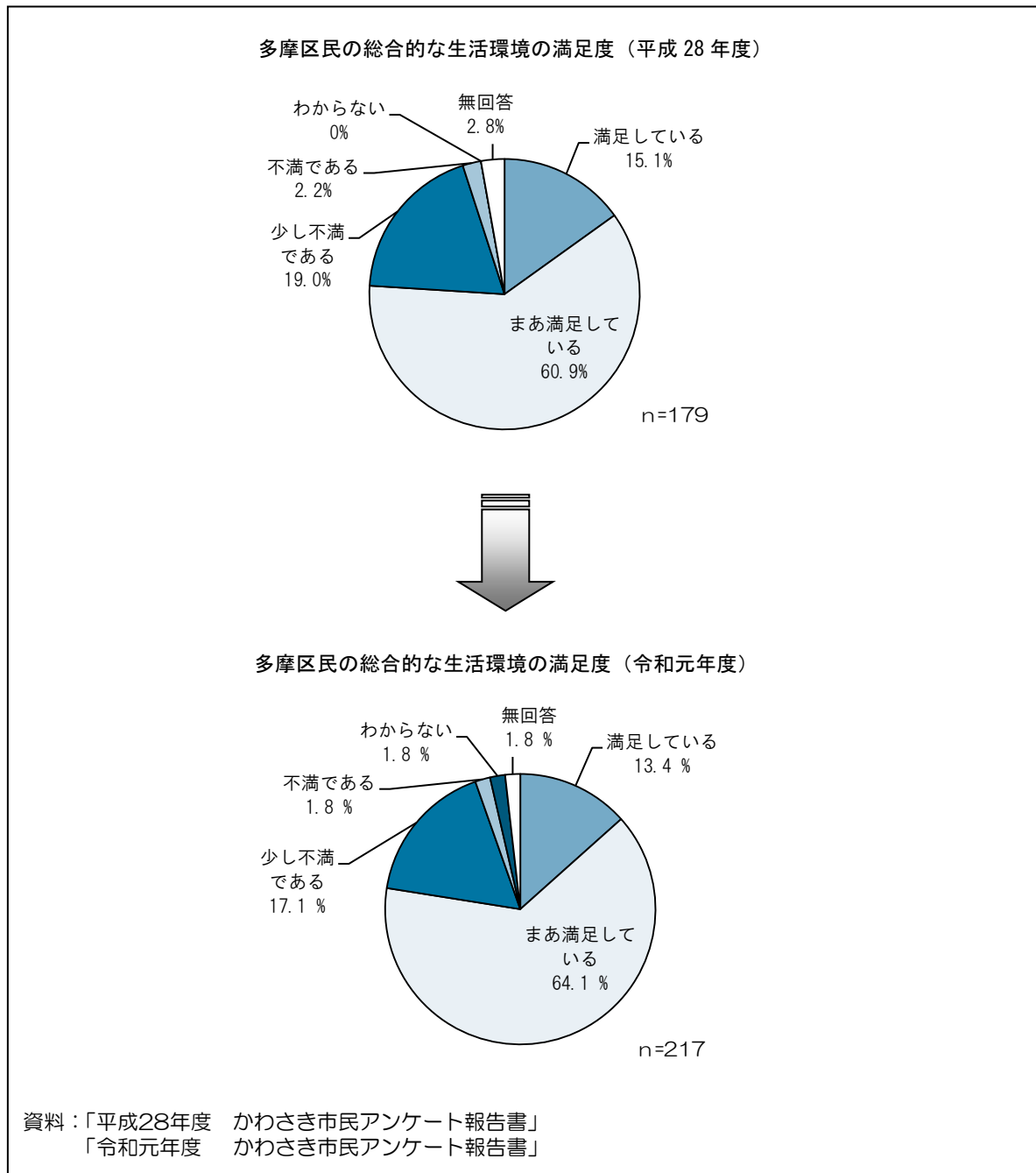
⑫ 居住年数と定住意向

令和元（2019）年度の長期居住者の割合は 42.4%と、平成 28（2016）年度に比べ 3.9 ポイント増加しています。一方、「これからも住んでいたい」という人の割合は 4.6 ポイント減少しています。



⑬ 総合的な生活環境の満足度

総合的な生活環境の満足度は、「満足している」と「まあ満足している」と合わせると、令和元（2019）年度は 77.5%と、平成 28（2016）年度に比べ 1.5 ポイント増加しています。



3 多摩区地域福祉施設マップ

行政機関・福祉機関等

◆ 行政機関・福祉機関等

名称	住所
1 多摩区役所	登戸 1775-1
2 多摩区役所生田出張所 ※令和3年7月(予定)まで仮庁舎	生田 7-16-1 (仮) 栗谷 3-31-10
3 北部児童相談所	生田 7-16-2
4 多摩区社会福祉協議会	登戸 1891 3F

高齢者に関する施設

■ 地域包括支援センター

名称	住所
1 長沢壮寿の里 ※建替え中は仮事務所移転予定	長沢 2-11-1
2 多摩川の里	中野島 6-13-5
3 菅の里	菅北浦 3-10-20
4 太陽の園	栗谷 2-16-6
5 しゅくがわら	宿河原 6-20-19
6 よみうりランド花ハウス	菅仙谷 4-1-4
7 登戸	登戸 1891 3F

■ いこいの家

名称	住所
1 登戸	登戸新町 237
2 菅	菅北浦 3-11-1
3 錦ヶ丘	栗谷 3-28-2
4 長尾	長尾 1-12-7
5 枅形	枅形 6-3-1
6 中野島	中野島 6-26-7
7 南菅	菅馬場 3-26-1

□ いきいきセンター(多摩老人福祉センター)

名称	住所
1 いきいきセンター	中野島 5-2-30

▲ 計画相談支援事業所

名称	住所
1 地域生活支援センター ホルト・長沢	長沢 1-5-14
2 相談支援センター ドリーム	長沢 4-2-9-401
3 地域活動支援センター 紙ひこうき	登戸 2341-1
4 相談支援センター 「GDPかわさき」	登戸 2981
5 フルライフスマートケア川崎 北部	中野島 6-6-8
6 おんりいわん	南生田 5-4-16
7 相談支援みち	南生田 4-8-7-102

障害者に関する施設

▲ 身体障害者福祉センター

名称	住所
1 多摩川の里身体障害者福祉会館	中野島 6-13-5

▲ 障害者相談支援センター

名称	住所
1 たま基幹相談支援センター	登戸 495-3
2 地域相談支援センター いろはにこんぺいとう	中野島 4-19-14-101
3 地域相談支援センタードルチェ	中野島 2-6-7-103
4 地域相談支援センターアベク	長沢 1-19-1-101

△ 児童発達支援

名称	住所
1 サポートセンター Rond	登戸 2954-3
2 児童デイサービス・ドリーム	南生田 4-12-3
3 フルライフスマートケア川崎 北部	中野島 6-6-8
4 こどもサポート教室「きらり」 稲田堤校	菅 4-7-1
5 児童発達支援みずたま	宿河原 4-25-1 1F2号室
6 ラ・オハナ	西生田 2-1-6 2F

子どもに関する施設

● こども文化センター

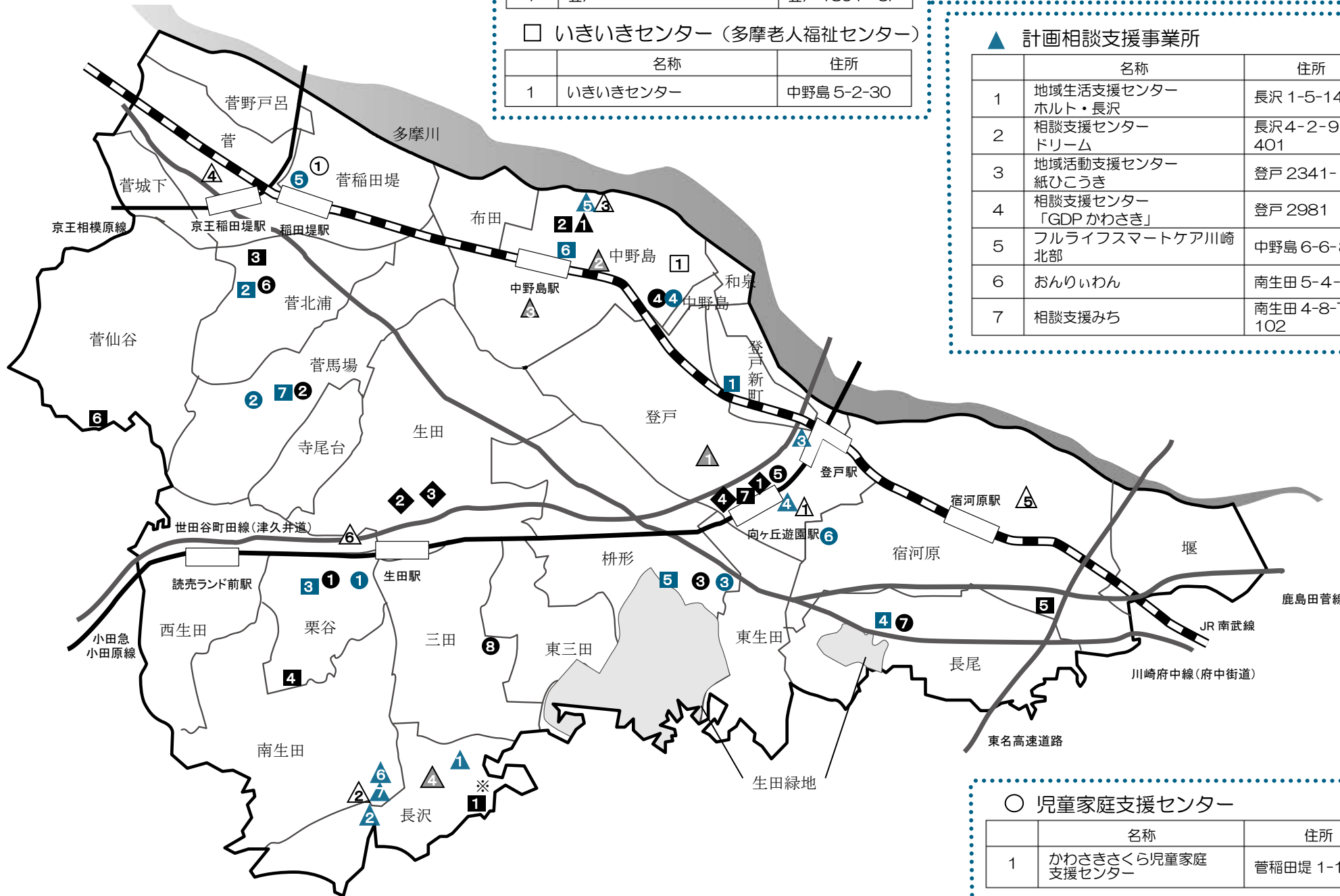
名称	住所
1 錦ヶ丘	栗谷 3-28-2
2 南菅	菅馬場 3-26-1
3 枅形	枅形 6-3-1
4 中野島	中野島 4-22-7
5 すかいきっす	登戸 2249-1
6 菅	菅北浦 3-11-1
7 長尾	長尾 1-12-7
8 三田	三田 3-7-4

● 地域子育て支援センター

名称	住所
1 にしきがおか(児童館型)	栗谷 3-28-2
2 みなみすげ(児童館型)	菅馬場 3-26-1
3 ますがた(児童館型)	枅形 6-3-1
4 なかのしま(児童館型)	中野島 4-22-7
5 宙(そら)	菅稲田堤 1-17-25
6 西しゅくマーノ	宿河原 2-19-6

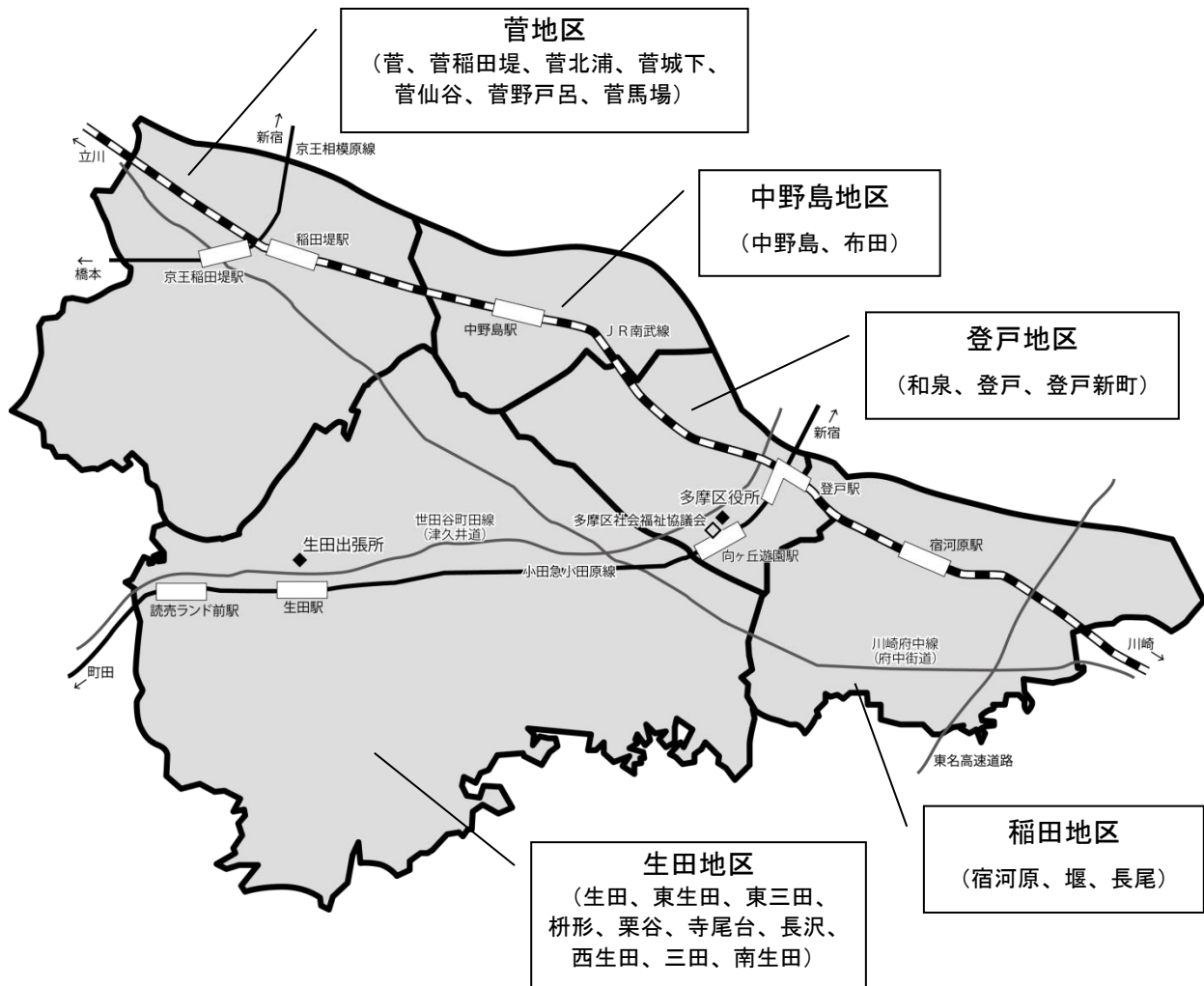
○ 児童家庭支援センター

名称	住所
1 かわさきさくら児童家庭 支援センター	菅稲田堤 1-10-5



4 地区の概況

多摩区には、小学校区（14地区）、中学校区（7地区）、地区民生委員児童委員協議会の区域（8地区）、地区社会福祉協議会の区域（5地区）、地域包括支援センターの区域（7地区）等、様々な区域が存在します。ここでは5地区に分けて概況を整理しました。これは、地域ケア圏域と同様の地区割となっています。



●地区データ：「川崎市の統計情報 川崎市町丁別世帯数・人口 川崎市町丁別年齢別人口」を基に作成

●地区で行われている保健福祉活動：広く区民を対象とする活動

「社協」：社会福祉協議会、「民児協」：民生委員児童委員協議会、「包括C」：地域包括支援センター、「こ文」：こども文化センター、「地子C」：地域子育て支援センター

●特定非営利活動法人：主たる事務所の所在地が川崎市多摩区にある特定非営利活動法人のうち、活動分野が「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」、「子どもの健全育成を図る活動」、「前各号の掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」に該当するもの

(参考) 内閣府NPOホームページ <https://www.npo-homepage.go.jp/>

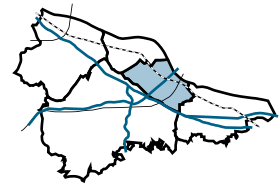
神奈川県NPO・ボランティアホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/life/1/16/85/>

川崎市NPO法人関連ホームページ <http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/32-7-6-0-0-0-0-0-0.html>

(1) 登戸地区

地区内の町丁名

和泉、登戸、登戸新町



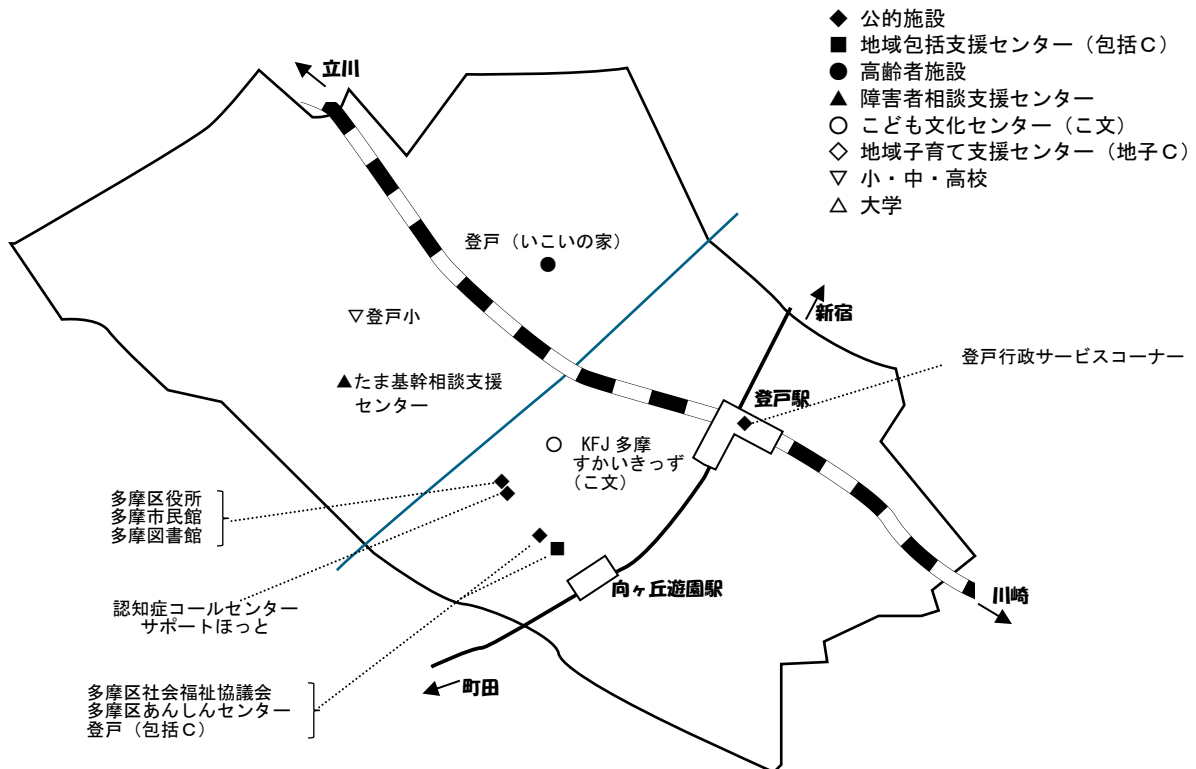
■ 地区の概況

登戸地区は、多摩区の北東部に位置し多摩川を境に東京都狛江市と接しています。JR南武線登戸駅、小田急小田原線登戸駅、向ヶ丘遊園駅があることから交通の便が良く、平坦な地形で、駅周辺を中心に商店街があり、アパートやマンションが多い地域です。多摩区役所や多摩区社会福祉協議会等の公的機関があります。また、小田急線と世田谷町田線（津久井道）の間では登戸土地区画整理事業が進められており、令和7（2025）年度末に工事が完了する予定です。

■ 地区データ

人口	27,594人	0～14歳人口	2,737人
世帯数	16,538世帯	15～64歳人口	20,853人
高齢化率（65歳以上）	14.5%	65歳以上人口	4,004人

（令和2年9月末現在）



■ 地区内の保健福祉活動資源

区分		名称	区分	名称
主な公的施設		多摩区総合庁舎 (多摩区役所、多摩市民館、多摩図書館) 登戸行政サービスコーナー 福祉バルたま (多摩区社会福祉協議会、多摩区あんしんセンター)	こども文化センター	KFJ多摩すかいきっず
高齢者施設	地域包括支援センター	登戸	認可保育所・認定こども園・幼稚園	稲田保育園、KFJ多摩なのはな保育園、ぶどうの実登戸園、アスク向ヶ丘遊園北保育園、にじいろ保育園登戸、のぼりっこ保育園、ココファン・ナーサリー登戸、クレアナーサリー向ヶ丘遊園、天才キッズクラブ楽学館登戸園、登戸ゆりのき保育園、サンライズ向ヶ丘遊園保育園、「このころの花」ほいくえん登戸駅前、ゆりの花保育園
	いこいの家	登戸		丸山幼稚園 玉川幼稚園
障害者施設	障害者相談支援センター	たま基幹相談支援センター		小・中・高校
	地域活動支援センター	川崎きた作業所、紙ひこうき、多摩ワークショップ、いっぽ舎、GDPかわさき、クラフトヌブリック	NPO法人	クリスタルプラザ、ほっとハンド、たま・あさお精神保健福祉をすすめる会、多摩食事サービスW. Cおかりん、療育ねっとわーく川崎、多摩家事介護ワーカーズ・コレクティブくるみ、いっぽいっぽ、たすけあい多摩、織風会、川崎寺子屋食堂
	計画相談支援事業所	紙ひこうき、相談センター「GDPかわさき」		
	指定障害福祉サービス事業所	KFJ多摩はなみずき、サポートセンターロンド、KFJ多摩はなもも、はっぴわーく、アバンセ、たまフレ!		
	短期入所事業所	サポートセンターロンド、ひまわり荘		
	日中一時支援事業	サポートセンターロンド		
	障害児・者一時預かり	まんぼう		
	障害児相談支援	サポートセンターロンド		
	児童発達支援	サポートセンターロンド		
	放課後等デイサービス	フューマイル川崎、ハッピーテラス登戸教室、サポートセンターロンド		
公園・その他	登戸第1公園、登戸台和公園等 計13か所 川崎YMCA			

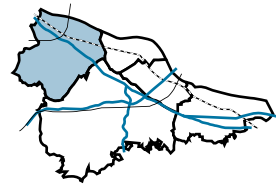
■ 地区で行われている保健福祉活動

分野	【実施主体】活動
高齢者	【区社協】ミニデイ「にっこり会」 【区社協・地区社協】いこいの家まつりの開催 【地区社協】ふれあい型老人会食会 【地域包括支援センター】相談会、介護予防教室、普及啓発講座、サロン等の開催 【市】いこい元気広場
障害者	【地区社協】クリスマス会、お楽しみ交流会
子育て	【地区社協】紙飛行機大会、地域子育て支援への協力（登戸子ども会等） 【登戸地区民児協】子育てサロン「ひよっこ」 【区】ママとあそぼうパパもね、子育てひろば、外国人の子育てひろば、こつぶっこ
健康	【他】多摩区みんなの公園体操（登戸稲荷神社）、多摩区いきいき体操（登戸いこいの家、さくらホール、丸山幼稚園）
その他	【区社協】登戸老人いこいの家「ふくし寄合処たま」 【地区社協】登戸福祉まつり、広報紙「のぼりと」発行、登戸小学校「登戸フェスティバル」への参加（車いす体験、紙飛行機教室等）、社会を明るくする運動への協力

(2) 菅地区

地区内の町丁名

菅1～6丁目、菅稲田堤1～3丁目、菅北浦1～5丁目、
菅城下、菅仙谷1～4丁目、菅野戸呂、菅馬場1～4丁目



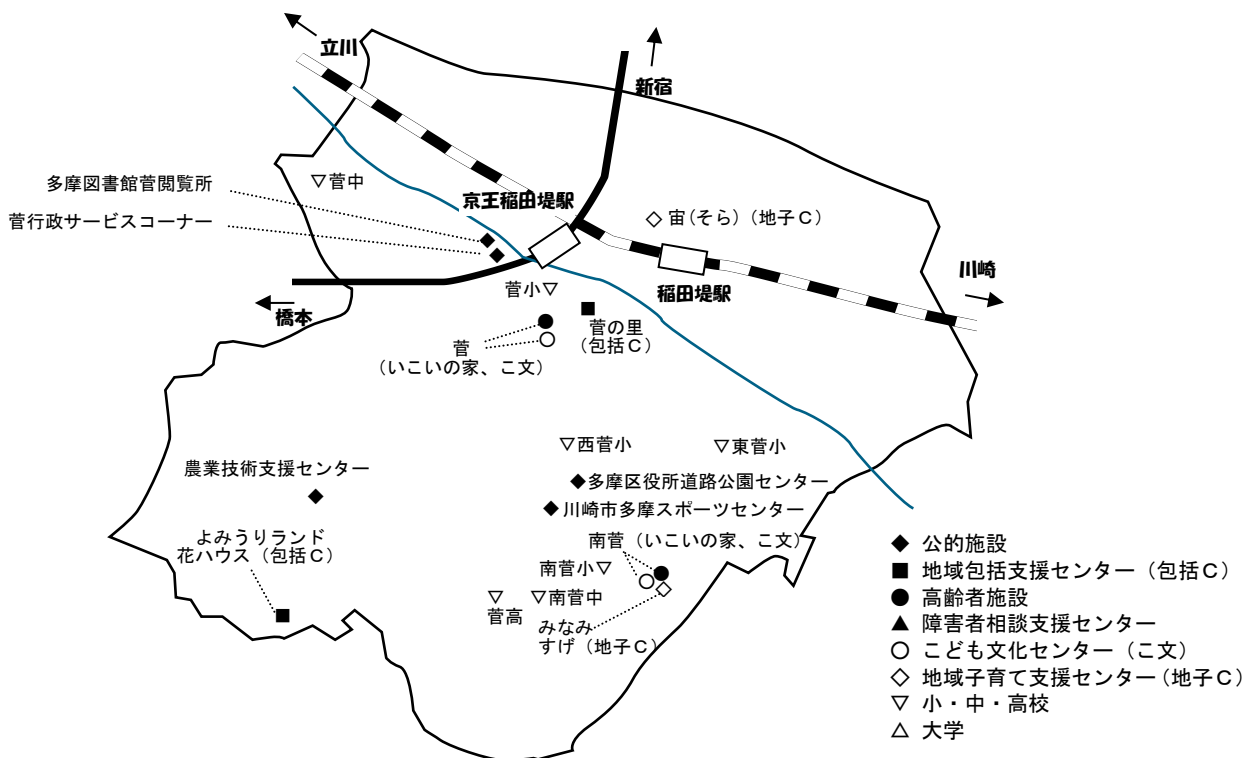
■ 地区の概況

菅地区は、多摩区の北西部に位置し、麻生区と東京都稲城市に隣接しています。地区北部は多摩川に接し、南部は丘陵部となっており、丘陵に沿って多摩川水系の支流三沢川が流れています。南部には「多摩区役所道路公園センター」と「川崎市多摩スポーツセンター」があります。JR南武線稲田堤駅と京王相模原線京王稲田堤駅があり、駅周辺は都心へのアクセスが良い地域です。また、川崎農産物ブランドの「のらぼう菜」の産地としても有名です。地区内には鎌倉時代の武将・稲毛三郎重成のゆかりある小沢城跡や市重要歴史記念物の子之神社、県指定無形民俗文化財の「菅獅子舞」等、歴史的な寺社や伝統的な行事があります。

■ 地区データ

人口	43,950人	0～14歳人口	4,964人
世帯数	21,996世帯	15～64歳人口	30,419人
高齢化率(65歳以上)	19.5%	65歳以上人口	8,567人

(令和2年9月末現在)



■ 地区内の保健福祉活動資源

区分		名称
主な公的施設		多摩区役所道路公園センター、菅行政サービスコーナー、多摩図書館菅閲覧所、川崎市多摩スポーツセンター、農業技術支援センター
高齢者施設	地域包括支援センター	菅の里、よみうりランド花ハウス
	いこいの家	菅、南菅
	特別養護老人ホーム	菅の里、よみうりランド花ハウス、花ハウスすみれ館
	介護老人保健施設	よみうりランドケアセンター
障害者施設	指定障害福祉サービス事業所	はぐるま共同作業所
	障害児・者一時預かり	ぐんぐん
	児童発達支援	こどもサポート教室「きらり」稲田堤校
	放課後等デイサービス	こどもサポート教室「きらり」稲田堤校、ウイング多摩
こども文化センター		菅、南菅
地域子育て支援センター		宙(そら)、みなみすげ

区分	名称
認可保育所・認定こども園・幼稚園	菅保育園、厚生館愛児園、なごみ保育園、星の子愛児園、至誠館なしのはな保育園、ういず稲田堤保育園、第2くまのこ園、のらぼう愛児園、菅の子愛児園、にじいろ保育園稲田堤、星の子くるみ保育園、こころ保育室 東菅幼稚園 菅幼稚園
小・中・高校	菅小学校、東菅小学校、南菅小学校、西菅小学校
	菅中学校、南菅中学校
	県立菅高等学校
NPO法人	てんくう舎、おおすみ、まめな人生、PRIC JAPAN BEAUTY、すくすく、さしす
公園	稲田公園、多摩川緑地菅地区、西菅公園等計30か所

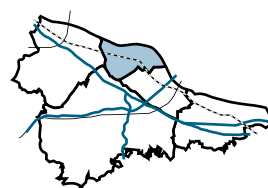
■ 地区で行われている保健福祉活動

分野	【実施主体】活動
高齢者	<p>【区社協】ミニデイ「ありのみ会」、いこいの家まつりの開催</p> <p>【地区社協】一人暮らし老人会食会、一人暮らし高齢者への年賀状送付</p> <p>【地域包括支援センター】相談会、介護予防教室、普及啓発講座、サロン等の開催</p> <p>【市】いこい元気広場</p>
障害者	<p>【地区社協】「多摩みのり」とのバスハイク交流会</p> <p>小中学校での「障害体験学習」</p>
子育て	<p>【地区社協】子育て講習会、親子体操教室、親子探検隊、親子座禅体験</p> <p>【菅第1地区民児協】登校時のあいさつ運動</p> <p>【菅第2地区民児協】登校時のあいさつ運動、下校時・祭礼時パトロール</p> <p>【地域子育て支援センター】相談、講座、情報・遊び場提供等</p> <p>【区】ママとあそぼうパパもね</p>
健康	<p>【他】多摩区みんなの公園体操（菅芝間こども公園、稲田公園、菅第3公園、菅仙谷公園、菅馬場公園、菅なかよし公園）、多摩区いきいき体操（菅いこいの家、菅住宅集会所、ふじのき台団地集会所、南菅いこいの家）</p>
その他	<p>【区社協】南菅老人いこいの家「ふくし寄合処たま」</p> <p>【地区社協】社会福祉のつどい、広報紙「菅社協だより」発行、社会を明るくする運動への協力</p>

(3) 中野島地区

地区内の町丁名

中野島、中野島1～6丁目、布田



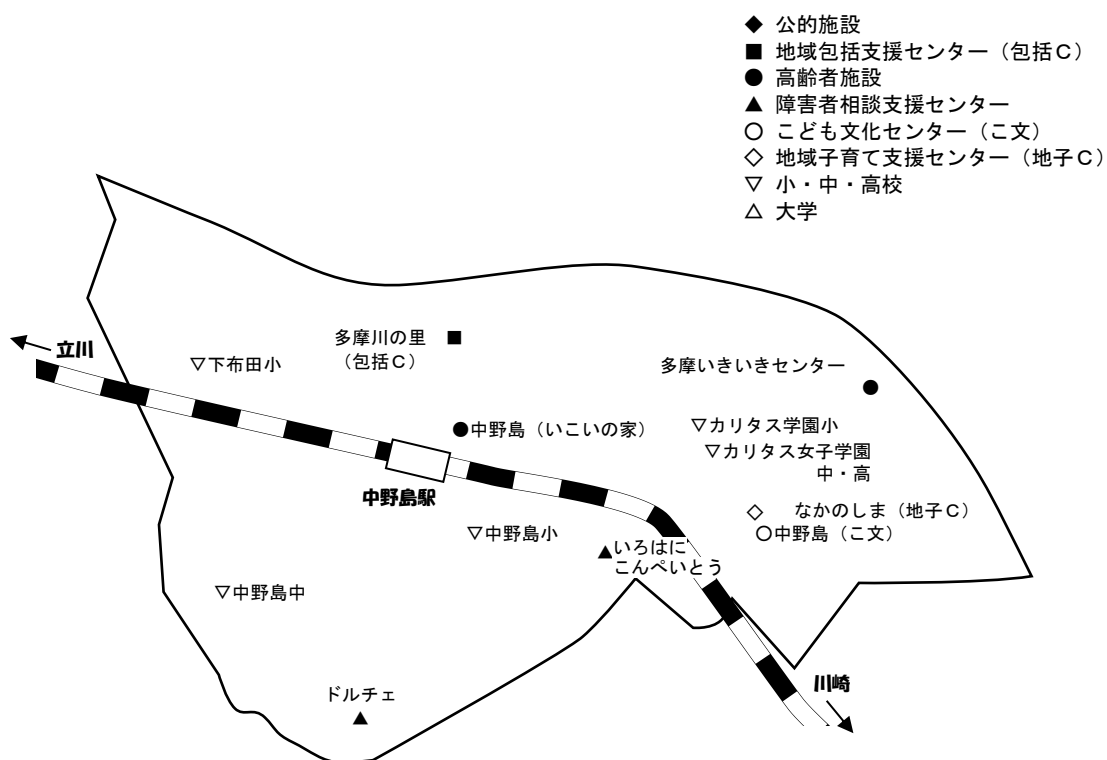
■ 地区の概況

中野島地区は、多摩区の中心から北部に位置し多摩川に接しています。地区の中心にJR南武線中野島駅があり、駅周辺には商店が広がっています。中野島5丁目、6丁目には大規模な市営住宅があります。古くから「多摩川梨」の栽培で知られ、宅地開発が進み市街地が形成された現在も生産緑地地区として農地が残されています。

■ 地区データ

人口	23,257人	0～14歳人口	2,462人
世帯数	11,780世帯	15～64歳人口	15,545人
高齢化率(65歳以上)	22.6%	65歳以上人口	5,250人

(令和2年9月末現在)



■ 地区内の保健福祉活動資源

区分		名称	区分	名称
高齢者施設	地域包括支援センター	多摩川の里	認可保育所・幼稚園	中野島のはら保育園、なかのしまのぞみ保育園、中野島フレンズ保育園、ハグミー・ナーサリー、さくら保育室、ウィズブック保育園中野島
	いこいの家	中野島		中野島幼稚園、カリタス幼稚園
	いきいきセンター(老人福祉センター)	多摩いきいきセンター	小・中・高校	中野島小学校、下布田小学校、カリタス学園小学校
	特別養護老人ホーム	多摩川の里		中野島中学校、カリタス女子学園中学校 カリタス女子学園高等学校
障害者施設	障害者相談支援センター	地域相談支援センターいろはにこんぺいと、地域相談支援センタードルチェ	NPO法人	ままとんきっず、中野島総合型スポーツクラブビルネ
	身体障害者福祉センター	多摩川の里身体障害者福祉会館		
	計画相談支援事業所	フルライフスマートケア川崎北部		
	指定障害福祉サービス事業所	多摩川あゆ工房、あゆクリーンサービス、はぐるま管工舎、多摩川の里身体障害者福祉会館、あかね		
	障害児相談支援	フルライフスマートケア川崎北部		
	児童発達支援			
	放課後等デイサービス			
こども文化センター	中野島	公園	中野島石河原公園、上布田公園、中野島中河原公園等計10か所	
地域子育て支援センター	なかのしま			

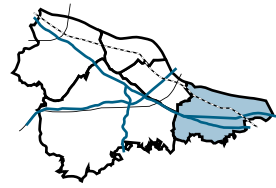
■ 地区で行われている保健福祉活動

分野	【実施主体】活動
高齢者	<p>【区社協】ミニデイ「たんぽぽ」、いこいの家まつりの開催</p> <p>【地区社協】一人暮らし老人会食会、一人暮らし高齢者への年賀状送付</p> <p>【地域包括支援センター】相談会、介護予防教室、普及啓発講座、サロン等の開催</p> <p>【市】いこい元気広場</p>
障害者	<p>【地区社協】小中学校での福祉体験学習への協力</p> <p>【他】地域リハビリ「多摩みのりの会」</p>
子育て	<p>【地区社協】子育て講演会、親子体操教室、幼児のつどい</p> <p>【稲田中野島地区民児協】子育てサロン「バンビ」</p> <p>【地域子育て支援センター】相談、講座、情報・遊び場提供等</p>
健康	<p>【他】多摩区みんなの公園体操（下布田公園、中野島中河原公園、中野島石河原公園、中野島二ヶ領公園）</p> <p>多摩区いきいき体操（中野島団地集会所、中野島こども文化センター、多摩いきいきセンター）</p>
その他	<p>【区社協】中野島老人いこいの家「ふくし寄合処たま」</p> <p>【地区社協】社会福祉のつどい、広報紙「なかのしま」発行、心の癒し講演会、社会を明るくする運動への協力</p>

(4) 稲田地区

地区内の町丁名

宿河原1～7丁目、堰1～3丁目、長尾1～7丁目



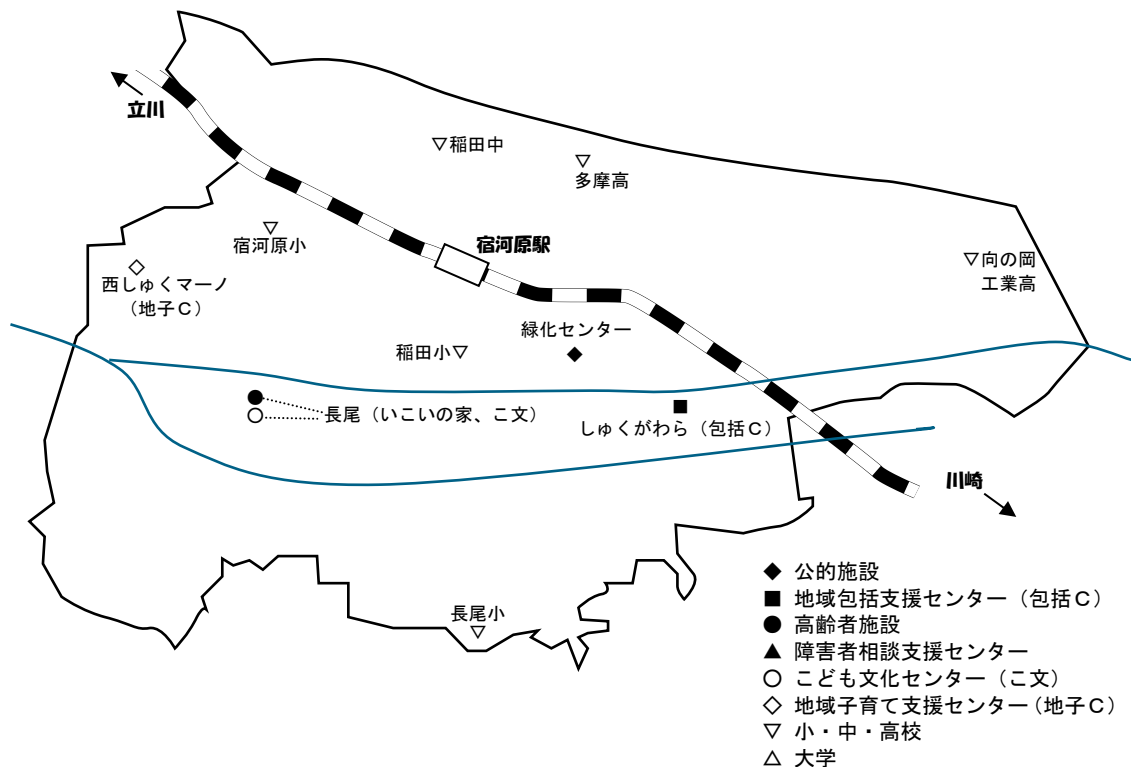
■ 地区の概況

稲田地区は、多摩区の東部に位置し、地区の中心にJR南武線宿河原駅があり、マンション等への転入者と長く居住する住民が混在した地域です。北側は多摩川、東側は高津区、南側は宮前区と接しています。地区内を、桜の名所である「ニヶ領用水」が流れ、周辺には「川崎市緑化センター」や「ニヶ領せせらぎ館」があります。ニヶ領用水（新川）の南側には丘陵が広がり、あじさい寺として有名な「妙楽寺」や「生田緑地ばら苑」、「藤子・F・不二雄ミュージアム」があります。

■ 地区データ

人口	42,457人	0～14歳人口	4,892人
世帯数	22,159世帯	15～64歳人口	29,342人
高齢化率（65歳以上）	19.4%	65歳以上人口	8,223人

(令和2年9月末現在)



■ 地区内の保健福祉活動資源

区分	名称	
主な公的施設	緑化センター	
高齢者施設	地域包括支援センター	しゅくがわら
	いこいの家	長尾
	特別養護老人ホーム	しゅくがわら、ヴィラージュ川崎
障害者施設	地域活動支援センター	工房和丘
	障害児・者一時預かり	日中一時支援 あおぞら
	児童発達支援	児童発達支援あおぞら、児童発達支援みずたま
	放課後等デイサービス	放課後等デイサービスあおぞら5、放課後等デイサービスCOCOFUL宿河原教室、放課後等デイサービスみずたま
こども文化センター	長尾	
地域子育て支援センター	西しゅくマーノ	

区分	名称
認可保育所・幼稚園	西しゅくマーノ保育園、龍巖寺保育園、ひばり保育園、ひばりっこくらぶ保育園、そらまめ保育園(本園・分園)、ういず宿河原保育園、こひばり保育園、宿河原もりのこ保育園、アスク宿河原保育園、アスク向丘遊園南保育園、保育園アリス宿河原、すみれいる保育園、宿河原すみれの花保育園、くじこのはら保育園、のどか保育室 玉幼稚園、桐光学園みどり幼稚園、宿河原幼稚園、川崎若葉幼稚園
小・中・高校	稲田小学校、宿河原小学校、長尾小学校
	稲田中学校 県立多摩高等学校、県立向の岡工業高等学校
NPO法人	虹をさがす会、赤いふうせん
公園	ふじやま遺跡公園、宿河原わんぱく公園、東名堰第2公園等 計28か所

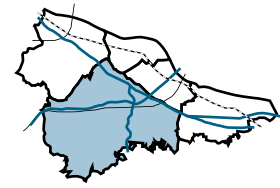
■ 地区で行われている保健福祉活動

分野	【実施主体】活動
高齢者	<p>【区社協】 いこいの家まつりの開催</p> <p>【地区社協】 一人暮らし老人会食会</p> <p>【地域包括支援センター】 相談会、介護予防教室、普及啓発講座、サロン等の開催</p> <p>【市】 いこい元気広場</p>
障害者	<p>【地区社協】 バスハイク、クリスマス会</p>
子育て	<p>【区社協】 ふれあい子育てサロン「いちにのさん！」</p> <p>【地区社協】 みんなで書こう楽しい書道教室等の文化行事の開催、多摩川ウォーキングへの協力</p> <p>【地域子育て支援センター】 相談、講座、情報・遊び場提供等</p> <p>【区】 長尾親と子のひろば</p>
健康	<p>【他】 メゾンドール多摩川介護予防教室、コロバー又の会</p> <p>多摩区みんなの公園体操（東名堰第2公園、宿河原南公園、宿河原本村公園、宿河原あおぞら公園、宿河原わんぱく公園、東名宿河原第2公園、堰稲荷神社）</p> <p>多摩区いきいき体操（メゾンドール多摩川集会所、宿河原東住宅集会所、多摩新町自治会館、長尾いこいの家）</p>
その他	<p>【区社協】 長尾老人いこいの家「ふくし寄合処たま」</p> <p>【地区社協】 地域福祉のつどい、広報紙「いなだ地区社協だより」発行、社会を明るくする運動への協力</p> <p>【稲田東地区民児協】 囲碁・将棋ならべよう会</p>

(5) 生田地区

地区内の町丁名

生田1～8丁目、東生田1～4丁目、東三田1～3丁目、
 枳形1～7丁目、栗谷1～4丁目、寺尾台1～2丁目、
 長沢1～4丁目、西生田1～5丁目、三田1～5丁目、
 南生田1～8丁目



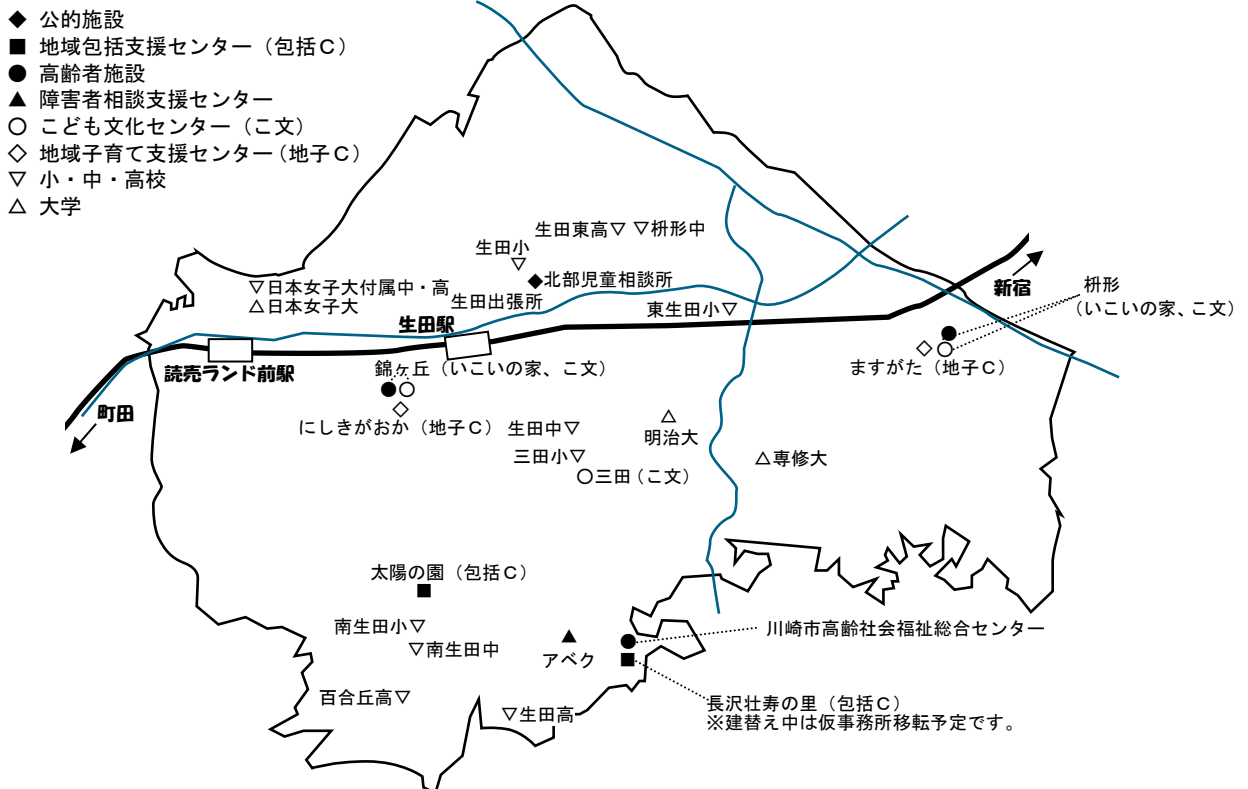
■ 地区の概況

生田地区は、多摩区の南部に広がる多摩丘陵に位置し、地区内を小田急線が東西に横断しています。川崎市を代表する自然豊かな生田緑地の中には、「岡本太郎美術館」、「日本民家園」、「かわさき^{そら}と緑の科学館」等の教育・文化施設があり、市民の憩いと学びの場となっています。東三田には専修大学と明治大学の生田キャンパス、西生田には日本女子大学（令和3（2021）年4月に目白キャンパスに移転予定）があります。

■ 地区データ

人口	75,482人	0～14歳人口	8,684人
世帯数	38,764世帯	15～64歳人口	50,564人
高齢化率（65歳以上）	21.5%	65歳以上人口	16,234人

（令和2年9月末現在）



■ 地区内の保健福祉活動資源

区分		名称	区分	名称
主な公的施設		多摩区役所生田出張所、北部児童相談所	こども文化センター	柘形、錦ヶ丘、三田
高齢者施設	地域包括支援センター	長沢壮寿の里(※)、太陽の園 (※)長沢壮寿の里の建替え中は仮事務所移転予定です。	地域子育て支援センター	ますがた、にしきがおか
	いこいの家	錦ヶ丘、柘形	認可保育所・認定こども園・幼稚園	土淵保育園、南いくた保育園、生田保育園、第二厚生館愛児園、太陽の子保育園、小学館アカデミー西いくた保育園、生田うりぼう愛児園、アスク生田保育園、ういず向ヶ丘遊園保育園、三田かしのみ保育園、登戸ピノキオ保育園、生田ルミナス保育園、読売ランド前どろんこ保育園、ぼのぼの保育室
	特別養護老人ホーム	長沢壮寿の里(※)、太陽の園、生田広場、生田まほろば(※)長沢壮寿の里は建替えのため、一時休止となる予定です。		生田ひまわり幼稚園
	介護老人保健施設	三田あすみの丘、遊花園		桐光学園寺尾みどり幼稚園、西三田幼稚園
	川崎市高齢社会福祉総合センター			
障害者施設	障害者相談支援センター	地域相談支援センターアバク	小・中・高校	東生田小学校、三田小学校、生田小学校、南生田小学校
	計画相談支援事業所	地域生活支援センターホルト・長沢、相談支援センタードリーム、おんりいわん、相談支援みち		柘形中学校、生田中学校、南生田中学校、日本女子大学付属中学校
	指定障害福祉サービス事業所	なしの実、第2はぐるま共同作業所、メイクフレンズ多摩・麻生、夢花工房ぼぱい、夢花工房オリーブ、デイリー夢花、kokonara、エンジンジョイ		県立生田東高等学校、県立生田高等学校、県立百合丘高等学校、日本女子大学付属高等学校
	障害児・者一時預かり	児童デイサービスドリーム、日中一時支援はあもにい、日中一時支援ら・い・ふ、ゆうの森、おんりいわん	大学	専修大学、明治大学、日本女子大学(※) (※)日本女子大学は令和3年4月に目白キャンパスに移転予定です。
	障害児相談支援	相談支援センタードリーム、指定相談支援事業所「GDP かわさき」	NPO法人	ウィメンズハウス・花みずき、ハンガープロジェクト協会、秋桜舎、いきものふれあい教室、かわさき創造プロジェクト、あかい屋根、夢の翼、川崎コアラ、おんりいわん、ままじねっと、バオムフットボールクラブ
	児童発達支援	児童デイサービスドリーム、ラ・オハナ	公園・その他	生田緑地、南生田公園、三田第1公園、錦ヶ丘南公園、長沢公園、寺尾台第1公園、東生田緑地等 計82か所
	放課後等デイサービス	放課後等デイサービスSai、放課後等デイサービスCOCOFUL 南生田教室、ラ・オハナ		川崎国際生田緑地ゴルフ場(市民開放日有)

■ 地区で行われている保健福祉活動

分野	【実施主体】活動
高齢者	<p>【区社協】 いこいの家まつりの開催</p> <p>【地区社協】 会食会、お年寄りのつどい、長寿をたのしもう</p> <p>【地域包括支援センター】 相談会、介護予防教室、普及啓発講座、サロン等の開催</p> <p>【市】 いこい元気広場</p>
障害者	
子育て	<p>【地区社協】 子育てサロン「ニコニコ広場」</p> <p>【生田東地区民児協】 子育てサロン「土漕すくすく」「飯室すくすく」</p> <p>【生田中央地区民児協】 子育てサロン「おはよう広場」</p> <p>【生田第2地区民児協】 子育てサロン「なのはな」</p> <p>【地域子育て支援センター】 相談、講座、情報・遊び場提供等</p> <p>【区】 長沢ママ's サロン、ママとあそぼうパパもね</p>
健康	<p>【他】 多摩区みんなの公園体操 <small>(三田第2公園、杉山神社、生田2丁目公園、寺尾台第1公園、寺尾台第2公園、南生田公園、南生田1丁目公園、生田中谷第1公園、生田中谷第3公園、南生田4丁目公園、東長沢しいの木公園、長澤諏訪公園、山の手自治会館前、飯室会館、明王児童公園)</small></p> <p>多摩区いきいき体操 <small>(枳形いこいの家、おしぬま自治会館、寺尾台コミュニティセンター、錦ヶ丘いこいの家、長沢自治会館、三田こども文化センター、生田住宅集会所、飯室会館)</small></p>
その他	<p>【地区社協】 福祉感謝の集い、広報紙「社協いくた」発行、中学生が語る会、社会を明るくする運動への協力</p>

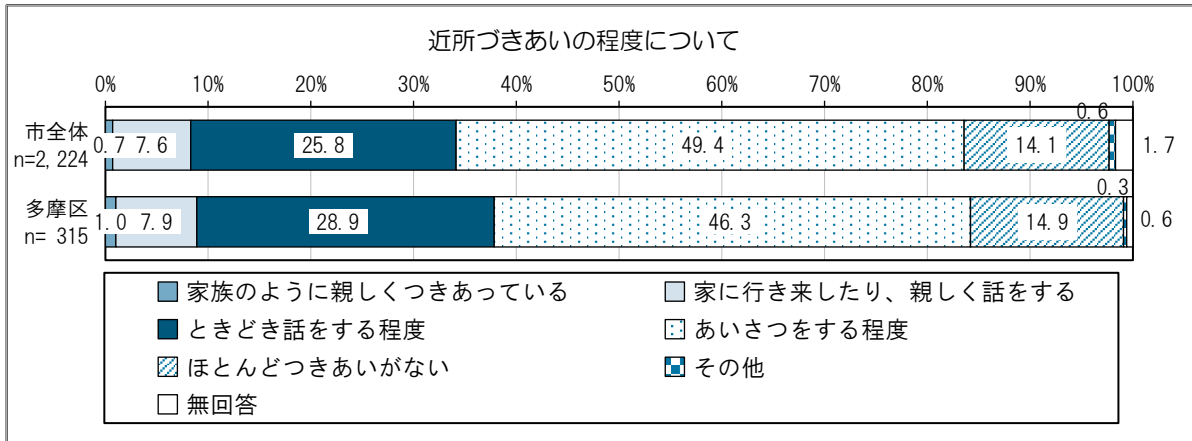
5 区民の主な生活課題

地域の生活課題に関する調査から見える課題

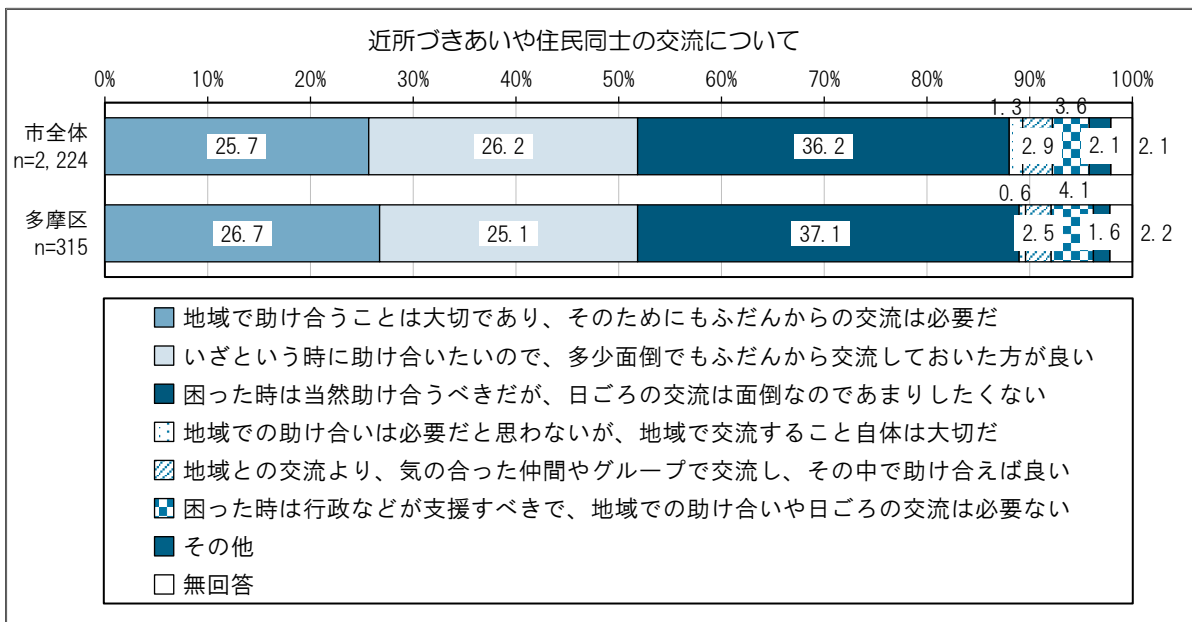
川崎市では地域福祉の実態把握を目的とし、令和元（2019）年11月～12月に市民を対象とした「地域の生活課題に関する調査」と、福祉団体を対象とした「地域福祉活動に関する調査」及びヒアリングを実施しました。そのうち、多摩区の集計から見える主な課題は以下のとおりです。

① 地域について

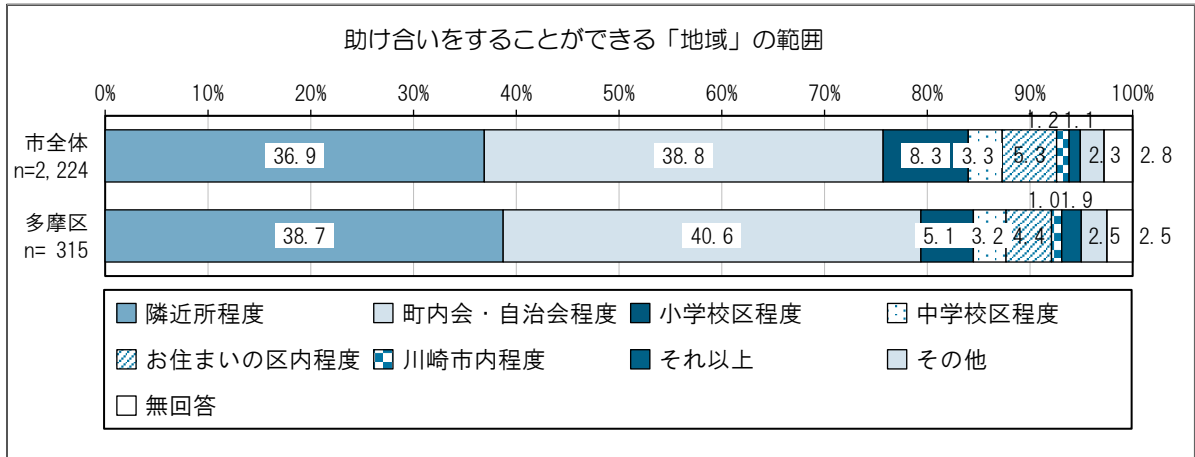
近所づきあいの程度は「あいさつをする程度」が46.3%と最も高く、続いて「ときどき話をする程度」（28.9%）、「ほとんどつきあいがいい」（14.9%）となっています。



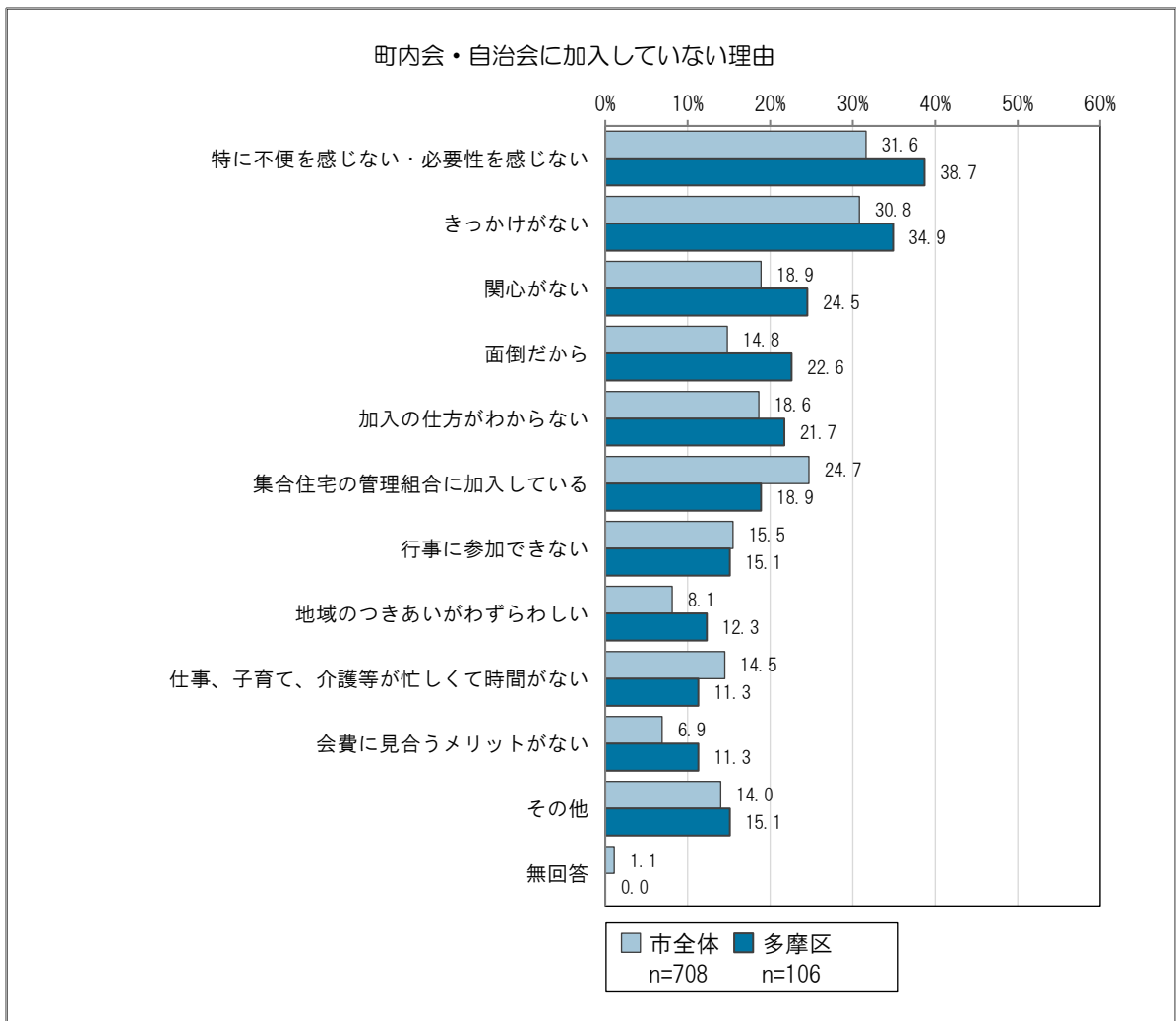
近所づきあいや地域住民同士の交流の必要性について、地域で助け合いたいので「ふだんからの交流は必要」（26.7%）、「ふだんから交流しておいた方がよい」（25.1%）を合わせると51.8%がふだんから交流の必要性を感じていますが、「困ったときは当然助け合うべきだが、日ごろの交流は面倒なのであまりしたくない」という方も37.1%います。



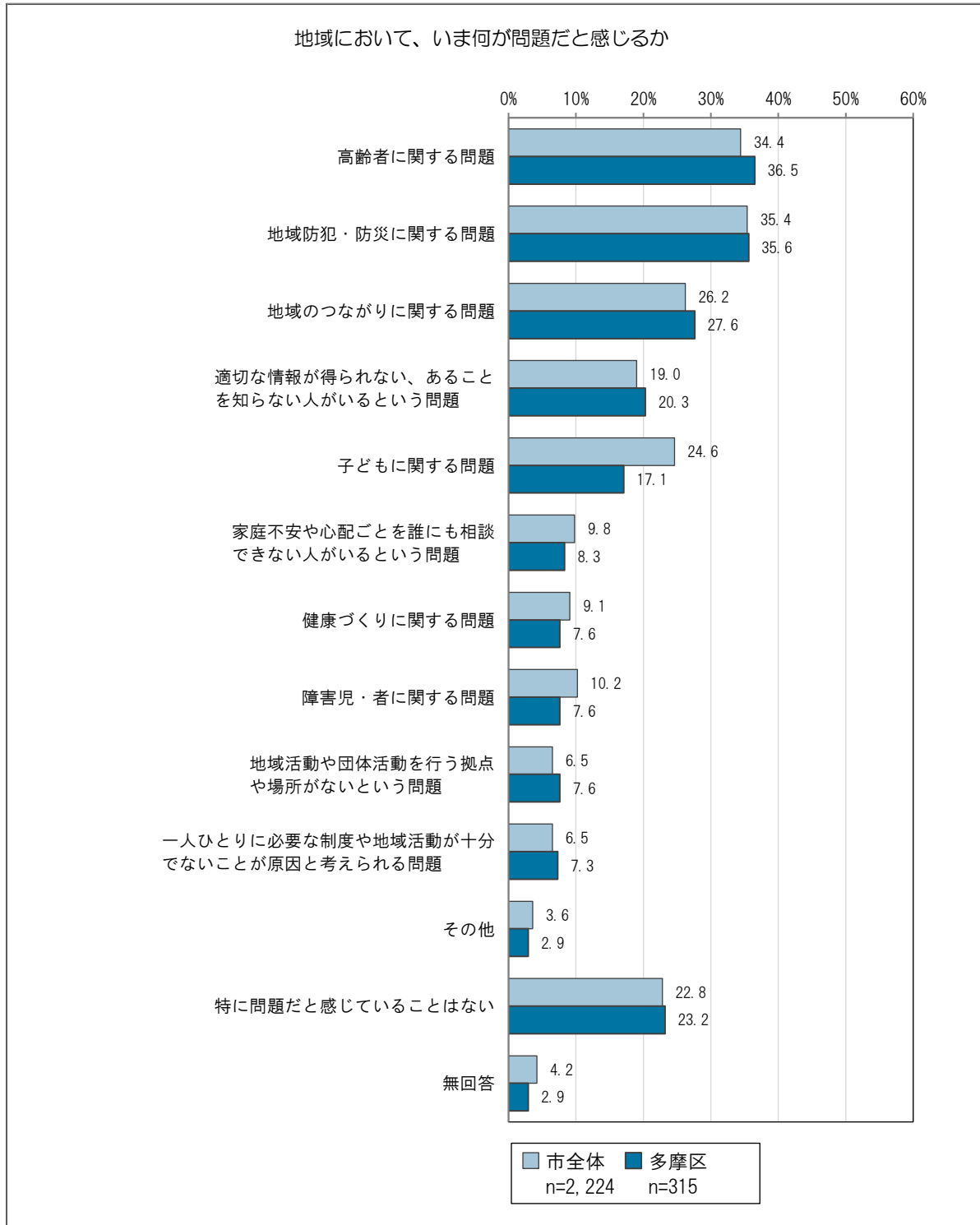
助け合いをすることができる「地域」の範囲は、「町内会・自治会」(40.6%)が最も高く、次いで「隣近所」(38.7%)となっています。



町内会・自治会に加入していない方にその理由を尋ねたところ、「特に不便を感じない・必要性を感じない」(38.7%)が最も高くなっています。次いで「きっかけがない」(34.9%)、「関心がない」(24.5%)となっています。



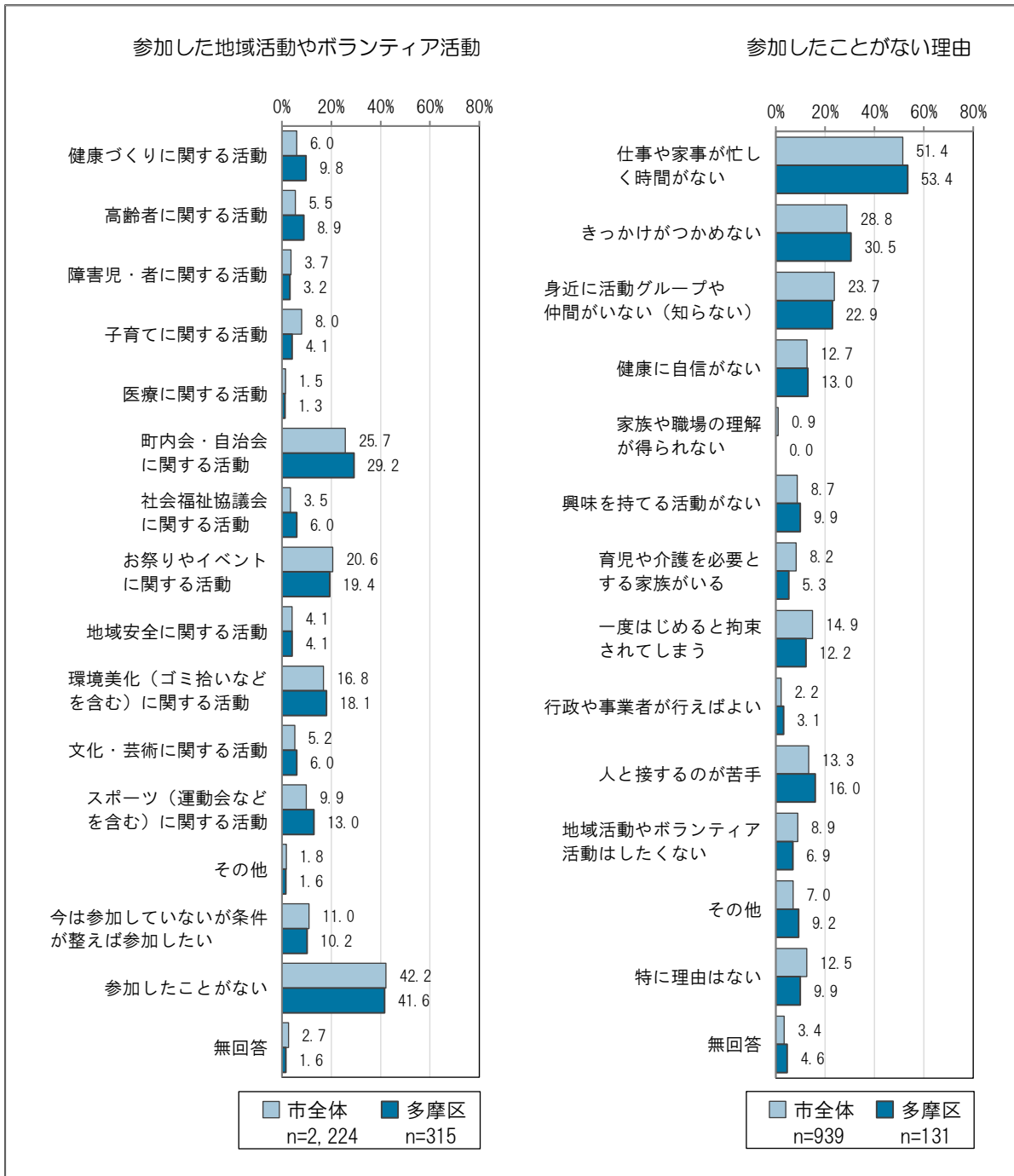
地域において、いま何が問題だと感じるかについて、「高齢者に関する問題」、「地域防犯・防災に関する問題」、「地域のつながりに関する問題」、「適切な情報が得られない、あることを知らない人がいるという問題」となっています。



② 地域活動やボランティア活動

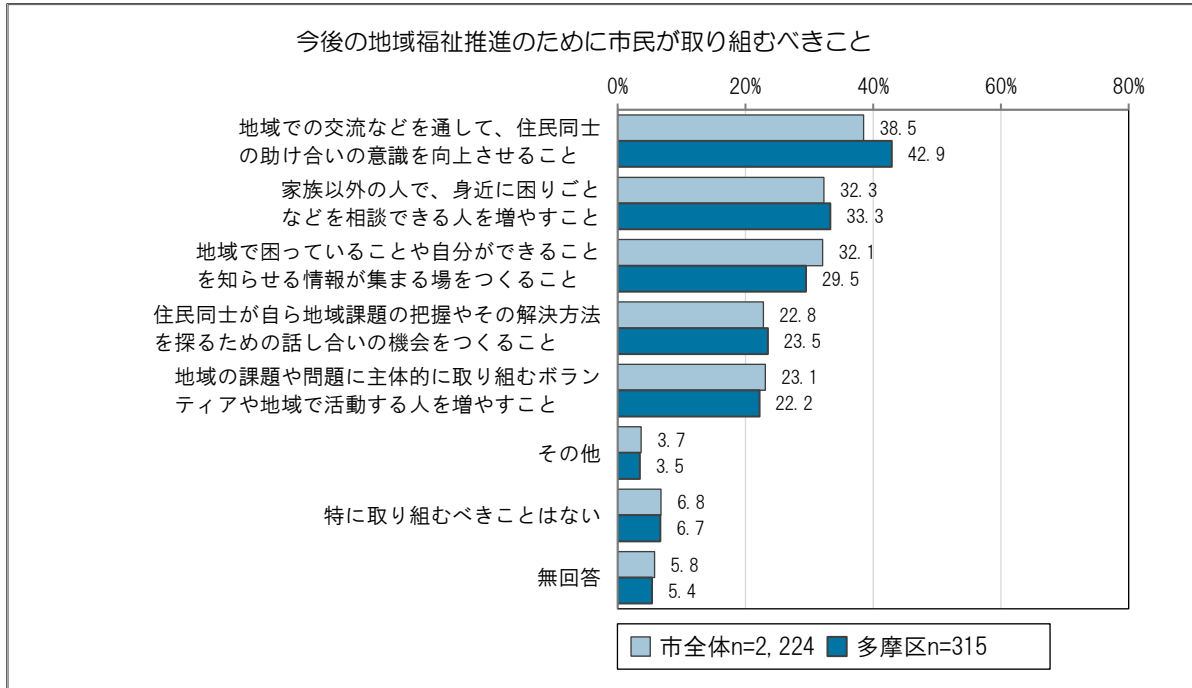
参加したことがある活動について「町内会・自治会に関する活動」(29.2%)が最も高く、「参加したことがない」と回答した割合は、41.6%でした。

参加したことがない理由としては、「仕事や家事が忙しく時間がない」(53.4%)が最も高くなっていますが、「きっかけがつかめない」(30.5%)、「身近に活動グループや仲間がいない(知らない)」(22.9%)と回答をした方も多くいます。

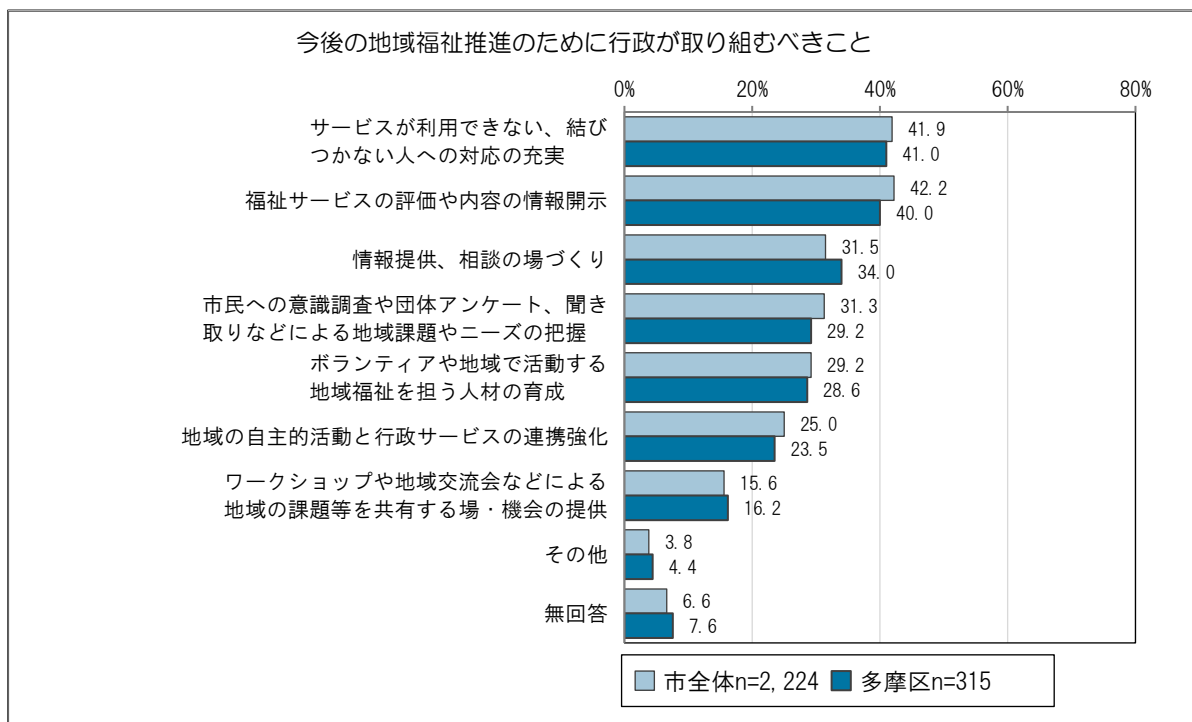


③ 今後の地域福祉の推進について

今後の地域福祉推進のために市民が取り組むべきこととして、「地域での交流などを通して、住民同士の助け合いの意識を向上させること」、「家族以外の人で、身近に困りごとなどを相談できる人を増やすこと」、「地域で困っていることや自分ができることを知らせる情報が集まる場をつくること」が上位の回答となっています。

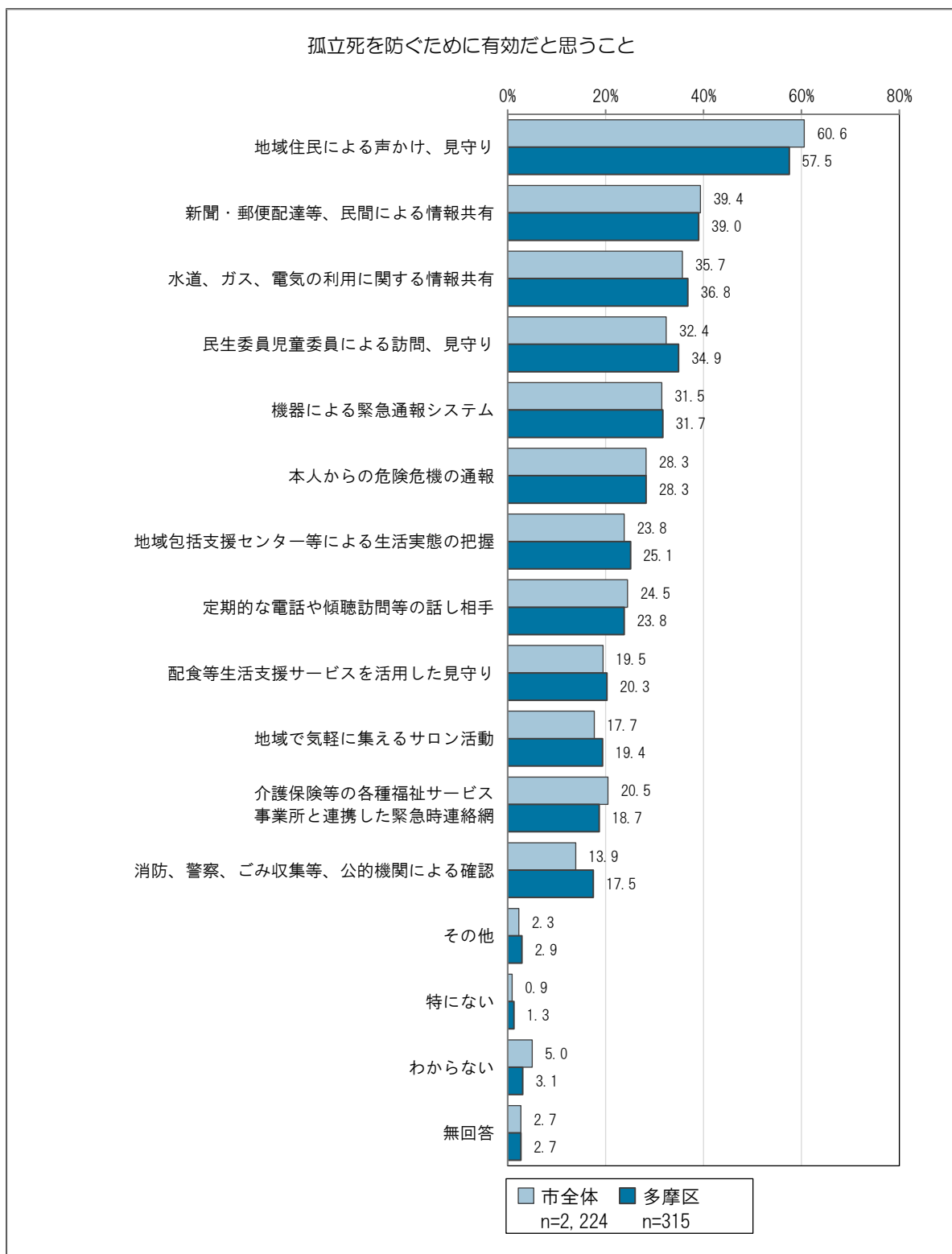


今後の地域福祉推進のために行政が取り組むべきこととして、「サービスが利用できない、結びつかない人への対応の充実」、「福祉サービスの評価や内容の情報開示」、「情報提供、相談の場づくり」が上位の回答となっています。



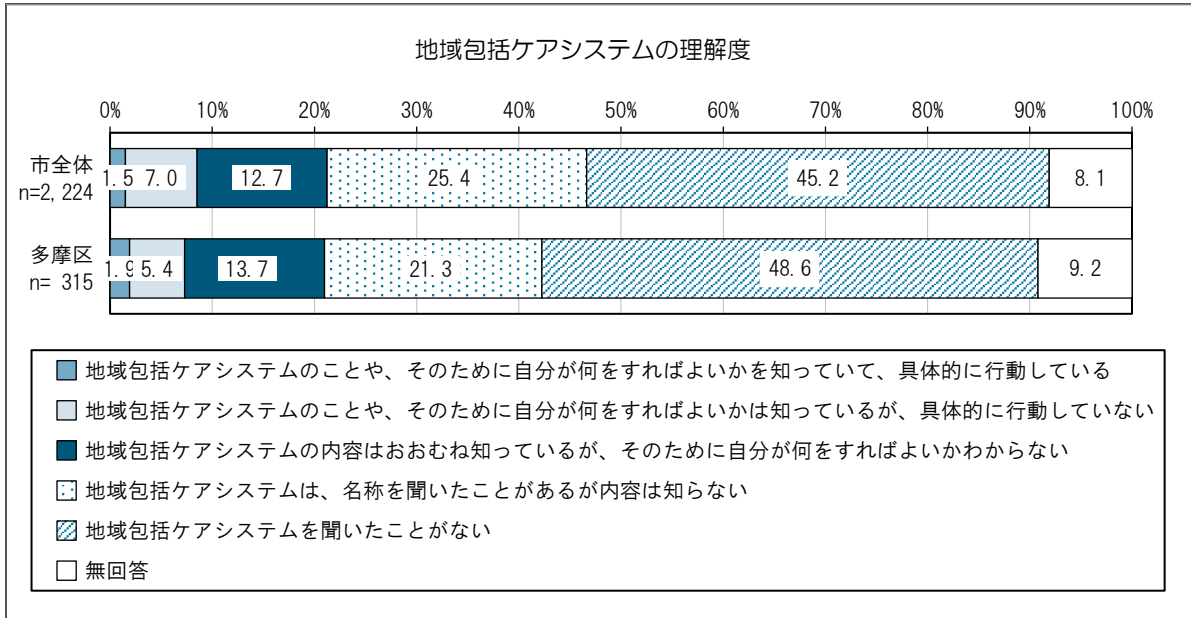
④ 孤立死について

孤立死を防ぐために有効だと思うことは、「地域住民による声かけ、見守り」、「新聞・郵便配達等、民間の協力による情報共有」、「水道、ガス、電気の利用に関する情報共有」等、民間も含めた地域における連携・協力が求められています。



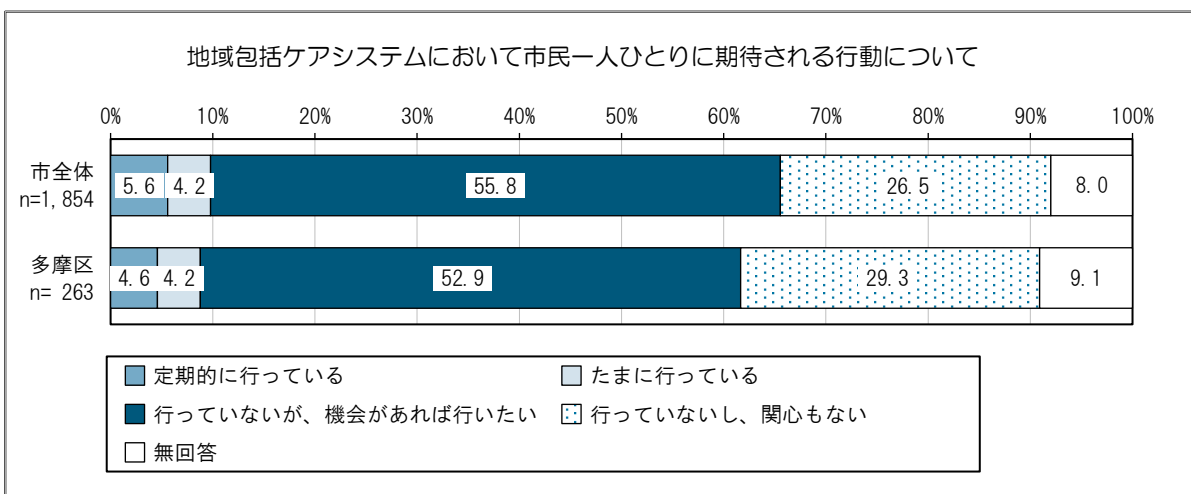
⑤ 地域包括ケアシステムの理解度について

地域包括ケアシステムの理解度や行動について、「地域包括ケアシステムを聞いたことがない」が48.6%でした。また、「地域包括ケアシステムは、名称を聞いたことがあるが内容は知らない」を合わせると、約7割の方が知らないという状況です。



地域包括ケアシステムにおいて、市民一人ひとりに期待される行動として、「自らの健康管理をしっかりと行う」「近隣住民との交流や様々な地域活動に関わることにより、支え合い・助け合う地域づくりに関わる」等と例示したところ、約半数の方が「機会があれば行いたい」と回答しています。

市民一人ひとりに期待される自助・互助の具体的な行動について、より多くの方に分かりやすく伝えながら、取組や参加のきっかけを作っていくことが必要です。



6 多摩区の地域包括ケアシステム推進の取組

多摩区では地区社会福祉協議会の区割りを参考に区内を5地区に分け、それぞれの地域特性に応じた地域づくりに取り組みました。これまでの各地区での主な取組を紹介します。

菅地区

地域包括支援センターと連携して、高齢化率の高い集合住宅を対象に、認知症予防講座や介護予防教室を開催する等、介護予防の取組を進めました。また、住民への情報提供を通じ、自助・互助の意識づくりに取り組みました。



認知症予防講座



生田地区

生田地区にある3つの民生委員児童委員協議会の区域ごとに、地域の住民向けに地域で活躍する団体の活動紹介を行いました。町内会・自治会、民生委員児童委員協議会、地域カフェ、いきいき体操等の地域活動団体が活動紹介を行い、活動への思いや工夫についても共有する機会となりました。「協力し合いながら活動している姿に感銘を受けた」「これから少しずつでも地域で活動してみたい」等の声が聞かれました。



生田ご近所パワーアップ集会

中野島地区



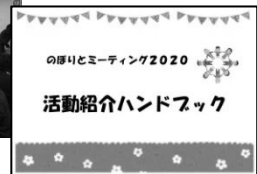
中野島多世代つながり愛フォーラム

「中野島多世代つながり愛プロジェクト協議会」を中心としたネットワークづくりに取り組みました。協議会では「子どもの健やかな成長の喜びを全ての世代で共有できるまち」という目標のもと、あいさつ運動や多世代交流の場づくり等に取り組み、活動をより多くの地域住民に知ってもらうために「中野島多世代つながり愛フォーラム」を開催しました。

登戸地区

地域で活動する団体・関係機関の交流や情報共有を目的に、団体交流会「のほりとミーティング」を開催しました。

民生委員児童委員、地域カフェ、障害者事業所、クリニック、企業等様々な団体が参加し、活動紹介、意見交換等を行い、交流を深めました。



のほりとミーティング

稲田地区



健脚のための運動講座



これからの長尾を語ろう みんなの集い

稲田地区の中で高齢化率が高めの長尾において、介護予防のための講座や認知症サポーター養成講座を開催し、自助・互助の意識づくりに取り組みました。また、長尾台住宅自治会と連携して、地域課題を考える集会や、地域の支え合いに関する住民アンケートを実施し、課題意識を共有しました。



7 第5期計画の振り返り

基本目標1 多様な主体が参加する地域づくり

基本方針1 誰もが参加できる健康・いきがいつくり

基本方針2 保健・福祉人材の育成

基本方針3 情報提供の充実

第5期の取組

多様な主体が参加する地域づくりをめざし、より多くの区民に地域活動や情報を知ってもらうイベントの開催、子育て情報や地域活動に関する情報発信、保健・福祉に関わる人材育成のための講座を開催しました。

- 地域で活動されている団体と協働して、多摩区健康フェスタやパサージュ・たま等のイベントを開催し、区民が楽しみながら健康、障害への理解を深める機会を提供しました。
- 区内5か所で認知症予防講座を実施し、社会参加と健康寿命の関係を講話に取り入れながら、具体的な地域活動の紹介を併せて行いました。
- 小学校、中学校で認知症に関する講座、講演会を開催し、若い世代に認知症の方への理解と対応を学んでもらう場を広げました。
- 子育てや介護予防・健康づくりの支援者、ボランティア養成のための各種講座を開催し、人材育成に取り組みました。

今後に向けて

イベントや講座の開催、紙媒体やホームページを利用した情報発信により、区民の地域福祉への関心を高め、自助・互助の行動が区民に広がることをめざしてきました。

しかし、「地域包括ケアシステム」についての理解度は低く、「何をしたらよいか分からない」という方が殆どというアンケート結果になっています。

より多くの区民に、地域包括ケアシステム、地域福祉への理解や関心を広げ、自助・互助の行動に取り組んでもらうために、健康づくり、いきがいつくり等の取組や近所で行われている地域活動に関する情報を発信するとともに、情報を届けたい方の世代や特性を配慮した提供方法を検討していきます。

基本目標2 多世代交流でつながる地域づくり

基本方針1 ボランティア・NPOの活動支援

基本方針2 地域活動・交流の場づくり

第5期の取組

多世代交流でつながる地域づくりをめざし、福祉分野に限らず「地域づくり」の観点から市民創発、住民主体の取組を支援しました。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、地域包括ケアシステム推進事業では、区内を5地区に分けそれぞれの地区で取組を進めてきました。

- 中野島地区では、町内会・自治会、民生委員児童委員、地区社協、地域包括支援センター、学校、保育園といった地域の様々な団体が行政とともに、あいさつ運動、多世代の交流の場づくりに取り組みました。
- お互いの活動をもっと知りたいという声があり、町内会・自治会、民生委員児童委員、福祉関係機関、団体、地域活動に関心がある区民を対象に、地域活動団体の活動紹介を通じて情報交換、交流を行うフォーラムを登戸・中野島・生田の3つの地区で開催しました。
- 住民主体の取組で区内に広がっている地域の居場所（地域カフェ等）を、より多くの方に知ってもらうために、多摩区認知症カフェ・地域カフェ交流連絡会の協力で、「多摩区認知症カフェ・地域カフェまっぷ」を作成しました。
- 地域活動を行っている方々を中心にヒアリングを行い、地域情報や地域の強み、課題を地区カルテに整理しました。

今後に向けて

住民主体の活動への支援、地域で活動する団体同士がつながる機会の提供を継続しながら、地域内で共通する課題や、自分とは異なる世代や異なる背景を持つ人の課題を知り、地域全体で助け合う仕組みづくりがより一層求められます。

そのためには、区民、団体、関係機関、事業者と一緒に、それぞれが知恵やできる事を出し合いながら取り組んでいく必要があります。地域づくりに関わる多様な主体と地域の概況や課題を共有し、課題解決を促進するためのツールとして、地区カルテを効果的に活用していきます。

基本目標3 見守り・支え合いのネットワークづくり

基本方針1 区民・団体・行政との連携

基本方針2 支援につながる仕組みづくり

基本方針3 相談・支援体制の充実

第5期の取組

見守り・支え合いのネットワークづくりとして、子どもに関する取組、障害者に関する取組、高齢者に関する取組、といった福祉分野ごとの連携会議を実施しました。それぞれの分野の会議で、地域の支援者、団体、関係機関、行政が、情報交換、情報共有を行うことで、区民・団体・行政が連携し支援するためのネットワークづくりが進んでいます。

支援につながる仕組みづくりとして、全市的な取組であるこんにちは赤ちゃん訪問事業、ひとり暮らし等高齢者見守り事業、川崎市地域見守りネットワーク事業、災害時要援護者避難支援制度について、民生委員児童委員、町内会・自治会、民間事業者等、地域の方々の協力のもと実施しました。

相談・支援体制の充実としては、関係各課や関係機関との連携により、きめ細やかな相談支援を行うほか、相談窓口を様々な分野で活動する地域の支援者に知ってもらう取組を、それぞれの担当課で行いました。



今後に向けて

支援を必要としている方を支援につなげるために、高齢、障害、子どもといった福祉各分野での区民・団体・行政との支援ネットワークを広げてきました。しかし、生活の課題は多様化、複雑化しており、一つの制度・分野では解決しきれない多くの課題を抱える家庭も増えています。

「支援が必要かも知れない」と気付いたときに、どこに相談すればよいのか、適切な相談窓口につなげるまでに誰がどのように行動するのか、支援を重ねながら事例を共有していく取組を継続し、区民・団体・行政の更なる連携の強化、地域資源の開拓、制度・分野間での情報共有を進めていきます。

多摩区地域福祉計画の取組

第2章

1 理念・目標

(1) 基本理念

多様な主体と多世代がつながる支え合いのまち多摩区

多摩区は自然が豊富で居住環境が良いこともあり、区民の総合的な生活環境の満足度は高くなっています。また、町内会・自治会等の活動や自主的な地域活動も活発に行われています。

個人や家庭の生活課題が複雑化する中、支援を必要とする区民に、御近所や福祉関係者等が気付き、行政や関係機関が積極的に連携して解決につなげる等、多様な主体が連携していく必要があります。

また、様々な団体等で担い手不足が課題となっており、今まで活動を支えてきた世代に加えて、若い世代の地域参加が不可欠となっています。多世代がつながり、全ての世代の人が自分でできることは自分で行うとともに、お互いに支え合うことが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現につながります。

第6期多摩区地域福祉計画では第5期計画の基本理念「多様な主体と多世代がつながる支え合いのまち多摩区」を継承し発展させながら、地域で暮らす全ての人たちが交流し、つながりあい、誰もが支え合い自分らしく活躍できる地域共生社会の実現をめざします。



(2) 基本目標・基本方針

基本目標1

区民一人ひとりが参加する地域づくり

地域福祉を推進するためには、区民一人ひとりが、自分自身のことや住んでいる地域に目を向け、できることに取り組んでいくことが必要です。

多摩区では地域で様々な地域活動が行われており、多様な主体が日々、地域をより良くするために活動していますが、今後より多くの区民に、地域福祉や地域活動への理解や関心を広げて、自助・互助の活動に取り組んでもらうために、情報提供の方法や内容を工夫し、様々な媒体や機会を活用して情報発信していく必要があります。

また、地域活動の新たな担い手の育成、住民主体で行われている地域活動への支援を通して、活動を活性化し、支えていきます。

基本方針

- 1 情報提供の拡充
- 2 地域で活躍する人材の育成
- 3 地域活動への支援

基本目標2

多世代交流でつながる地域づくり

地域には様々な年齢層の方や、外国にルーツを持つ方、障害のある方、LGBTの方等様々な背景を持つ方が生活しています。また、高齢者夫婦世帯や一人暮らし高齢者、頼れる親族が近くにいないという世帯も増えています。

同じ地域に暮らす住民同士が、年齢や背景の違いを超えて交流する機会を持つことで、お互いの事を知り、気にかける関係、ちょっとした相談ができる関係が広がっていきます。

一方、日常的な交流に負担を感じる方、外出自体が難しいという方もいることから身近な地域の中で、住民の皆様と話し合いながら、地域ごとのつながりづくりを進めていきます。また、その交流を通じて、住民同士が支え合い自分らしく活躍できる地域づくりをめざします。

基本方針

- 1 身近な地域での交流の促進
- 2 地域の支え合い活動の推進

基本目標3

見守り・支え合いのネットワークづくり

個人や家庭の生活課題が複雑化する中、複数の機関や関係者が関与しなければ解決できない難しい課題を抱える世帯が増えています。また、子育て、障害、高齢や病気、言葉の課題等で支援を必要としながら、自分では支援を求めることができない方がいます。

子ども、障害者、高齢者等のそれぞれの福祉分野の課題に、区民、町内会・自治会、民生委員児童委員、社会福祉協議会、NPO、保健福祉団体・関係機関、民間事業者等が、様々な立場で行政と連携し課題解決に向けて取り組んできました。

ひとつの制度・分野では解決できない相談を受け止め、包括的な視点で支援を継続していくために、区民・団体・民間・行政の更なる連携を図り、情報共有・連携体制を充実させていきます。



基本方針

1

支援につながる仕組みづくり

2

区民・団体・民間・行政の連携

(3) 重点的な取組

「地域の生活課題に関する調査」、第5期計画の振り返り等を踏まえ、次の項目を第6期計画の重点的な取組として推進していきます。

関連する基本方針：基本目標1-基本方針1 情報提供の拡充

①より多くの区民に地域福祉への理解と関心を広める

- 「地域包括ケアシステム」についての理解度は低く、「何をしたらよいか分からない」という方が殆どというアンケート結果になっています。
- 地域活動の担い手の高齢化、担い手不足が課題となっています。

子ども・子育て、障害、高齢者等の福祉制度の情報と具体的な多摩区の地域福祉活動を同時に発信することで、地域福祉についてイメージしやすくし、地域や地域福祉に関心を持つ区民の層を広げていきます。また、福祉の情報に区民がアクセスしやすい環境を整えていきます。

関連する基本方針：基本目標2-基本方針2 地域の支え合い活動の推進

②身近な地域での支え合い活動の推進

- 地域には様々な年代の方、介護が必要な方、外国にルーツを持つ方、障害のある方等、いろいろな背景を持つ方が暮らしています。
- 「困ったときの助け合いは必要だが、日ごろからの地域での交流は面倒」と感じる方が4割近くいます。

地域で暮らす住民同士が、地域の中で出会い、お互いを知り合う機会やきっかけを作り、あいさつしあえるような緩やかなつながりづくりをめざします。
地域特性を踏まえながら、身近な地域での支え合い活動を推進します。

関連する基本方針：基本目標3-基本方針2 区民・団体・民間・行政の連携

③制度・分野の枠にとらわれない連携体制の充実

- 個人や家庭の生活課題が複雑化する中、複数の機関や関係者が関与しなければ解決できない難しい課題を抱える世帯が増えています。
- 子ども、障害のある方、高齢者等、支援を必要とする方に支援が届くためには、分野の枠組みを超えた情報共有・連携が、これまで以上に求められています。



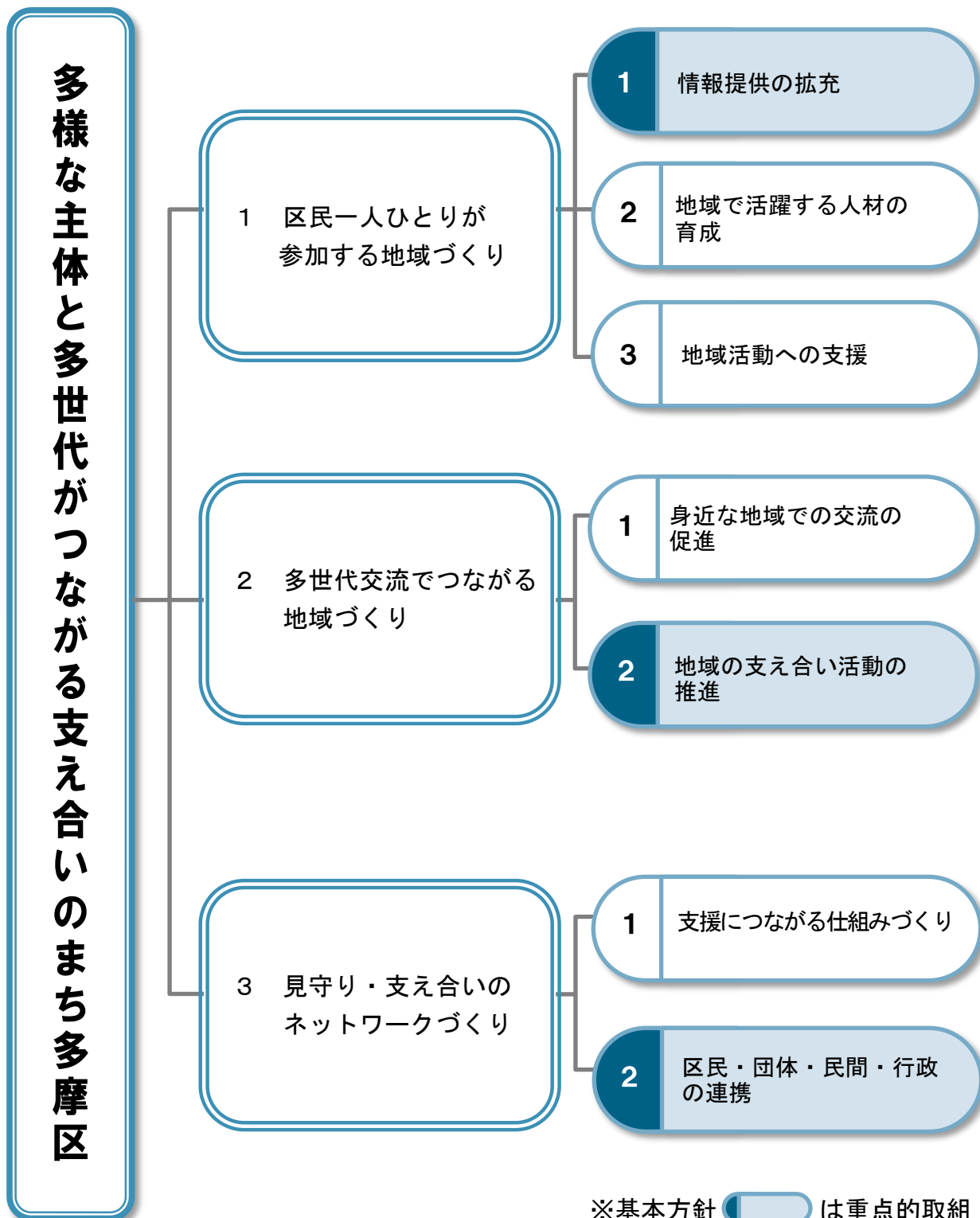
これまで構築してきた福祉制度・分野別のネットワークを基に、制度・分野の枠にとらわれない連携体制を更に充実させて、包括的な支援体制を整えていきます。

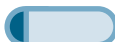
2 計画の体系

基本理念

基本目標

基本方針



※基本方針  は重点的取組項目となります。

3 事業一覧

※基本方針 は重点的取組
項目となります。

※第6期計画で新たに取り上げた取組には(★)を付けています。
※代表的な取組で分類しています。

基本理念	基本目標	基本方針	計画期間（令和3～5年度）の取組・事業名		掲載ページ
多様な主体と多世代がつながる支え合いのまち多摩区	1 区民一人ひとりが参加する地域づくり	1 情報提供の拡充	子ども子育て	1 子ども・子育てに関する情報提供	78
				2 子ども・子育てに関する講座の開催	78
			障害	3 地域における精神保健福祉の普及啓発	78
				地域・暮らし	4 多摩区地域包括ケアシステムの普及啓発・地域情報の発信 (★)
			5 健康づくりのための情報発信、講座		79
			6 快適で暮らしやすい生活環境づくりのための情報発信		79
			7 地域コミュニティの活性化促進事業		79
			防災	8 防災対策啓発事業 (★)	79
				イベントを通じた情報発信	9 多摩区健康フェスタ
			10 たまたま子育てまつり		79
			11 多摩ふれあいまつり		79
			12 パサージュ・たま		80
			13 多摩区スポーツフェスタ		80
		2 地域で活躍する人材の育成	子ども子育て	14 子育て支援者養成事業	81
				15 中高生職場体験 (★)	81
			地域・暮らし	16 健康づくりを担う人材の育成	81
				17 認知症に関する普及啓発	81
		3 地域活動への支援	子ども子育て	18 地域防災力強化に向けた取組 (★)	81
				19 多摩区こどもの外遊び交流事業	83
			障害	20 患者・家族会等のグループ支援	83
				高齢者	21 老人クラブ育成事業
			地域・暮らし		22 健康づくりと地域参加
				23 多摩区食生活改善推進員連絡協議会の支援	84
				24 多摩区町会連合会等の支援 (★)	84
			その他	25 自主防災組織への運営支援	84
				26 多摩区コミュニティ施策 区域レベル取組推進事業 (★)	84
				27 市民活動支援事業	84
				28 磨けば光る多摩事業	84
				29 市民自主学級・市民自主企画事業	84

※基本方針 は重点的取組項目となります。

※第6期計画で新たに取り上げた取組には(★)を付けています。
※代表的な取組で分類しています。

基本理念	基本目標	基本方針	計画期間（令和3～5年度）の取組・事業名		掲載ページ
多様な主体と多世代が つながる支え合いの まち多摩区	2 多世代交流で つながる地域づくり	1 身近な地域での 交流の促進	子ども子育て	30 子育てサロン・子育てひろば	86
				31 子育てひろば・外国人の子育てひろば	86
				32 身体測定・遊びの広場 (★)	86
				33 多摩区子育て支援パスポート事業	86
			障害	34 障害者と地域住民の交流の場 「障害者社会参加学習活動」	86
			地域・暮らし	35 地域のサロン等への支援 (★)	87
				36 既設公園リフレッシュ事業	87
		37 多摩区・3大学連携事業 (★)		87	
		2 地域の支え合い 活動の推進	地域・暮らし	38 地区カルテを活用した地域づくり	88
				39 地域包括ケアシステムの推進	88
40 地区社会福祉協議会との連携 (★)	88				

※基本方針 は重点的取組項目となります。

※第6期計画で新たに取り上げた取組には(★)を付けています。
※代表的な取組で分類しています。

基本理念	基本目標	基本方針	計画期間（令和3～5年度）の取組・事業名		掲載ページ
多様な主体と多世代が つながる支え合いの まち多摩区	3 見守り・支え合いの ネットワークづくり	1 支援につな がる仕組 みづくり	高齢者	4 1 ひとり暮らし等高齢者見守り事業	91
			防災	4 2 災害時要援護者避難支援制度	91
			地域・暮らし	4 3 川崎市地域見守りネットワーク事業	91
		4 4 民生委員児童委員の活動支援		91	
		2 区民・団 体・民間・行政の 連携	子ども 子育て	4 5 多摩区こども総合支援連携事業	93
				4 6 多摩区要保護児童対策地域協議会実務者会議	93
				4 7 子ども子育て推進事業「ママとあそぼうパパもね！」	93
				4 8 多摩区幼・保・小連携事業	93
				4 9 民営保育所・保育施設等への訪問・連携	94
			障害	5 0 多摩区地域自立支援協議会	94
				5 1 多摩区精神保健福祉連絡会議	94
			高齢者	5 2 地域ケア会議（個別ケア会議・地域ケア圏域会議）	94
				5 3 多摩区相談支援・ケアマネジメント推進委員会（★）	94
		5 4 多摩区地域包括支援センター連絡会		94	
		5 5 認知症訪問支援事業（★）		94	
		地域・暮らし	5 6 チーム・たまの活動	95	
			5 7 多摩区支え合いのまちづくり推進会議	95	
			5 8 多摩区健康づくり推進連絡会議	95	
			5 9 多摩区食育推進分科会	95	
			6 0 区社会福祉協議会との連携	95	
		その他	6 1 関係営業施設との連携（★）	95	
			6 2 庁内の各種連携会議（★）	95	

4 具体的な取組

基本目標1

区民一人ひとりが参加する地域づくり

基本方針

1 情報提供の拡充

地域福祉や地域の取組等の情報を、具体的に分かりやすく様々な方法で発信することで、多くの区民に地域に関心を持ってもらい、地域福祉への意識を高めることをめざします。

※第6期計画で新たに取上げた取組には(★)を付けています。

	具体的取組・事業名	事業内容	協働等
子ども・子育て	1 子ども・子育てに関する情報提供	区内で安心して子育てができるよう、地域の子ども・子育てに関する情報を提供し、育児等の不安軽減ができるよう支援していきます。また、こども相談窓口の情報を区内の子育て支援者や関連機関・団体にも周知します。母子健康手帳交付時や転入の際に情報冊子を配布し、ホームページ（多摩区こそだてweb）や、かわさき子育てアプリに最新の情報を掲載します。 【所管課】 地域ケア推進課 地域支援課	
	2 子ども・子育てに関する講座の開催	子育ての孤立化防止や子育ての悩み解消等を目的に、専門職による子どもの成長・食事や栄養等子育てに関する講演会等を開催し、子育て支援を推進します。 【所管課】 保育所等・地域連携担当 地域支援課	
障害	3 地域における精神保健福祉の普及啓発	区内の精神保健福祉活動に関わる様々な機関が集まり、地域における精神保健福祉分野の課題を共有するとともに、こころの健康に関する課題解決に向けて、講演会の開催等、普及啓発を中心とした取組を行います。 【所管課】 高齢・障害課	多摩区精神保健福祉連絡会議

	具体的取組・事業名	事業内容	協働等
地域・暮らし	4 多摩区地域包括ケアシステムの普及啓発・地域情報の発信(★)	自助・互助の意識醸成のため、区ホームページや広報誌等を活用し、広く住民に向けて地域福祉に関する普及啓発をしていきます。また、地域情報や地域における支え合い活動の広報を通じて、地域活動への関心を深め参加促進を図ります。 【所管課】地域ケア推進課	
	5 健康づくりのための情報発信、講座	生活習慣病予防、フレイル予防等健康づくり・介護予防等に関連した講座の開催をし、普及啓発を行います。 【所管課】地域支援課	
	6 快適で暮らしやすい生活環境づくりのための情報発信	食品衛生、感染症対策や居住環境の整備、ペットの適正飼養等住み慣れた地域で快適に暮らし続けるための支援体制づくりをめざします。 【所管課】衛生課	
	7 地域コミュニティの活性化促進事業	地域活動を担う町内会・自治会の存在やその活動の重要性の認識を高めるため、町内会・自治会の存在・活動を広く広報するとともに、町内会・自治会が抱える課題に資する講演会等を開催し、地域コミュニティの活性化をめざします。 【所管課】地域振興課	多摩区町会連合会
防災	8 防災対策啓発事業(★)	防災に対する理解と関心を深め、防災意識の高揚と地域の防災力向上を図ることを目的に「防災出前講座」を実施し、市が行う防災対策や家庭でできる防災対策の解説等を行います。また、多くの区民が、災害時の備えや防災知識を習得するために、親子で楽しく災害時の行動や日ごろの備えを学ぶ「防災フェア」等を開催し、区民の自助・共助を促します。 【所管課】危機管理担当	担い手:自主防災組織(※防災フェア)
イベントを通じた情報発信	9 多摩区健康フェスタ	健康づくり・介護予防等健康に関する情報発信を行い、フェスタを通じた健康意識の向上や団体同士のネットワークの構築をめざします。 【所管課】地域ケア推進課 地域支援課	担い手:実行委員会
	10 たまたま子育てまつり	子育て中の親子や区民を対象に、子育て力を養い、仲間探しをする場づくりを行います。また充実した子育て支援を行うため関係する団体間のネットワークの構築をめざします。 【所管課】生涯学習支援課	担い手:実行委員会
	11 多摩ふれあいまつり	障害のある当事者、団体、市民が参加し、出会い、ふれ合い、学び合いながら、障害者や福祉活動に対する理解を深め、ともに生きる地域社会の実現をめざします。 【所管課】生涯学習支援課	担い手:実行委員会

	具体的取組・事業名	事業内容	協働等
イベントを通じた情報発信	12 パサージュ・たま	区民に障害福祉への理解と関心を深めてもらうとともに、障害者と地域社会のつながりづくりを目的として、区内の障害者団体等による普及啓発活動（活動紹介、作品の展示販売等）「パサージュ・たま」を開催します。 【所管課】地域ケア推進課	担い手：運営委員会
	13 多摩区スポーツフェスタ	地域のスポーツ資源を活用し、地域の特色を生かしたスポーツイベント「多摩区スポーツフェスタ」を実施することにより、区民が身近にスポーツに親しむことができる環境づくりに取り組み、スポーツ活動を通じた地域住民の交流、地域の活性化を図ります。また、実施にあたっては、東京 2020 オリンピック・パラリンピックを踏まえた取組も進めていきます。 【所管課】地域振興課	担い手：実行委員会（スポーツ推進委員会、青少年指導員連絡協議会、子ども会連合会で構成）



コラム① 地域における精神保健福祉の普及啓発

多摩区には、精神科単科病院をはじめ精神科・心療内科の医療機関が多く、精神保健福祉の普及・啓発活動に、広く地域で取り組んでいます。

精神保健の業務に携わる医療機関・関係機関等で構成される多摩区精神保健福祉連絡会議では、こころの健康づくり、病の予防に向けて、メンタルヘルスに関する講演会を毎年開催しています。

これまで精神疾患を抱える家族への支援、児童・思春期、青年期・成人期等、各ライフステージにおけるメンタルヘルスをテーマに講演会を開催しました。市政だより、タウンニュース、ホームページ等で広報する他、講演テーマに合わせてチラシの配布対象や配布方法を変える等、情報提供の方法を工夫しています。



講演会の様子

参照：事業 No.3



コラム② 地ケアってなに？



地域包括ケアシステムとは、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくために、地域の実情に応じて、「医療・介護・福祉・予防・住まい・生活支援」等が切れ目なく一体的に提供される仕組みのことです。川崎市では、高齢者だけでなく、障害のある方、子ども、子育て中の親等、今はケアを必要としていない方も含めた全ての地域住民を対象としています。

地域包括ケアシステムの構築には、地域住民の取組の一つ一つが大変重要です。この機会に、今できる事は何か考え、行動してみませんか。



川崎市地域包括ケアシステムパンフレット

「地ケアって、なに？」多摩区ホームページ
URL：https://www.city.kawasaki.jp/tama/page/0000118216.html

「川崎市地域包括ケアシステムポータルサイト」
URL：https://www.kawasaki-chikea.jp/?p=25699&view_cat=38
マンガで伝える地域包括ケアを公開しています！



参照：事業 No.4

基本目標1

区民一人ひとりが参加する地域づくり

基本方針

2 地域で活躍する人材の育成

区民による地域福祉活動がより活発に行われるように、地域で活動する人材育成を推進します。

※第6期計画で新たに取上げた取組には(★)を付けています。

	具体的取組・事業名	事業内容	協働等
子ども・子育て	14 子育て支援者養成事業	子どもの成長や子育てについての基礎知識や地域の子育て支援活動の情報提供、実習等を通して、子育て支援を担う人材の育成を図ります。 【所管課】地域ケア推進課	
	15 中高生職場体験(★)	公立保育所が近隣の学校と連携し、中高生が1日保育士として乳幼児と触れ合い、子育ての楽しさ等を体験してもらいながら、地域で子育てを行う意識の醸成を図ります。 【所管課】保育所等・地域連携担当	
地域・暮らし	16 健康づくりを担う人材の育成	食生活・健康づくり等のボランティア養成講座を開催し、活動を担うボランティア学習会の機会を通じて、運動の効果や基本的な知識を学べるよう進めていきます。 【所管課】地域支援課	
	17 認知症に関する普及啓発	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で暮らす認知症の方やその家族を応援・手助けする「認知症サポーター」を養成し、またその後の活動を支援するフォローアップ等を開催して、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに取り組みます。 【所管課】地域支援課	多摩区認知症キャラバンメイト「たまのわ」
防災	18 地域防災力強化に向けた取組(★)	地域の防災リーダーの養成や、防災をキーワードに若い世代をお住まいの地域や活動団体につなげる取組を進めていきます。 【所管課】危機管理担当	関係団体：町内会・自治会、自主防災組織、学校



コラム③ 健康づくりを担う人材の育成

～自助・互助から生まれる生きがいくくり～

生活習慣病予防や介護予防、生きがいくくりのため、自主的な健康づくり活動及び健康の輪を広げる活動を推進するボランティアを養成しています。この講座からウォーキング推進委員や公園体操、いきいき体操ボランティア、地域カフェ、食生活改善推進員になり、地域の中で活躍されている方が沢山います。地域に参加してボランティアをすることで、更に多くの人との交流が生まれ、自分自身の健康にもつながっています。

ちょっとした勇気で参加し、「ボランティア活動が生きがいになった。」との声が多く聞かれます。御自身ができる時間でボランティアに参加してみませんか？



健康ウォーク



三田いきいき体操

参照：事業 No.16



コラム④ 認知症の方や家族が安心して暮らせる地域づくり

住み慣れた地域で暮らし続けられることは、誰にとっても安心できることです。特に認知症の高齢者においては、住み慣れた地域での生活が、心理的な安定・行動面での安定につながります。

認知症に対する理解を深め、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりの一環として、認知症サポーター養成講座を開催しています。また、多摩区内小学校で認知症サポーター養成講座を開催することで、若い世代への理解を深め「安心して暮らし続ける多摩区」としての地域づくりを推進します。更にキャラバンメイトやサポーター養成講座修了者が地域で活躍できるよう、フォローアップ、中学校認知症講演会を実施しています。

このような多世代に渡る活動が、お互いに支え合い、住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現につながります。



認知症講演会



オレンジリングと認知症サポーターキャラバンのマスコット

参照：事業 No.17

基本目標1

区民一人ひとりが参加する地域づくり

基本方針

3 地域活動への支援

新たに地域活動を始めの方や、既に活動している方・団体に対し、情報の提供等を行い、地域活動を支援します。

※第6期計画で新たに取上げた取組には(★)を付けています。

	具体的取組・事業名	事業内容	協働等
子ども・子育て	19 多摩区こどもの外遊び交流事業	「外遊び」を通じて子どもの生きる力を育み、創造力を培うとともに、地域での人のつながりづくりを促す「こどもの外遊び交流」を推進します。外遊びの催しや外遊び活動の担い手となる人材の育成、外遊び活動の支援等を行います。 【所管課】地域ケア推進課	担い手：多摩区こどもの外遊び交流委員会
障害	20 患者・家族会等のグループ支援	統合失調症や発達障害等、様々な精神疾患を抱える患者の家族を対象に、家族会の協力を得て「家族教室」を実施します。病気や障害に関する情報等の提供や家族としての経験を分かち合うための座談会、及び社会資源の見学等を通じて、精神医療や福祉制度の理解を深め、孤立の防止や家族の対応能力の向上を図るとともに、こころの病について考える機会とします。 【所管課】高齢・障害課	家族会：泰山木の会
高齢者	21 老人クラブ育成事業	地域の活動として高齢者が主体的に集まる仲間づくりの場として、①教養の向上、②健康の増進、③社会活動、④レクリエーション等の老人クラブ活動を支援していきます。 【所管課】高齢・障害課	協働等：老人クラブ連合会
地域・暮らし	22 健康づくりと地域参加	「多摩区みんなの公園体操」「多摩区いきいき体操」「多摩区地区ウォーク」等、地域での閉じこもり予防を行い、身近な地域で気軽に参加できる活動を周知していきます。 【所管課】地域支援課	

	具体的取組・事業名	事業内容	協働等
地域・暮らし	23 多摩区食生活改善推進員連絡協議会の支援	地域で食を通したボランティア活動を行う食生活改善推進員の活動について、活動に必要な知識の伝達及び地域活動の活性化を図るための支援を行い、食を通した地域づくりを推進します。 【所管課】地域支援課	多摩区食生活改善推進員連絡協議会
	24 多摩区町会連合会等の支援(★)	地域住民主体のまちづくりを推進するため、多摩区町会連合会、稲田町会連合会及び生田地区町会連合会の事務局機能を担い、生活課題の改善に取り組む町内会活動を支援します。 【所管課】地域振興課 生田出張所	多摩区町会連合会 稲田町会連合会 生田地区町会連合会
防災	25 自主防災組織への運営支援	町内会・自治会やマンション管理組合等で構成する自主防災組織に対し、防災用資器材購入費用の一部を助成する等、自主防災組織の活動を支援するとともに、地域の自主防災組織の結成・加入等を促進していきます。 【所管課】危機管理担当	関係団体：自主防災組織
その他	26 多摩区コミュニティ施策区域レベル取組推進事業(★)	地域で活動する団体等からの相談受付や活動支援に向けたコーディネート等を行うソーシャルデザインセンターについて、区民主体で効果的に運営するための支援を行い、市民創発による地域課題の解決に向けた取組を進めます。 【所管課】企画課	関係団体：多摩区ソーシャルデザインセンター
	27 市民活動支援事業	市民活動のための打ち合わせ等を行うための会議室、資料作成を行うための印刷・作業スペース等の機能を備えた「多摩区民活動・交流センター」を区民との協働により運営し、市民活動団体等の活動の発展、交流、相互支援を促進します。 【所管課】地域振興課	担い手：多摩区民活動・交流センター運営委員会
	28 磨けば光る多摩事業	区における地域課題の解決や、安全で安心・潤いのある暮らしの実現に向けて、市民活動団体が自主的、主体的に実施する公益性の高い活動提案を募集し、選定されたものを区の事業として提案者に委託します。 【所管課】企画課	
	29 市民自主学級・市民自主企画事業	地域や社会の課題解決に向けて、市民が企画提案し、市民館と協働で市民に身近な学習の場を創り、市民の主体的な学習活動や市民活動を活性化します。 【所管課】生涯学習支援課	担い手：企画運営委員会



コラム⑤ 住民による様々な地域活動

【子ども・子育て】



ぼんぼんクラブ

地域のママたちが立上げ、自主運営しています



プレーパーク

子どもから大人まで自然とふれあいながら思いっきり遊べる場です

【障害当事者・家族会】



泰山木の会

カフェやおたよりの発行、勉強会等、様々な活動をしています

【老人クラブ】



グラウンドゴルフ等の健康づくりのほか、地域住民との交流や様々な社会奉仕活動を行っています

【公園体操】



30分程度のゆっくり身体を動かすストレッチ体操を、区内34か所で実施しています



参照：事業 No.19~22



コラム⑥ 「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」における区域レベルの取組

多摩区役所では、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」における区域レベルの取組を推進するため、地域での様々な活動や価値を生み出し、社会変革を促す基盤となる「ソーシャルデザインセンター」の創出に向けた検討を進め、地域包括ケアシステムを取組を補完的に充実させていく視点も取り入れた「多摩区におけるソーシャルデザインセンター開設案」（以下「開設案」といいます。）を策定しました。



区民意見を踏まえ作成した開設案



「まちのひろば」の創出に向けて見本市的に開催された子ども食堂の様子

この開設案の実現をめざし、区民が主体的に運営する「多摩区ソーシャルデザインセンター」が令和2年3月に、多摩区総合庁舎1階に開設され、地域で活動する団体等の中間支援として、主に地域活動に関する相談受付や、地域活動に役立つ情報発信等の取組が行われています。

また、気軽に集える地域の居場所「まちのひろば」の創出や地域の人材発掘に向けた取組、地域活動に対する助成事業、交流促進のための催しが行われる等、事業の幅が拡充されています。

「参加と協働によるまちづくりの新たなしくみ」の検討
多摩区ホームページ

URL : <https://www.city.kawasaki.jp/tama/page/0000104793.html>



参照：事業 No.26

基本目標2

多世代交流でつながる地域づくり

基本方針

1 身近な地域での交流の促進

住民同士が地域の中で出会い、あいさつしあえるような緩やかなつながりづくりをめざし、交流の場づくり等の取組を推進します。

※第6期計画で新たに取上げた取組には(★)を付けています。

	具体的取組・事業名	事業内容	協働等
子ども・子育て	30 子育てサロン・子育てひろば	乳幼児期から親同士の交流を図り、孤立化を防止します。また育児不安や育児ストレスの軽減ができるよう、親同士による情報交換や専門職による育児相談を実施していきます。 【所管課】地域支援課 多摩区へ引っ越してきたばかりの親子等に集いの場を提供します。仲間づくりや地域の子育て資源の情報提供を行いながら地域へつなげていきます。 【所管課】保育所等・地域連携担当	関係者：地域ボランティア
	31 子育てひろば・外国人の子育てひろば	子育て中の親子を対象に、家庭の教育力を培い仲間づくりを行う機会を提供します。 【所管課】生涯学習支援課	担い手：子育てを考える会「グループ」
	32 身体測定・遊びの広場(★)	子育て中の親子を対象に、公立保育所において、お子さんの身体測定や家庭でも楽しめる遊びの提供、専門職による子育て講座を行い、子育ての悩みを解決し、近隣の子育て世代の仲間づくりを推進します。 【所管課】保育所等・地域連携担当	
	33 多摩区子育て支援パスポート事業	区商店街連合会との協働により、区内の妊婦及び18歳未満の子どもがいる家庭に対し、協賛店によるサービスの提供等の支援を行うことで、商店街を中心に地域コミュニケーションの機会を増やし、地域社会が一体となって子育てを支援する体制を推進します。 【所管課】地域ケア推進課	担い手：多摩区商店街連合会
障害	34 障害者と地域住民の交流の場「障害者社会参加学習活動」	地域での体験活動や交流等の学習機会を提供することを通して、障害のある人の社会参加を図り、ともに生きる地域社会の実現をめざします。 【所管課】生涯学習支援課	担い手：青年教室ボランティア

	具体的取組・事業名	事業内容	協働等
地域・暮らし	35 地域のサロン等への支援 (★)	身近な地域の中での居場所や人と人がつながり交流できる場における仲間づくり、情報交換、学び等の取組を支援し、地域での見守りを地域住民、関係機関と連携して推進していきます。 【所管課】 地域ケア推進課 地域支援課	
	36 既設公園リフレッシュ事業	既設公園の老朽化に伴う施設更新やバリアフリー化等の再整備を行い、多様な公園利用者の利便性を向上させます。また、再整備にあたっては地域と調整し、地域の交流の場としての活用に資する整備を行います。 【所管課】 道路公園センター	
	37 多摩区・3大学連携事業 (★)	区内に大学が立地等する地域特性を活かした魅力あるまちづくりを推進するため、大学と地域の交流・連携を図るとともに、地域の様々な課題の解決に向けて、大学と連携した取組を実施します。 【所管課】 企画課	



コラム⑦ 身近な地域での交流の場 ～地域カフェ～

地域カフェは、地域の方々が誰でも参加でき、いろいろな人が交流し、つながることができる場です。地域のカフェでは、季節の行事や、体操や健康・防災等の講座を取り入れながら、参加者が交流を楽しみ、身近な地域での居場所、見守りの場にもなっています。



韋駄天カフェ

3つの町内会・自治会で立ち上げ、運営には専修大学のボランティアも参加しています



中野島ファミリーカフェ

多世代が助け合える関係を築くことをめざしています。高田佳子先生から学んだ「笑いケア体操」が好評です！



すげカフェ

地域の認知症サポーターのメンバーで立ち上げ、運営しています

参照：事業 No.35

基本目標2

多世代交流でつながる地域づくり

基本方針

2 地域の支え合い活動の推進

身近な地域での交流や支え合いの活動を、住民や事業者、関係機関、団体とともに推進します。

※第6期計画で新たに取上げた取組には(★)を付けています。

	具体的取組・事業名	事業内容	協働等
地域・暮らし	38 地区カルテを活用した地域づくり	地域づくりに関わる多様な主体と地域の概況や課題を共有し、課題解決を促進するツールとして、地区カルテを効果的に活用していきます。 【所管課】地域ケア推進課	関係団体：区民及び区内の関係団体
	39 地域包括ケアシステムの推進	自助・互助の意識の醸成や、身近な課題への住民主体の取組を広めていくため、課題解決のプロセスを住民と共有し、地域特性に応じた「多世代で支え合う」地域づくりを進めます。 【所管課】地域ケア推進課	関係団体：区民及び区内の関係団体
	40 地区社会福祉協議会との連携(★)	地区社会福祉協議会が行っている支え合い活動が更に地域で広がるように、庁内関係部署と連携していきます。 【所管課】地域ケア推進課	



コラム⑧ 多摩区地区カルテ

「地区カルテ」とは、地域資源や地域活動を地区ごとに整理し、地区の特徴や地域活動情報をまとめたものです。お住まいの地域について情報を共有し、課題解決に向けた取組を進めていくためのツールとして活用し、いつまでも安心して暮らせるためにみんなで考えていきましょう。

「多摩区の地区カルテについて」多摩区ホームページ

URL：<https://www.city.kawasaki.jp/tama/category/98-14-4-0-0-0-0-0-0-0.html>



地域の情報が知りたい
近くでやっている活動に
参加したい！

見守り活動を始めたい
高齢化率はどのくらいだろう？

集いの場を作りたい
参考になる活動はあるかしら？



参照：事業 No.38



コラム⑨ 新型コロナウイルス感染症を踏まえた今後の地域活動について

新型コロナウイルス感染症により不安や制限が広がり、感染予防をしながらこれまで通りの見守り活動、居場所づくりや地域のつながりづくり等の取組ができない、進まないという状況が生まれています。

こころの距離まで広げないために、今は無理せず「できること」を「できる方法」で取り組んでいきましょう。その先に新たな発見があるかも知れません。

例えば・・・

- ・手紙、電話、映像、オンラインでつながってみる。
- ・集まる人数を少なくしてみる。集まる時間を短くしてみる。
- ・活動の目的を再確認する。一番大切にしていきたいことは何か考える。
- ・新しい生活様式を踏まえた地域活動の取組について情報交換、情報共有する。



コラム⑩ 町内会・自治会の活動

町内会・自治会は、一定の地域に住んでいる世帯が加入する組織で、様々な活動を通して地域のみなさんの生活を支えています。防災・防犯・環境美化等、個人や行政だけでは対応できない課題に連携して取り組み、防災訓練や防犯パトロール、ごみ集積所の維持管理や公園・道路の清掃等を行っています。また、回覧板・掲示板等での地域情報の発信や、お祭り・運動会等気軽に参加し交流できるイベントを開催し、地域でのつながりづくりを推進しています。



防災



防犯



美化



イベント



情報発信

多摩区町会連合会ホームページで、多摩区内の町内会・自治会の活動を写真・動画等で紹介しています。

「多摩区のご近所活動」多摩区町会連合会ホームページ
URL : <http://tamaku-chouren.com/>





コラム⑪ 災害に強い地域をつくるために

令和元年10月12日（土）に発生した令和元年東日本台風（19号）では、これまでの想定を上回る様々なことが起こり、避難所には8千人を超える人々が避難しました。

その際、避難所の運営において、区役所職員だけでなく、自主防災組織（町内会・自治会等）の方々や学校関係者等多くの地域の方々にご協力いただきました。

地域では自主防災組織や避難所運営会議において、常日頃から会議や防災訓練を実施する等、地域防災力向上に取り組んでおり、多摩区ではそういった地域の取組、人材育成等を支援しています。

【自主防災組織・避難所運営会議】

自主防災組織は、平常時には地域住民への防災知識・技能の普及や防災訓練等を実施するとともに、災害時には情報を収集し、避難を呼びかけ、避難所の運営に参加する等の活動を行います。

また、自主防災組織を中心に施設管理者、PTA、地元ボランティア等で避難所運営会議が構成され、課題や役割の確認、その避難所の特性に応じた避難所運営マニュアルの作成・見直し、防災訓練等を行っています。

多摩区では、自主防災組織の充実・強化、活動支援策として、「リーダー養成研修」や「防災資器材購入補助」「防災訓練等活動助成金交付」等を行っています。



多摩区総合防災訓練



HUG（避難所運営ゲーム）訓練

参照：事業 No.18、25

【地域防災力の向上】

多摩区では、子どもたちや地域の方々を対象とした防災出前講座を開催したり、防災活動を通じて若者世代と地域や活動団体と結び付ける等、地域防災力向上に努めています。



TAMA防災キャンプ



防災出前講座

参照：事業 No.8

基本目標3

見守り・支え合いのネットワークづくり

基本方針

1 支援につながる仕組みづくり

支援が必要な方や、自分から助けを求めることが難しい方に支援が届くよう、区民や民間事業者等と連携して、地域での見守り活動を推進します。

※第6期計画で新たに取上げた取組には(★)を付けています。

	具体的取組・事業名	事業内容	協働等
高齢者	41 ひとり暮らし等高齢者見守り事業	地域の実情に通じている民生委員児童委員の協力のもと、一人暮らし高齢者等の世帯状況や身体状況等の実態を把握し、安心して生活を営めるよう、見守りネットワークづくりに活用していきます。 【所管課】高齢・障害課	関係団体：民生委員児童委員協議会 町内会・自治会、 自主防災組織
障害・高齢者・防災	42 災害時要援護者避難支援制度	災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者に対し登録を促し、希望者からの申し込みを受けて登録を行います。申し込みにより作成した災害時要援護者名簿を支援組織（町内会・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員）に提供する等、地域における共助による避難支援体制づくりが円滑に進むよう支援をしています。 【所管課】危機管理担当	関係団体：町内会・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員協議会
地域・暮らし	43 川崎市地域見守りネットワーク事業	協力事業者等から連絡のあった、異変のある地域住民の情報を基に関係部署と連携し、訪問等による必要な支援を行います。全市的な協力事業者の拡充等、きめ細やかなネットワーク構築により効果的な事業実施を行います。 【所管課】地域ケア推進課	担い手：協力事業者
	44 民生委員児童委員の活動支援	民生委員児童委員と区役所の情報の共有化や、活動に関連した研修会の実施等、民生委員児童委員活動の支援を行います。 【所管課】地域ケア推進課	



コラム⑫ 民生委員児童委員の活動

民生委員児童委員は、地域住民の一員として住民からの様々な相談に応じ、適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を担っています。民生委員児童委員の中には、特に児童福祉に関することを専門的に担当する主任児童委員もいます。

《多摩区民生委員児童委員の活動例》

定例会議や研修会で日々研鑽を積み、地域の身近な相談役として活躍しています。

また、登校時の見守りや子育てサロン等、地区ごとに工夫を凝らしながら様々な活動を展開しており、民生委員児童委員と主任児童委員は一体となってこれらを企画・実施しています。



定例会議



研修会



登校時の見守り



子育てサロン（野外で開催）

参照：事業 No.44



コラム⑬ 身近な地域の相談窓口

「こんなときどうすればいいだろう」「どこに相談すればいいかな」と困ったとき、地域には身近な相談窓口があります。各相談窓口の連絡先はこの後の「資料編」に掲載していますので参考にしてみてください。

【地域子育て支援センター】

0歳から就学前までのお子さんとその保護者が一緒に安心して遊べる場所です。講座や育児相談も行っています。

【障害者相談支援センター】

障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、当事者やその家族からの相談に応じています。

【地域包括支援センター】

地域で暮らす高齢者やその家族からの、介護、福祉、健康、医療等、様々な相談に応じています。

基本目標3

見守り・支え合いのネットワークづくり

基本方針

2 区民・団体・民間・行政の連携

区民・団体・民間・行政が一体となって協力・連携できるよう支援体制の充実を図ります。また、制度・分野の枠にとらわれない情報共有等の仕組みづくりに取り組みます。

※第6期計画で新たに取上げた取組には(★)を付けています。

	具体的取組・事業名	事業内容	協働等
子ども・子育て	45 多摩区こども総合支援連携事業	「多摩区こども・子育て支援基本方針」に基づき、団体・機関・関係部署のネットワークを活かし、地域全体で子育て支援を推進します。 【所管課】地域ケア推進課	担い手：子ども支援関連の団体、関係機関
	46 多摩区要保護児童対策地域協議会実務者会議	多摩区における要保護・要支援児童の早期発見や適切な援助を図るため、関係機関・団体等が情報や考え方を共有することにより、子どもを守る地域支援ネットワークを構築し、支援機能の強化をめざします。 【所管課】地域支援課	関係団体：児童相談所、民生委員児童委員協議会、小学校、幼稚園、保育園、医療機関等
	47 子ども子育て推進事業 「ママとあそぼうパパもね！」	育児不安やストレスの軽減及び親同士の交流を目的に、楽しく集い遊ぶ場と情報の提供や、安全に遊べる環境整備を、地域の子育て支援者等と協働で推進していきます。 【所管課】保育所等・地域連携担当	関係団体：公私立認可保育園、民生委員児童委員協議会、KFJ多摩すかいきっず、管こども文化センター、生田道院、地域子育て支援センター宙
	48 多摩区幼・保・小連携事業	区内の幼稚園・保育所等・小学校の職員が連絡会議や交流事業を通し、相互に理解を深め、幼児・児童に関する諸課題について話し合い、情報共有や交流を行いながら、相互協力・連携を進めていきます。 【所管課】保育所等・地域連携担当	関係団体：幼稚園、保育所等、小学校

	具体的取組・事業名	事業内容	協働等
子ども・子育て	49 民営保育所・保育施設等への訪問・連携	区の施策や行政の情報提供及び研修、各種会議を実施し、保育の質の向上を図ります。地域の保育所の状況等を把握するとともに相談に応じたり、関係機関との連携を図る等、地域の子ども・子育て支援機能の強化をめざします。 【所管課】保育所等・地域連携担当	
障害	50 多摩区地域自立支援協議会	障害者と家族が地域で安心して生活できるよう、障害に関する普及啓発、社会資源の開発、支援技術の向上に取り組みます。相談支援事業を始めとする地域の障害福祉関係機関の連携の強化をめざします。 【所管課】高齢・障害課	関係団体：障害者相談支援センター等
	51 多摩区精神保健福祉連絡会議	医療、保健、福祉、教育等各分野の委員で構成され、精神保健福祉に関して、区内の活動ネットワークを構築し、地域における課題を共有するとともに、こころの健康に関する課題解決に向けて、講演会等の普及啓発に取り組みます。 【所管課】高齢・障害課	関係団体：病院・診療所、大学、グループホーム、支援センター、障害者センター、家族会、ボランティア等
高齢者	52 地域ケア会議（個別ケア会議・地域ケア圏域会議）	高齢者が地域の中で安心して暮らし続けられるよう、高齢者の地域における課題の抽出や検討、また地域の見守り体制の構築や地域ケア体制の実現に向けたネットワーク構築を図ります。 【所管課】高齢・障害課	関係団体：地域包括支援センター、区社会福祉協議会、介護サービス事業者、町内会・自治会、民生委員児童委員協議会
	53 多摩区相談支援・ケアマネジメント推進委員会（★）	高齢者の専門相談機関等が日ごろの相談支援の中で感じる課題等について、情報を整理・共有し、課題解決に向けての検討と支援体制の強化に向けた協議を行います。 【所管課】高齢・障害課	関係団体：介護支援専門員連絡会、地域包括支援センター、障害者センター等
	54 多摩区地域包括支援センター連絡会議	地域包括支援センターの運営に係る実務的な事項を協議するとともに、区役所とセンター相互の情報共有等を通じて区内の地域ケア体制を推進します。 【所管課】高齢・障害課	関係団体：地域包括支援センター
	55 認知症訪問支援事業（★）	認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医師、看護師、介護支援専門員、社会福祉士等専門職種の連携により、認知症高齢者とその家族への支援体制の構築を推進します。 【所管課】高齢・障害課	関係団体：医師会、訪問看護事業者、介護支援専門員連絡会、地域包括支援センター等

	具体的取組・事業名	事業内容	協働等
高齢者	56 チーム・たまの活動	医療と介護の専門家等が参加する「チーム・たま」の活動により、多職種ネットワークの構築や、在宅医療や看取りへの関心を高める講演会をしています。 【所管課】高齢・障害課	関係団体：医師会、病院・診療所、介護支援専門員連絡会、地域包括支援センター、介護サービス事業所等
地域・暮らし	57 多摩区支え合いのまちづくり推進会議	多摩区地域包括ケアシステム推進のため、地域ニーズや課題の共有、対応策や、区地域福祉計画の策定と事業評価について各種団体の代表者と意見交換を行います。 【所管課】地域ケア推進課	保健、医療、福祉の関係団体、地区社会福祉協議会、地域住民の代表者等
	58 多摩区健康づくり推進連絡会議	「かわさき健康づくり21」の推進とともに、健康づくり推進のネットワークづくりをめざします。 【所管課】地域支援課	関係団体：医師会、歯科医師会、中学校、小学校、その他健康関連の団体
	59 多摩区食育推進分科会	地域の食に関する課題や取組について、地域の様々な関係団体と協働して食育を推進するために必要な検討及び情報共有等を行います。川崎市食育推進計画の推進とともに、地域特性を活かした食育推進のネットワークづくりをめざします。 【所管課】地域支援課	関係団体：栄養士会、食生活改善推進員連絡協議会、保育所、幼稚園、小学校、中学校、食品衛生協会等
	60 区社会福祉協議会との連携	区役所の関係部署と区社会福祉協議会で、子ども・高齢者・障害者等の分野の情報共有や、お互いの主催する事業で協力体制を整えることで、行政と社協が連携し、地域福祉を推進していきます。 【所管課】地域ケア推進課	
	61 関係営業施設との連携(★)	食品衛生協会、理美容組合、営業施設、動物愛護ボランティア等との連携による地域づくりを推進します。 【所管課】衛生課	
その他	62 庁内の各種連携会議(★)	「多摩区地域包括ケア推進本部会議」「コミュニティ検討部会」等の庁内会議を活用して、地域情報や各所管課が実施する事業や課題について共有し、連携を強化します。 【所管課】地域ケア推進課	



コラム⑭ 地域の支援者・関係機関が集まるネットワーク会議

子ども、障害、高齢者等、各福祉分野の課題解決に向けて、地域の支援者・関係機関が集まり、情報共有や連携のためのネットワーク会議を開催しています。ここでは、各福祉分野のネットワーク会議の一部を紹介いたします。

子ども・子育てに関するネットワーク会議
たまっ子育て会議

安心して子育てができる地域をつくるため、区内を3地区に分け「たまっ子育て会議」を開催しています。会議には、民生委員児童委員、保育園、子ども会、関係機関等が参加し、情報共有や意見交換を行っています。

「子育て世帯が孤立することなく、親子が育ち合えるためには地域で何が必要なのか」「どのような工夫や仕掛けが必要か」等、お互いの活動や役割を確認し、話し合うことで、地域の子ども・子育てネットワークの強化を進めています。



参照：事業 No.45

障害に関するネットワーク会議
多摩区地域自立支援協議会

障害のある方とその家族、また、日ごろから相談・支援に関わる関係機関、専門機関等が参加し、障害のある方と家族の困りごとやニーズについて、検討・整理を行うとともに、連携・協力体制の構築・強化を進めています。

また、検討の成果を各機関の活動に生かし、支援に役立てるとともに、広報誌「たまネット」の配布や会のホームページを通じて、区民に広く広報し、障害を持つ方への関心と理解を深めるための活動を行っています。



参照：事業 No.50

高齢者に関するネットワーク会議
地域ケア会議（個別ケア会議・地域ケア圏域会議）

地域ケア会議は地域包括支援センターが中心となって開催しています。高齢者個人が抱える課題について、医療や介護等の専門職や民生委員児童委員、町内会・自治会等が協働して解決を図るとともに、その積み重ねにより、地域の課題を明確にし、高齢者支援の充実に努めています。

近年では、「認知症」、「消費者被害」、「高齢者虐待」、「退院後の生活」、「独居高齢者の見守り」、「分野を超えた連携」等をテーマに会議が開催されています。



参照：事業 No.52



コラム⑮ 地域で活動する方・団体同士のネットワークづくり

同じ地域で活動している方・団体同士が、お互いの活動を知り、つながることで、それぞれの活動の活性化や連携をめざす、地域のネットワークづくりについて紹介します。

なかのしま子ども応援ネットワーク

NPO 法人ままとんきっずが中心となり、中野島地区の子ども・子育て支援に係る団体・個人・サークル等に声をかけ、全5回のボランティア交流会を企画し、地域ネットワークの勉強会や話し合いを経て、令和元年8月にネットワークが立ち上がりました。メーリングリスト、フェイスブック、交流会での情報交換等、緩やかなつながりの中でお互いの活動に協力し合っています。

子ども・子育ての課題は子どもの成長とともに連続し、長い目での見守りと支援が必要です。1つの団体だけでは難しいですが、各団体・活動者がネットワークを作り連携することで、多世代交流や地域ボランティアの育成等、課題解決に向けてパワーアップをめざします。



ボランティア交流会の様子



多世代交流イベント
「中野島子ども応援まつり」

多摩区認知症カフェ・地域カフェ交流連絡会

認知症カフェや地域カフェを運営している方、関心のある方を対象として、年に2回程度交流連絡会を開催しています。交流連絡会を開催することで、人材・資金・場所・内容等地域カフェの運営で生じる様々な悩みを共有し、他のカフェでの工夫、新しい取組やアイデア等を持ち帰って自分達の活動に生かす等カフェ同士の横のつながりも生まれています。

また、地域カフェ・認知症カフェを多くの方に知っていただき、活用してもらえるように普及啓発活動にも取り組んでいます。



多摩区役所地域みまもり支援センターと協働で
多摩区カフェまっぷ（令和2年1月発行）を作成しました。



カフェ交流連絡会の様子



コラム⑩ 多摩区社会福祉協議会の活動紹介

多摩区社会福祉協議会

多摩区社会福祉協議会は昭和47年に任意団体として設立し、平成8年に社会福祉法人として法人格を取得、その後、令和2年4月1日に川崎市社会福祉協議会と合併しました。

町会・自治会、民生委員児童委員協議会、障害者等当事者団体、ボランティアグループ等、地域の様々な福祉関係団体が会員となり多摩区社会福祉協議会を構成しています。また、会員から選出された委員による常任委員会や運営協議会で協議し、様々な事業を企画・実施しています。

その中で、ボランティアセンター事業や福祉教育推進事業等は、地域住民や関係団体の方々に専門委員会の委員になっていただき、事業を推進しています。

多摩区社会福祉協議会の活動

福祉を知る・学ぶ機会づくり

- ボランティア講座の開催
- 福祉教育の推進
- 情報の発信



日常地域福祉活動への参加・協力・支援

- 地区社会福祉協議会の活動支援
- 子育て支援
- 様々な行事の協力支援と参加



日常生活での困りごとの支援

- あんしんセンター事業
- 福祉機器の貸出
- 福祉車両の貸出



各種相談

- 生活福祉資金貸付相談
- ボランティア相談
- 福祉教育相談



指定管理・委託事業

- 多摩老人福祉センター
- 老人いこいの家
- 福祉パルたま
- 高齢者フリーパス



地域福祉活動の財源確保

- 共同募金運動の推進
- 賛助会員の募集
- 基金品の受入と配分



具体的な活動内容

ボランティア講座の開催



ボランティア活動に必要な知識や技術の習得を目的とした講座を開催しています。また、学生を対象に夏休みボランティア体験講座「チャレンジボランティア（通称チャレボラ）」を開催しています。

福祉教育の推進



学校での福祉教育を支援することを目的とした教職員と福祉学習支援者を対象とした交流会や、親子を対象とした「親子参加講座」、地域の方を対象とした福祉教育セミナー等を開催しています。

広報誌やボランティア情報誌の発行



区社協だより「多摩」やボランティア情報誌「たまぼら」を発行しています。また、ホームページやFacebookを通じて福祉情報を提供する等の啓発活動を行っています。



地区社会福祉協議会の活動支援



区内の5つの地区社会福祉協議会の運営や活動の支援を行い、連携して地域福祉活動を推進しています。地区社会福祉協議会は地域に住む方々が会員となり、支え合い助け合いの活動を展開しています。

様々な行事への協力支援と参加



「多摩ふれあいまつり」、「たまたま子育てまつり」等の開催に協力支援をするとともに、多摩区民祭に参加し、啓発活動を行っています。

共同募金運動の推進

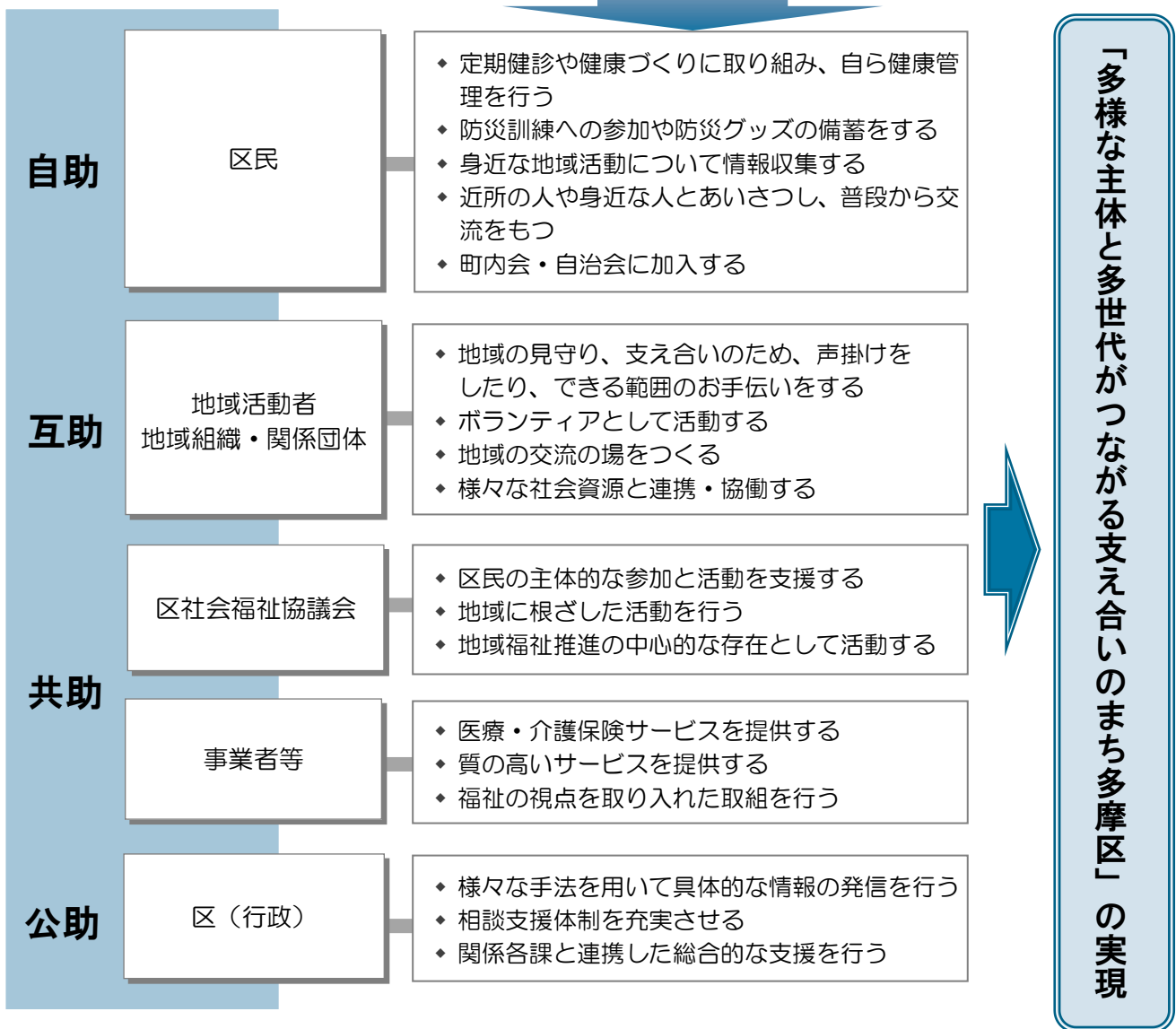


地域福祉活動を支える「赤い羽根共同募金」や「年末たすけあい募金」を行う共同募金会の事務局を担っています。

5 地域福祉計画の進め方

多摩区地域福祉計画が掲げる基本理念の実現に向け、区民、地域活動者・地域組織・関係団体、事業者、区社会福祉協議会、行政が連携し一体となって、自助・互助・共助・公助の枠組みを基に、地域課題の解決に向けてそれぞれができることを取り組んでいきます。

地域課題の解決に向けた具体的な取組

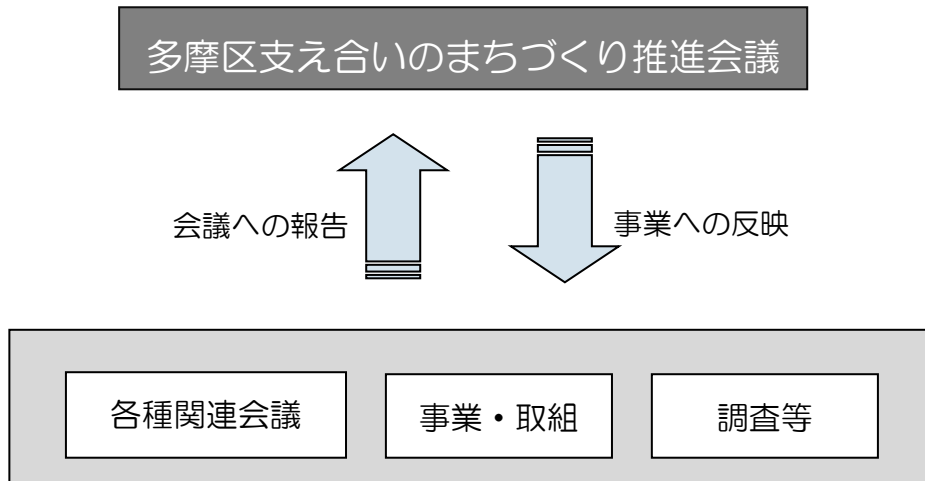


地域活動者 地域組織 関係団体	町内会・自治会、民生委員児童委員、NPO法人、ボランティア、老人クラブ、PTA、地域包括支援センター、地域子育て支援センター、障害者相談支援センター、ソーシャルデザインセンター等
事業者等	介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者、病院、LPガス協会、新聞販売組合、水道検針等業務受託者、その他民間企業等

学識経験者、市民団体の代表、行政関係職員、その他区長が特に認めた者で構成する「多摩区
支え合いのまちづくり推進会議」において、計画実施状況の点検・見直しを行います。

計画の進行体制

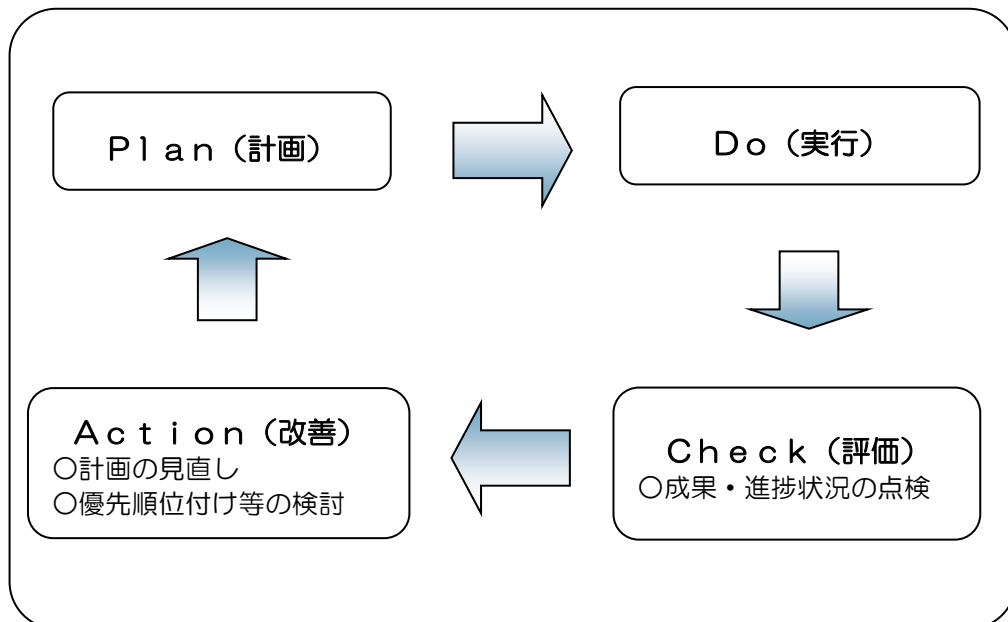
【計画の実施状況の点検・見直し】



多摩区地域福祉計画の推進にあたっては、「Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）
→ Action（改善）」といういわゆる「PDCAサイクル」によって行います。

PDCAサイクル

【PDCAサイクル】



資料編

(1) 第6期多摩区地域福祉計画策定の経過

年月日		策定の経過
令和元年 (2019) 11月~12月		第5回川崎市地域福祉実態調査の実施
令和2年 (2020) 6月	3日	令和2年度 第1回多摩区支え合いのまちづくり推進会議 ○地域包括ケアシステムの推進に向けた取組について ○第5回川崎市地域福祉実態調査について ○第5期多摩区地域福祉計画の中間評価について ○第6期多摩区地域福祉計画の骨子(案)などについて
7月	17日	令和2年度 第2回多摩区支え合いのまちづくり推進会議 ○第5期計画の振り返りについて ○第6期多摩区地域福祉計画について (策定の骨子・重点的な取組・具体的な取組など)
8月	19日	令和2年度 第1回多摩区地域包括ケアシステム推進本部会議 ○地域包括ケアシステムの推進に向けた取組について ○地域福祉計画策定について
	26日	令和2年度 第3回多摩区支え合いのまちづくり推進会議 ○第6期多摩区地域福祉計画の素案について ○意見交換
12月	1日~ 令和3年 2月5日	パブリックコメント
令和3年 (2021) 1月	23日	高齢・障害・地域福祉計画区民説明会 (新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)
3月	3日	令和2年度 第4回多摩区支え合いのまちづくり推進会議 (書面会議) ○パブリックコメントの実施結果について ○第6期多摩区地域福祉計画概要版(案)について
	17日	令和2年度 第2回多摩区地域包括ケアシステム推進本部会議 ○地域包括ケアシステムの推進に向けた取組について ○第6期多摩区地域福祉計画について

(2) 多摩区支え合いのまちづくり推進会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多摩区支え合いのまちづくり推進会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 会議は、次に掲げる事項について意見を交換する。

- (1) 地域包括ケアシステムの推進に関する事
- (2) 地域ニーズや課題の把握や共有及び対応策等に関する事
- (3) 行政・活動団体・関係機関相互の情報共有に関する事
- (4) 地域福祉計画の策定及び変更に関する事
- (5) 地域福祉計画に定める取組の進捗及び行政の事業評価に関する事
- (6) 前各号に定める事項の他、会議で必要と認める事項

(委員)

第3条 会議の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療関係の団体を代表する者
- (3) 福祉関係の団体及び施設を代表する者
- (4) 地域住民関係の団体を代表する者
- (5) ボランティア組織及び社会奉仕団を代表する者
- (6) 社会福祉当事者組織及び団体を代表する者
- (7) 学校関係及び保護者団体を代表する者
- (8) その他区長が特に認めた者

2 会議には座長1名を置き、進行を行う。

(開催期間)

第4条 会議の開催期間は、平成30年4月2日から令和3年3月31日までの期間とし、必要に応じて開催することとする。

(事務局)

第5条 会議の事務局は、多摩区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

この要綱の制定に伴い、多摩区地域福祉計画推進会議開催運営等要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(3) 多摩区地域福祉計画推進会議委員名簿

(50音順 敬称略)

	氏名	所属
1	青木 義明	多摩区食生活改善推進員連絡協議会
2	有北 いくこ	多摩区こども総合支援連携会議
3	井上 亜紀子	多摩区地域自立支援協議会
4	内田 由美子	多摩区社会福祉協議会地域課
5	大澤 敏夫	菅地区社会福祉協議会
6	大津 努	稲田地区社会福祉協議会
7	岡本 次郎	多摩区老人クラブ連合会
8	和 秀俊	学識経験者（田園調布学園大学）
9	木澤 静雄	登戸地区社会福祉協議会
10	岸 忠宏	多摩区医師会
11	清川 享二	生田地区社会福祉協議会
12	小林 由紀	地域包括支援センター（しゅくがわら）
13	近藤 充紀	多摩区民生委員児童委員協議会
14	田村 弘志	多摩区社会福祉協議会
15	古谷 欣治	中野島地区社会福祉協議会
16	山口 正芳	区長推薦
17	吉田 輝久	多摩区町会連合会
18	吉田 稔	多摩区商店街連合会

(4) 多摩区町丁別にみた地区組織

【稲田町会連合会】

町丁	町内会・自治会	中学校区 (区内7校)	地区 民児協 (8地区)	地区社協 (5地区)
和泉	なし	中野島中学校	人口なし	人口なし
宿河原1～3丁目	宿河原町会	稲田中学校	稲田東	稲田 地区社協
宿河原4丁目	宿河原4丁目町会			
宿河原5丁目	宿河原5丁目町会			
宿河原6丁目	宿河原町会			
宿河原7丁目	多摩新町自治会 宿河原7丁目13：宿河原東住宅自治会			
堰1～3丁目	堰町会 堰1丁目22-1：メゾンドール多摩川管理組合 多摩新町自治会			
長尾1～7丁目	長尾町会			
菅1～6丁目	菅町会	菅中学校 中野島中学校	菅第1	菅 地区社協
菅稲田堤1～3丁目	菅町会	菅中学校 中野島中学校		
菅城下	菅町会	菅中学校		
菅野戸呂	菅町会	菅中学校		
菅北浦1～5丁目	菅町会	菅中学校 中野島中学校 南菅中学校	菅第2	
菅仙谷1～4丁目	菅町会	南菅中学校		
菅馬場1～4丁目	菅町会	中野島中学校 南菅中学校		
中野島1～3丁目	中野島町会	中野島中学校	中野島	中野島 地区社協
中野島4丁目	中野島4丁目22：中野島住宅自治会、中野島町会			
中野島5丁目	中野島5丁目2：中野島多摩川自治会、中野島町会			
中野島6丁目	中野島6丁目4：中野島団地自治会、中野島町会			
布田	中野島町会			
登戸	登戸南武町会、登戸下河原町会、登戸南町会、 登戸東本町会、登戸中央町会、登戸新川町会、 登戸中部町会、登戸台和町会、登戸多摩川町会、 登戸新町町内会 登戸2828：サニーハイツ向ヶ丘自治会 登戸425：カサベルダ向ヶ丘管理組合	稲田中学校 枅形中学校	登戸	登戸 地区社協
登戸新町	登戸多摩川町会、登戸新町町内会	枅形中学校		

【生田地区町会連合会】

町丁	町内会・自治会	中学校区 (区内7校)	地区 民児協 (8地区)	地区社協 (5地区)
東生田1～4丁目	飯室上耕地自治会 東生田1丁目6～12：飯室中耕地自治会 飯室下耕地自治会、飯室谷町会、まみあな自治会、生田あやめ会、ともしび会、鷺鷥沼自治会	生田中学校 平中学校(宮前)	生田東	生田 地区社協
東三田1丁目	大谷南自治会 東三田1丁目2-17：ハイツ向ヶ丘遊園管理組合 東三田1丁目2-2：多摩フラワーマンション管理組合 東三田1丁目3-3：シティウインズ生田管理組合	生田中学校	生田中央	
東三田2丁目	東三田自治会、東三田2-4：大谷台会		生田東	
東三田3丁目	大谷南自治会 東三田3丁目9：公社生田住宅自治会 東三田3丁目11-1：東三田ハウス自治会 東三田3丁目10-1・2：レイディアントシティ向ヶ丘遊園団地管理組合	生田中学校	生田中央	
枅形1丁目	生田宿自治会、明王町会 枅形1丁目21：明王台ハイツ自治会		枅形中学校	
枅形2丁目	根岸町会、生田宿自治会、大道町会			
枅形3丁目	松本ふたば会、大道町会 枅形3丁目1～5：榎戸交柳会		生田東	
枅形4丁目	大道町会、根岸町会			
枅形5丁目	大谷自治会、大道自治会、大道町会、根岸町会 枅形5丁目16：川崎生田住宅自治会			
枅形6丁目	稲目町会、大道自治会 枅形6丁目1～7：松友会 枅形6丁目10：松和会		人口なし	
枅形7丁目	なし			
生田1～3丁目	土淵自治会、明王町会 生田3丁目8～10：東土淵自治会 生田3丁目16：生田団地自治会	生田中学校 枅形中学校	生田東	生田 地区社協
生田4丁目	土淵自治会、生田山の手自治会(★) 生田4丁目24-1：センチュリオン生田管理組合	生田中学校	生田東 生田中央(★)	
生田5丁目	土淵自治会(★)、生田山の手自治会、月見台自治会 生田5丁目16～24：生田みどり自治会		生田中央 生田東(★)	
生田6丁目	生田山の手自治会、月見台自治会 生田6丁目3：生田グリーンハイツ管理組合 大作自治会(★)		生田中央 生田第2(★)	
生田7丁目	五反田自治会、生田山の手自治会		生田中学校 枅形中学校	
生田8丁目	五反田自治会、生田山の手自治会			

町丁	町内会・自治会	中学校区 (区内7校)	地区 民児協 (8地区)	地区社協 (5地区)
三田1～5丁目	長沢自治会(★)、西三田住宅管理組合、南三田町会、三田3丁目自治会、三田昭和通り町会、三田4丁目自治会、三田5丁目自治会、五反田自治会 三田1丁目16～26：三田台自治会 三田1丁目13-1：ソフトタウン生田管理組合	生田中学校	生田中央 生田第2(★)	
栗谷1丁目	大作自治会、栗谷町会	南生田中学校	生田第2	生田 地区社協
栗谷2～4丁目	栗谷町会			
寺尾台1丁目	月見台自治会(★)、寺尾台自治会、たちばな台自治会	南菅中学校	生田第2 生田中央(★)	
寺尾台2丁目	寺尾台自治会 寺尾台2丁目8：寺尾台住宅管理組合 寺尾台2丁目4-6：寺尾台パークホームズ会			
長沢1～4丁目	長沢自治会	南生田中学校 長沢中学校 (麻生)	生田第2	
西生田1丁目	大作自治会	生田中学校	生田第2 生田中央(★)	
西生田2丁目	五反田自治会(★)、大作自治会			
西生田3・4丁目	大作自治会	南生田中学校	生田第2	
西生田5丁目	大作自治会、かりがね台自治会、高見台自治会、長沢自治会			
南生田1～8丁目	大作自治会、栗谷町会、南生田自治会 南生田7丁目1～4：つつしが丘自治会 平野町会、葉月町会、長沢団地会、長沢春秋台自治会、長沢自治会 南生田7丁目6-1：生田ガーデンア自治会	南生田中学校 長沢中学校 (麻生)	生田第2	

※「みんなではいりましょう 町内会・自治会」(平成31年4月現在 多摩区町会連合会事務局)を元に掲載

(5) 子ども・子育てに関する相談先

① 子育て全般についての相談先

児童相談所は児童福祉法に基づいて設けられた専門の相談機関です。

0歳～18歳未満の子どもについての相談を受け、一緒にその問題解決につとめます。子ども自身からの相談もお受けします。

児童家庭支援センターは0歳から18歳未満までの子どもの子育てや養育に関する相談をお受けします。

名称	連絡先
川崎市北部児童相談所	Tel 931-4300 Fax 931-4505
かわさきさくら児童家庭支援センター	Tel 944-3981 Fax 944-3982

② 発達に関する相談先

発達遅滞、情緒障害、言語障害、聴覚障害、視覚障害、肢体不自由などの障害がある子ども、およびそれらの疑いのある子どもに対して相談・診察・検査・評価・療育・訓練などを行います。

名称	連絡先	担当地域
北部地域療育センター	Tel 988-3144 Fax 986-2082	菅馬場、布田、菅稲田堤、菅野戸呂、菅城下、菅、菅北浦、菅仙谷、生田、南生田、西生田、三田、東三田、栗谷、寺尾台、長沢
川崎西部地域療育センター	Tel 865-2939 Fax 865-2955	中野島、和泉、登戸、登戸新町、枳形、東生田、宿河原、長尾、堰

③ 地域子育て支援センター

地域子育て支援センターは、子育て中の親子と一緒に安心して遊べる施設です。開いている時間なら気軽に立ち寄って遊べます。お子さんに合った遊びの紹介、子育て情報の提供や講座、育児相談などもしています。

名称	所在地・連絡先
地域子育て支援センター・宙（そら）	多摩区菅稲田堤 1-17-25 Tel 944-1515
地域子育て支援センター・西しゅくマーノ	多摩区宿河原 2-19-6 Tel 933-4152
地域子育て支援センター・にしきがおか	多摩区栗谷 3-28-2 Tel 080-6702-4177
地域子育て支援センター・みなみすげ	多摩区菅馬場 3-26-1 Tel 080-6702-4183
地域子育て支援センター・ますがた	多摩区枳形 6-3-1 Tel 080-9868-4676
地域子育て支援センター・なかのしま	多摩区中野島 4-22-7 Tel 090-4203-4897

(6) 障害者相談支援センター（障害者の相談先）

川崎市から委託を受けた法人が設置運営する公的な相談機関です。障害のある方やそのご家族、地域にお住まいの方たちの、様々な困りごとや悩みごとなどをお受けし、解決方法を一緒に考えたり、探したりするなどの支援を行います。

名称	所在地・連絡先
たま基幹相談支援センター	多摩区登戸 495-3 アミニティミシマ第5ビル1階 Tel 819-5788 Fax 819-5789
地域相談支援センター いろはにこんべいとう	多摩区中野島 4-19-14 プリメーラSS101 Tel 299-6510 Fax 299-7985
地域相談支援センター ドルチェ	多摩区中野島 2-6-7 豊栄レジデンス 103 Tel 819-4510 Fax 819-4511
地域相談支援センター アベク	多摩区长沢 1-19-1-101 Tel 948-9890 Fax 948-9892

(7) 地域包括支援センターの連絡先と担当地域（高齢者の相談先）

川崎市から委託を受けた法人が設置運営する公的な相談機関です。介護保険の相談や、福祉、健康、医療の相談、高齢者の権利擁護など、様々な相談に応じています。

地域包括支援センター名	所在地・連絡先	担当地域
長沢壮寿の里（※） （※）建替え中は仮事務所移転予定です。	多摩区长沢 2-11-1（※） Tel 976-9004 Fax 976-9672	東生田、枳形5～7丁目、東三田、三田、長沢
多摩川の里	多摩区中野島 6-13-5 Tel 935-5531 Fax 935-3511	和泉、布田、中野島、生田1～3丁目
太陽の園	多摩区栗谷 2-16-6 Tel 959-1234 Fax 959-1233	南生田、西生田、栗谷
菅の里	多摩区菅北浦 3-10-20 Tel 946-5514 Fax 946-3432	菅、菅野戸呂、菅稲田堤、菅馬場1・2丁目、菅城下、菅北浦
しゅくがわら	多摩区宿河原 6-20-19 Tel 930-5151 Fax 930-5911	宿河原3～7丁目、堰、長尾3～7丁目
よみうりランド花ハウス	多摩区菅仙谷 4-1-4 Tel 969-3116 Fax 969-3112	菅馬場3・4丁目、寺尾台、菅仙谷、枳形1～4丁目、生田4～8丁目

登戸	多摩区登戸 1891 第3井出ビル3階 Tel 933-7055 Fax 933-7077	登戸新町、登戸、 宿河原1・2丁目、 長尾1・2丁目
----	--	----------------------------------

(8) 権利擁護に関する相談先

ご自分では福祉サービスの利用契約や日常的な金銭管理などに不安のある高齢の方や障害のある方の財産や権利を守り、安心して日常生活を送れるよう支援します。

名称	所在地・連絡先
川崎市多摩区社会福祉協議会 多摩区あんしんセンター	多摩区登戸 1891 第3井出ビル3階 福祉パルたま内 Tel 933-2411 Fax 911-8119

(9) ボランティア・地域福祉活動に関する相談先

多摩区ボランティアセンターでは、ボランティアに関する様々な相談を受け付け、ボランティアの紹介や調整を行ったり、活動する上で必要な知識・技術を習得できるよう講座を開催しています。

また多摩区ソーシャルデザインセンターでは、地域での活動に係る様々な相談の受け付けや、地域人材・団体の情報登録、活動の立ち上げ支援も行っています。

名称	所在地・連絡先
川崎市多摩区社会福祉協議会 多摩区ボランティアセンター	多摩区登戸 1891 第3井出ビル3階 福祉パルたま内 Tel 935-5500 Fax 911-8119
多摩区ソーシャルデザインセンター	多摩区登戸1775-1 多摩区総合庁舎（多摩区役所）1階 Tel 080-6573-0043 Fax 330-1539

第6期多摩区地域福祉計画

【発行年月】 令和3（2021）年3月

【編集・発行】 川崎市多摩区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）
地域ケア推進課

〒214-8570 川崎市多摩区登戸 1775-1

TEL 044-935-3241

FAX 044-935-3276

E-mail 71keasui@city.kawasaki.jp

